



DBJ

日本政策投資銀行
Development Bank of Japan

卵の形は「創造」「エネルギー」の象徴であり、色調に合わせて経済社会のニーズに応えるために積極的にトライし、内部から新しいものを生み育てていく、若々しく逞しい行動力を表しています。

日本政策投資銀行ディスクロージャー誌

2001

DBJ

目次

ご挨拶	1
日本政策投資銀行のプロフィール	2
適正な業務運営の仕組み	4
Q&A	9
最近のトピックス	16
サステナブル・ディベロップメントへの取組み	20

活動状況 21

日本政策投資銀行の業務分野と 平成13年度投融资計画	22
自立型地域創造	24
豊かな生活創造	28
経済活力創造	33
社会資本整備促進	37
出資・保証	38
プロジェクト支援活動	39
情報提供活動	41
対内投資促進および地域国際化支援活動	44
国際協力活動	45

財務状況 46

資料編 56

日本政策投資銀行法	57
日本政策投資銀行中期政策方針	60
中期政策方針の実施状況に係る検討について	61
日本政策投資銀行投融资指針	64
役員	66
組織図	68
(参考1) 日本政策投資銀行の業績推移	69
(参考2) 日本開発銀行の業績推移	70
(参考3) 北海道東北開発公庫の業績推移	72
本支店・事務所等照会先	74
本支店・事務所等所在地	76



ご挨拶

日本政策投資銀行は、平成11年10月、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継し、新しい時代にふさわしい総合政策金融機関として再スタートを切りました。

新銀行設立以降は、(1)自立型地域創造、(2)豊かな生活創造、(3)経済活力創造を重点分野とし、地域における中心市街地活性化や交通基盤整備、風力発電などの自然エネルギー開発や環境対策、IT革命に対応した情報通信ネットワークの整備などに取り組んでいます。また、政府の経済対策に沿って、信用収縮(いわゆる貸し渋り)対策(平成12年度末まで実施)、事業再生など、緊急に対応すべき政策的要請にも応えています。

当行の母体を成す両機関は、それぞれの歩みの中で「全国的な」と「地域の」といった相互補完的な視座を保ちつつ、政策金融機関として審査・評価機能や時代の先を見通す眼をノウハウとして蓄積してまいりました。

当行の業務は、政策性が高いにもかかわらず民間金融機関だけでは十分な対応が期待できない事業に対して、長期・低利資金の融資や出資などの資金供給機能を果たすことはもちろん、旧機関の時代から長年培ってきたプロジェクト形成ノウハウによる知的支援や、PFI・プロジェクトファイナンスなどの新しい事業手法・金融手法の活用、経済社会の変化や政策要請を先取りした情報の生産・発信などにも積極的に取り組んでいます。当行は、こうした金融・プラス・アルファの機能を発揮する「ナレッジバンク」として、新しい発想のもとに、政策金融の役割を果たしてまいります。

一方で、民業補完、償還確実性の原則を堅持しつつ、業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努め、適切な業務運営にも取り組む所存です。

今後も引き続き、時代の要請に対的確かつ効率的に対応し、新しい世紀の日本経済に大いに貢献できる機関でありたいと考えております。

この冊子は、当行の業務内容や最近の業績などをわかりやすくご紹介したディスクロージャー資料です。この他インターネットホームページ等も活用しつつ、当行に対するご理解を一層深めていただけるよう不断の努力を続けてまいります。

日本政策投資銀行に対しまして、今後とも一層のご支援・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法に基づき、平成11年10月1日に日本開発銀行と北海道東北開発公庫の一切の権利・義務を承継して設立されました。
また、当行は地域振興整備公団および環境事業団の融資業務を引き継いでいます。

● 目的

一般の金融機関が行う金融等を補完・奨励することを旨とし、

- (1) 経済社会の活力の向上および持続的発展
- (2) 豊かな国民生活の実現
- (3) 地域経済の自立的発展

に資するため、長期資金の供給等を行い、もってわが国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的としています。

● 資本金 (平成13年3月末現在)

資本金は10,394億円 (全額政府出資) となっています。

● 職員数 (平成13年3月末現在)

職員数は1,385名となっています。

● 業務内容

当行は、以下のような機能を複合的に発揮することにより、総合政策金融機関としてわが国の経済社会政策上、望ましいプロジェクトを支援していきます。

(1) 長期資金の供給等 (出融資、債務保証等)

長期・低利の良質な資金供給等により、民間金融機関と協調して政策性の高いプロジェクトの支援を行います。

(2) プロジェクト支援

政策性が高いプロジェクトの円滑な形成を促進するためにさまざまなノウハウや出融資機能等を活用しつつ、構想・計画段階から事業化段階まできめ細かく支援していきます。

(3) 情報発信

国内・海外のネットワークを活用し、内外の重要な経済、社会、産業および地域の動向等に関する調査・研究活動を行うとともに幅広い情報提供を行います。

● 業務運営上の特色

(1) 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行は、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針 (「中期政策方針」) に従って業務を行い、各事業年度毎に「投融資指針」を作成、公表しています。さらに、外部有識者による「運営評議員会」を設置し、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討・公表します。

(2) 民間金融機関の補完・奨励

日本政策投資銀行法では、民間金融機関との競争の禁止を規定し、民間金融機関の行う金融を補完・奨励することとしています。

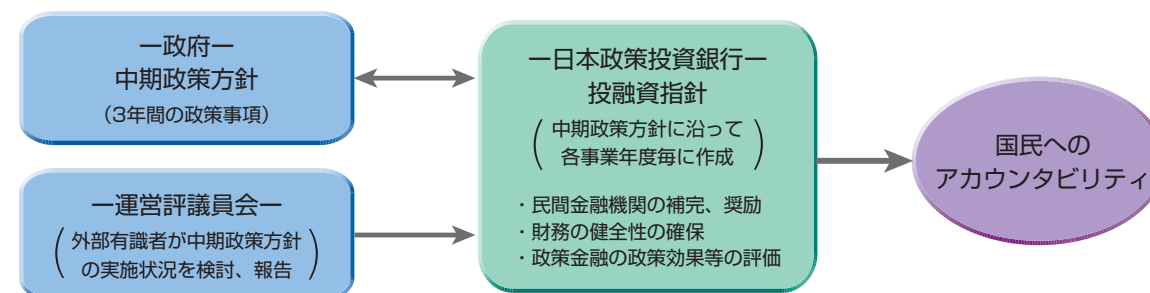
(3) 財務の健全性の確保

当行は、償還確実性および収支相償の原則を踏まえ、政策金融機関として健全かつ効率的な業務運営に努めています。

(4) 政策効果等の評価

当行は、政策金融の政策効果等を客観的に評価し、政府機関としてアカウンタビリティの確保に努めています。

業務運営上の特色



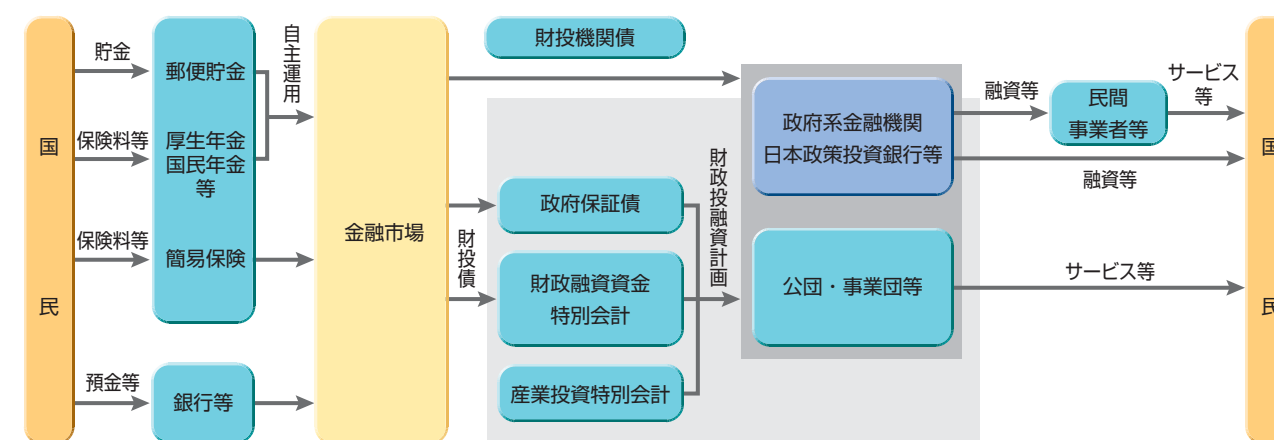
● 投融資計画

当行の出融資予算や対象分野は、毎年の政策要請に応じて、財政投融資計画とともに国会で審議・議決されます。また各年度毎の決算についても国会に提出されます。平成13年度の投融資計画は1兆6,000億円となっています。

● 新たな財政投融資のしくみ

平成13年度より財政投融資制度の改革が実施され、郵貯・年金の全額が資金運用部に預託される制度から、特殊法人等の施策に真に必要な資金だけを市場から調達する仕組みへ変更となりました。これにより、財政投融資制度の市場原理との調和が図られるとともに、特殊法人等の改革・効率化の促進にも寄与することとなります。当行も財投改革の趣旨に沿った積極的な対応を図るため、平成13年度に財投機関債1,000億円を発行する予定です。

財政投融資のしくみ



(参考) 日本政策投資銀行の格付取得状況 (平成13年7月現在)

財投機関債の格付取得状況 (発行体格付または予備格付)

Moody's	S&P	R&I	JCR
Aa2	AA	AAA	AAA

(注1) 財投機関債に政府保証は付されていません。
(注2) Moody's : ムーディーズ・インベスターズ・サービス
S & P : スタンダード・アンド・プアーズ
R & I : 格付投資情報センター
JCR : 日本格付研究所

政府保証債の格付取得状況

	Moody's	S&P
外貨建国外債券	Aa1	AA+
円建て国外債券		
国内債券	Aa2	-

重点分野と業務内容



日本政策投資銀行は、多層的な確認プロセスにより政府機関として求められる業務の透明性やアカウンタビリティの確保に努めています。また、金融機関として持つ様々なリスクの管理にも取組み、適正な業務運営が図られるよう努めています。

1. 中期政策方針に基づく投融資指針の作成・公表

当行では、主務大臣が作成した、3年間の中期の政策に関する方針（「中期政策方針」）に従って業務を行い、各事業年度ごとに「投融資指針」を作成、公表しています。

「中期政策方針」については、P60をご参照ください。
「投融資指針」については、P64をご参照ください。

2. 運営評議員会

当行では、日本政策投資銀行法第24条に基づき、「運営評議員会」を設置し、外部有識者である評議員の皆さんに、当行「中期政策方針」に記載された事項に係る業務の実施状況をご検討いただき、透明性向上の観点から、その検討結果を公表していきます。

1. 運営評議員会の概要

- (1) 定員：8人以内
- (2) 任命：学識経験者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命
- (3) 任期：4年
- (4) 会長：総裁の指名により定め、会長は、会務を総理

2. 評議員名簿

（五十音順、敬称略。◎は運営評議員会会長）（平成13年6月末現在）

- 茅 陽一 (財)地球環境産業技術研究機構副理事長
- 岸 暁 (株)東京三菱銀行取締役会長
- 清水 仁 東京急行電鉄(株)代表取締役会長
(社)日本民営鉄道協会会長
- 新宮 康男 住友金属工業(株)相談役名誉会長
前(社)関西経済連合会会長
- 杉田 亮毅 (株)日本経済新聞社代表取締役副社長
- ◎豊田 章一郎 トヨタ自動車(株)取締役名誉会長
(社)経済団体連合会名誉会長
- 新村 保子 (株)住友生命総合研究所常務取締役
- 森地 茂 東京大学大学院工学系研究科
社会基盤工学専攻教授

3. 開催実績

- ・第1回（平成11年12月15日）
 - ①日本政策投資銀行概要と運営評議員会の今後の進め方
 - ②政策金融評価の考え方について
- ・第2回（平成12年2月10日）
 - ①平成12年度投融資計画について

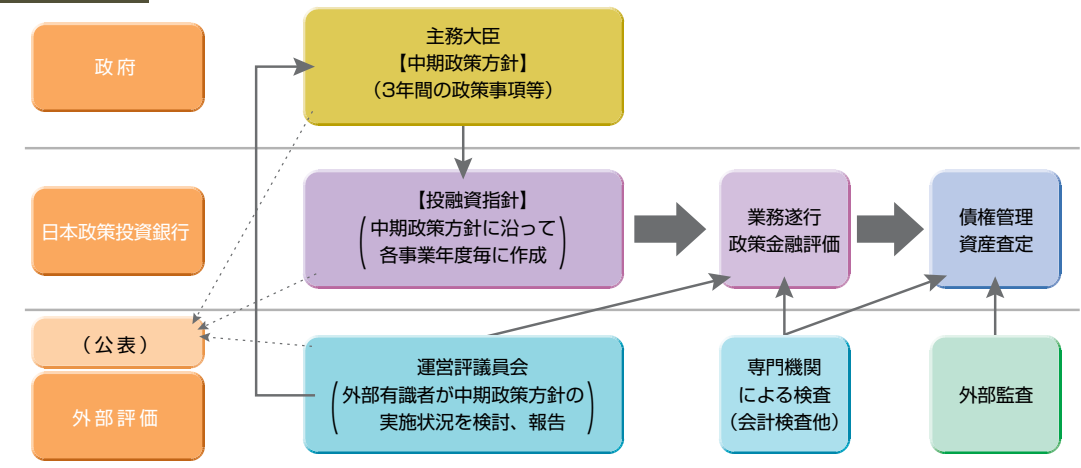
②「経済活力創造」への取組み－経済構造改革・新技術開発－

- ・第3回（平成12年4月28日）
「豊かな生活創造」を支える環境調和型エネルギー政策
- ・第4回（平成12年7月3日）
 - ①平成11年度決算概況
 - ②「自立型地域の創造」と「豊かな生活の創造」に向けた都市開発の取組み
- ・第5回（平成12年9月12日）
 - ①平成13年度概算要求について
 - ②情報通信分野における政策銀行の取組み
～ケーブルテレビ事業を事例として～
- ・第6回（平成13年2月15日）
 - ①平成13年度投融資計画について
 - ②「自立型地域創造」に向けた政策銀行の取組み
 - ③中期政策方針の実施状況にかかる検討について（経過説明）
- ・第7回（平成13年4月19日）
「我が国におけるベンチャービジネスの現状と本行の対応について」
- ・第8回（平成13年7月2日）
 - ①平成12年度決算概況
 - ②「豊かな生活創造」に向けた物流ネットワーク整備への取組み

4. 中期政策方針の実施状況に係る検討について（経過説明）

運営評議員会における検討状況については、これまで開催毎にその議題と説明資料を公開してきました。運営評議員会では、平成13年3月に現行の中期政策方針に基づく日本政策投資銀行の業務の実施が約1年半を経過したことに鑑み、経過説明として評議員から表明された意見を含めて、これまでの検討状況を取りまとめました。P61をご参照下さい。

業務運営の仕組み



3. 法令遵守の体制

当行では、日本政策投資銀行法に基づき監事が業務全般を監査しているほか、業務全般について会計検査院の検査が行われるとともに、毎年度の決算は国会に提出されています。また、当行では、政策金融機関としての社会的使命と責任を踏まえ、法令等の遵守体制の構築を業務運営上の重要課題と促え、法令等の遵守が確保されるために必要な措置の実施等について以下の様な組織的な取組みを行っています。

- ① 行内ルールの整備
コンプライアンスに関する基本方針および行内体制の整備等についての行内ルールの整備を行いました。
- ② コンプライアンス委員会の設置
コンプライアンスに関する事項の審議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの実践状況の把握、行内体制の整備等について審議を行うこととしています。

③ コンプライアンス統括部の設置

組織規定において、コンプライアンスに関する事項を統括する部署として、総務部を明定しています。総務部では、コンプライアンスに関する事項の企画・立案を担当し、関係部と連携しながら当行のコンプライアンス体制の構築に取り組んでいます。

④ コンプライアンス・オフィサーの設置

コンプライアンス関連事項の各部店での報告・相談窓口、また統括部等関連部店との連絡役として、各部店にコンプライアンス・オフィサーを設置し、各部店でのコンプライアンスの円滑な実践を図っています。

⑤ 検査部による検査の実施

他のセクションから独立した検査部が、本店およびすべての支店に対して年1回程度実地検査を行い、法令および行内規定を遵守した適切な事務処理の実施状況を確認しています。

4. 情報セキュリティの体制

当行では、ネットワーク化の進展等による金融機関としてのシステムリスク管理の重要性の高まり、および政府の「情報セキュリティ対策推進会議」における「サイバーテロ対策特別行動計画」の決定等を受け、システムリスク管理のための行内体制の整備について、以下の様な取組みを行っています。

- ① 情報セキュリティポリシーの策定
当行の情報システムの安全対策に関する統一方針として、情報セキュリティポリシーを制定しました。
- ② 情報セキュリティ委員会の設置
システムリスク管理に関する審議機関として情報セキュリティ委員会を設置し、システムリスク管理体制の基本方針、行内ルールの整備方針等について審議を行っています。

③ 情報セキュリティ管理部門の設置

情報セキュリティの維持管理を一元的に行うために、総務部に情報セキュリティ部門を設置し、ルールを遵守したシステム利用が行われていることの日常的な確認を行っています。

④ 情報資産管理者の設置

各部店における安全対策実施の責任者として、各部店に情報資産管理者を設置しています。

⑤ 情報セキュリティ監査の実施

他のセクションから独立した検査部が、年1回、ルールに基づいたシステム利用が行われているかどうかの検証を行います。

5. 政策金融評価

当行は、行政活動の一端を担う政策金融機関として、その活動の成果を政府・国民に対して説明する責任（アカウンタビリティ）を有しています。行政評価・政策評価は、欧米の先進事例を参考に、政府・自治体においても取組みが進められています。当行も、アカウンタビリティの確保とよりよい業務運営のために、政策金融評価の導入に向けた取組みを進めています。

1. 政策金融評価の仕組み

当行は、主務大臣の作成する中期政策方針に従って業務を行い、運営評議員会でその実施状況の外部評価を受けることが法律上定められています。政策金融評価は、この枠組みの中で、個々の投融资案件（個別案件）や投融资制度（プログラム）の評価を行ってまいります（下図「日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル」参照）。

具体的には、①個別案件評価（投融资案件ごとに対象事業の政策的性と投融资の意義を評価）、②プロ

ラム評価（投融资制度の有効性の評価）、③プロジェクト評価（重要案件の詳細評価）、④総括評価の4段階にわたって実施し、総括評価結果を運営評議員会に報告するとともに広く開示いたします（図表「評価の種類」参照）。

2. 政策金融評価部の設置

政策金融評価の専門セクションとして政策金融評価部が、政策金融評価の仕組み作りとその適正な運用に当たります。

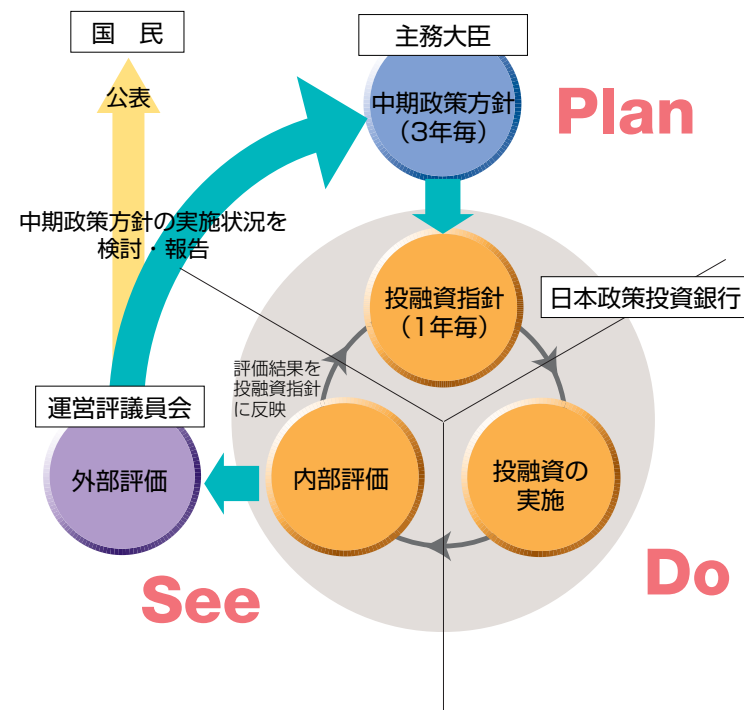
3. 個別案件評価の試行開始

平成12年10月より投融资実施時の個別案件評価を試行的に開始しました。

4. 有識者の意見聴取

学識経験者による委員会を設置し、よりよい評価制度の導入のための意見を聴取しています。

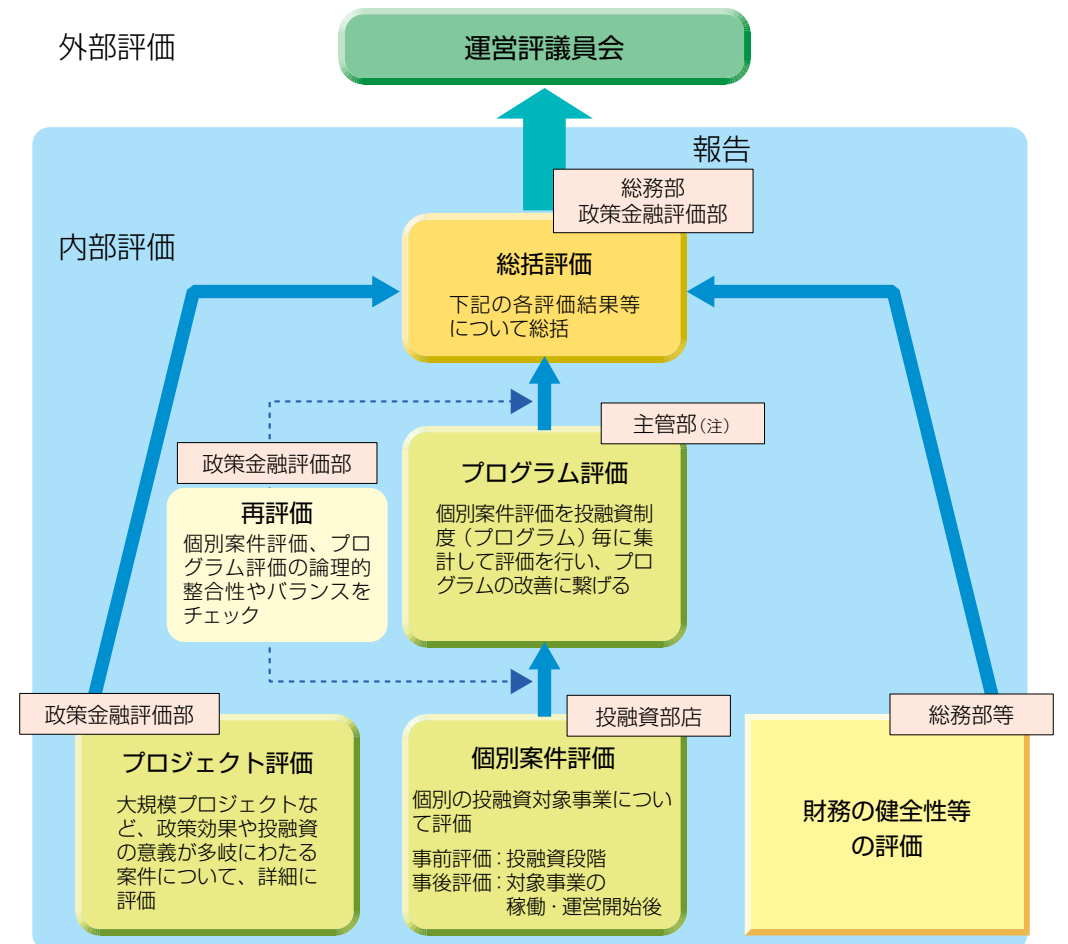
日本政策投資銀行法に基づく業務運営のマネジメント・サイクル



(評価の視点)

- 対象事業の政策的性：投融资対象事業が、実際に政策目的を実現するものであるか否か、国民や地域住民にとってどのような有効性を持ち、どの程度の成果をあげるものであるか
- 投融资の意義：日本政策投資銀行の投融资が、民間金融を補完又は奨励することにより、どのように有効な成果をあげていると判断されるか

評価の種類



□：各類型の内部評価を実施する日本政策投資銀行内のセクション

(注) 主管部：各投融资制度（プログラム）にかかる投融资の方針・計画の立案等を掌るセクション。例えば、都市開発部（組織図参照）は、都市開発関連のプログラムの主管部である。

6. ディスクロージャー

当行では、業務内容、財務状況等について、積極的に開示しています。

資料の種類	公表場所・方法	公表時期(予定)
1 貸借対照表	官報にて公告、各事務所に常備	6、11月
2 損益計算書		
3 財産目録		
4 附属明細書		
5 業務報告書 (業務内容、業務実績および計画、組織概要、財務状況等を掲載)	国会提出、各事務所に常備、全国の図書館、地方公共団体、経済団体並びに希望者に配付	7月
6 決算報告書	各事務所に常備	8月
7 日本政策投資銀行のご案内	各事務所に常備、一般に配付	6月
8 日本政策投資銀行ディスクロージャー誌	各事務所に常備、外国政府、外資系企業等に配付	7~8月
9 ANNUAL REPORT		8~9月
10 インターネットホームページ (業務内容・実績、財務状況、調査レポート要旨等を掲載)	インターネットにアクセスすることで閲覧可能	随時

(注1) 11年度上期以前については、日本開発銀行および北海道東北開発公庫の資料となります。

(注2) 行政コスト計算書も今後作成・開示していく予定です。

7. ALM・リスク管理体制

当行では、効率的な資源配分、適切なリスク管理を行うため、総務部を中心にALM・リスク管理体制を構築しています。また、信用リスク計量化のためのモデル構築を行い、リスク管理に活用しています。

1. 信用リスク

当行は、日本政策投資銀行法上、償還が確実に認められる場合に限り投融資を行うことができるものとされています。このため、投融資にあたっては政策意義や効果に加えて、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算性等を中立・公平な立場から審査しています。

信用リスクの的確な把握と管理のために平成11年度より内部格付制度を導入し、格付に応じて貸付金を管理する体制を整え、同時に資産自己査定を実施しています。

当行は、「銀行法」および「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分および資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却および貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権および金融再生法開示債権を開示しています(P51)。

2. 市場リスク

(1) 金利リスク

当行は、融資(バンキング)業務に付随する金利リスクに関し、キャッシュフロー・ラダー分析(ギャップ分析)、現在価値分析、金利感応度分析等に基づいた資産・負債の総合管理を実施しております。この融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っております。なお、当行はトレーディング(特定取引)業務を行っておりませんので、同業務に付随する金利リスクはありません。

(2) 流動性リスク

当行は、綿密な資金収支予定管理に加え、国の財政投融资計画に基づく財政融資資金、政府保証債、財投機関債等の長期・安定的な資金の確保により、流動性リスクに対する強固な基盤を有しております。一方、不測の短期資金繰り調整の必要等に備え、手元資金は安全性と流動性を勘案した短期運用を中心としているほか、複数の民間金融機関との間で当座貸越枠の設定等も行っています。また、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:1取引毎に即時に決済を行う方式)に対しても、日中の流動性を確保するとともに決済状況等について適切な管理を実施しております。

(3) 為替リスク

為替リスクは、外貨建融資および外貨建債券発行により発生します。これについては、通貨スワップを利用することにより、リスクヘッジを行っています。なお、スワップに伴うカウンターパーティーリスク(スワップ取組み相手が義務を履行できなくなるリスク)については、スワップ取組み相手の信用力を常時把握するとともに、複数機関に取引を分散させることにより管理を行っています。

Q1 日本政策投資銀行が行う「政策金融」の役割は何ですか。

A1 わが国経済は、民間を中心とする競争的な市場メカニズムを基本に、今日の発展を築き上げてきました。

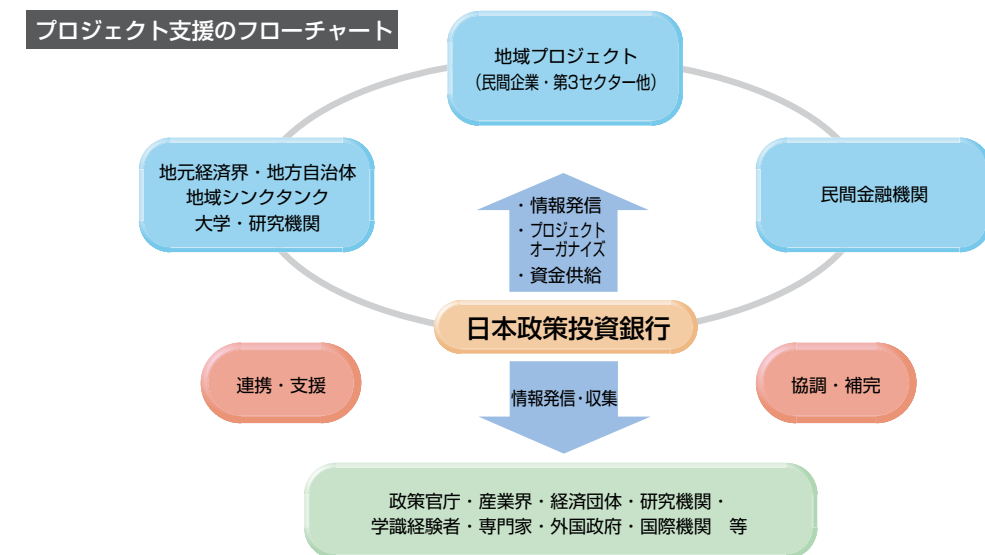
しかし、国民経済的に必要な公共的プロジェクトであっても、リスクが高い、投資回収に長期を要するなどの理由から、市場メカニズムのみに委ねては円滑な資金供給がなされない分野が少なくありません。

こうした分野に、政策的な観点から資金供給を行うことによって、民間部門の経済活動を国民経済的に見

て望ましい方向に誘導し、経済・社会課題の解決を目指すことが政策金融の果たす役割です。

政策金融は、政府信用に基づく低利の安定的な有償資金を原資としてはじめて可能となります。また、有償資金であればこそ資金を効率的に活用しようというインセンティブが働き、創意工夫が尊重されるという特徴を併せ持っています。

プロジェクト支援のフローチャート



Q2 日本政策投資銀行は、これまでどのような分野に「政策金融」を行ってきたのですか。また、現在どのような分野に重点的に対応しているのですか。

A2 日本政策投資銀行は、日本開発銀行と北海道東北開発公庫の業務を承継して発足した銀行です。

これまで日本開発銀行は、①国民生活の基盤となる社会資本の着実な整備、②地域環境問題への取組みを含む環境・エネルギー対策、③新規事業の支援などの経済構造改革や地域活性化という視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

一方、北海道東北開発公庫は、北海道・東北地域において、①地域の国際化・情報化、②研究開発基盤や都市基盤等の社会資本の整備、③新規事業の創出な

どの経済社会の変化に対応した自立的な地域づくりという視点から、これらの分野に重点をおいた政策金融を行ってきました。

日本政策投資銀行は、両機関のノウハウを駆使することで、わが国の社会・経済的要請を先見性をもった的確に把握し、その時代の政策課題に応じて業務分野を機動的に変化させ、時代の要請に的確に対応してまいります。

現在の業務の重点分野については、P21以降の「活動状況」をご参照ください。

時期	政策課題	重点分野
昭和20年代	経済復興・経済自立	・電力、石炭、海運、鉄鋼等基幹産業の復興、近代化
30年代	先進国へのキャッチアップ	・機械、電子工業、合成繊維等の幼稚産業育成 ・石油化学、自動車、海運等の産業体制の整備
	地域格差の是正	・地方開発
40年代	社会開発の推進 福祉社会の建設、国民生活の改善 経済社会の発展基盤整備	・都市開発、地方開発、私鉄、流通近代化 ・公害防止、住宅産業、食品安全対策 ・国産電算機育成等技術開発 ・エネルギー確保
	経済的安全確保・エネルギー安全確保	・エネルギー安定供給、石油代替エネルギー利用 ・省資源・省エネルギー ・技術振興、情報処理・通信振興 ・都市開発、地方開発、国民生活改善
50年代	経済の安定的発展基盤整備 国民生活の質的向上	・事業転換等産業構造調整 ・輸入体制整備等内外競争条件の整備 ・民間活力による社会資本整備・基幹鉄道の整備 ・バイオ、宇宙産業等先端技術開発・新電電、VAN ・重度障害者雇用促進等福祉関連 ・地域活性化、多極分散型国土形成 ・地域の技術高度化、情報化、国際化
	経済構造調整の推進 国際経済摩擦緩和 内需拡大、社会資本整備推進 技術開発推進、高度情報化社会の建設 国民生活の安定と向上 地域間の均衡ある開発発展	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日投資促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成 ・地域活性化
60年代～平成年代	国民生活の基盤充実 地球環境問題への対応 活力ある経済社会の構築・経済構造改革 地域経済の自立的発展	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日投資促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成 ・地域活性化
日本政策投資銀行設立～	国民生活の基盤充実 地球環境問題への対応 活力ある経済社会の構築・経済構造改革 地域経済の自立的発展	・都市、交通、物流、情報・通信の基盤整備、生活福祉関連施設 ・環境対策、エネルギーセキュリティ対策 ・対日投資促進等国際化 ・事業革新、規制緩和など産業構造改革 ・新技術開発、新規事業育成 ・地域活性化

Q3 欧米でも「政策金融」が行われているのですか。

A3 各国政府が市場メカニズムによる資源配分にどの程度、どのような手段で関与するかについては、それぞれ歴史的に形成された財政・金融制度等固有の事情に基づくことから、単純な比較は難しいのですが、欧州には、EU全体の政策金融機関として欧州投資銀行(EIB)が存在します。また、各国レベルでは、ドイツの代表的政策

金融機関として復興金融公庫(KfW)が挙げられます。資本市場が最も発達している米国では、わが国と同様の政策金融は比較的少ないものの、連邦レベルでは産業取引債等を活用したプロジェクト支援が幅広く行われています。

(参考)欧米各国の公的金融について

■欧州はEIBやKfW、米国は連邦信用プログラムが類似した役割

○ 代表的な総合政策金融機関の貸出等の対GDP比率

	DBJ [日本]	EIB [欧州]	KfW [ドイツ]	米国 (右記+政府 支援企業)	連邦信用 プログラム
貸出等 実績	兆円 1.6	億eur 278	億eur 434	億ドル 4,210	億ドル 742
GDP	513.7	79,341	19,824	92,992	
GDP比率	0.3%	0.3%	2.2%	4.5%	0.8%

(参考資料)各機関ディスクロージャー、WEFA「World Economic Outlook」、独連銀月報、米国商務省「Survey of Current Business」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspective」他
(注)数字はDBJが99年度、EIBとKfWが99暦年、米国は99会計年度(98/10～99/9)

【欧州の政策金融機関】

・欧州にはEIBやKfWなど、当行と類似した総合政策金融が存在します。
・規模も対GDP比率0.3%～2.2%程度です。

【米国の連邦信用プログラム】

・米国では、連邦信用プログラムに基づき政策的な融資や保証を行っています(対GDP比率0.8%)。
・更にファニーメイ(連邦住宅抵当金庫)等の政府支援企業による民間債権買い取りなどの間接支援が比較的大きな規模を占めています。

○公的金融部門の貸出金残高シェア

	日本	ドイツ*1	特別 金融機関	米国 (右記+政府 支援企業)	連邦信用 プログラム
政府系金融 貸出金残高	兆円 151	億eur 23,885	億eur 4,598	兆ドル 3.6	兆ドル 1.2
官民貸出金 残高合計*2	863	53,173		17.4	
政府系シェア	17.5%	44.9%	8.6%	20.7%	6.9%

(参考資料)日銀「金融経済統計月報」、独連銀月報、米国連邦準備制度「Flow of Funds Accounts of the United States」、米国Office of Management and Budget「Analytical Perspective」他

*1 KfWなどの特別金融機関+州立銀行・貯蓄銀行の合計。

*2 日本は日銀「金融経済統計月報」より作成。ドイツは代理貸し分を含む。米国は非金融部門負債残高として計算。

(注1)米国連邦信用プログラムは保証を含みます。

(注2)数字は日本が99年度、ドイツが99暦年、米国が99会計年度(98/10～99/9)

【官民貸付金残高シェア】

・公的金融機関の貸付金残高シェアで見ても、日本が各国との対比で大きく異なっている訳ではありません。

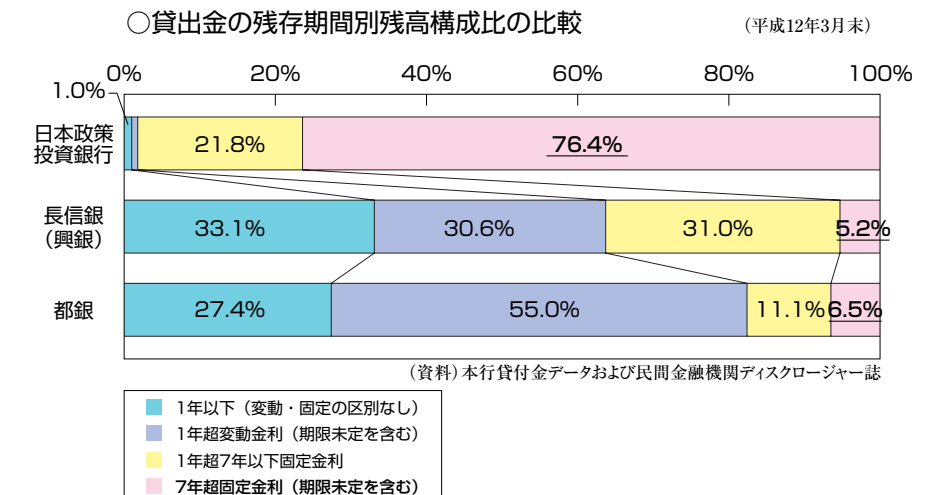
Q4 日本政策投資銀行と民間金融機関の最も大きな違いはどこにあるのですか。

A4 民間金融機関にも、国の信用秩序との関わりから公共的な役割がありますが、株式会社であればその目的は一義的には営利追求にあると言えます。これに対して、政府100%出資法人である日本政策投資銀行は、営利目的ではなく、政策的に重要なプロジェクトを支援することにより、わが国の経済社会政策に金融上の寄

与をすることを目的としています。

また、民間金融機関が企業の資金繰り全体を対象に、長短の融資を行うのに対して、当行は国民経済的に重要なプロジェクトを対象に、民間金融のみでは供給困難な長期資金の融資を行っています。

○貸出金の残存期間別残高構成比の比較



〈日本政策投資銀行の出融資〉

【対象事業の特徴】

- ・市街地再開発などの地域支援
- ・鉄道、空港、光ファイバーなどの社会的インフラ整備、安全対策・高齢者対策、環境・エネルギー対策など

【貸付の条件：長期・低利性】

- ・当行：8割近くが7年超の固定金利融資（平均貸付期間は15年）
- ・民間金融機関：7年超の固定金利融資は数%（リスクの大きい長期資金供給力は民間においても低下傾向）
→長期・低利融資により、低収益であっても国民的に必要な事業に長期・安定的な資金供給が可能です。

Q5 業務規模はどのように変化していますか。

A5 規模適正化に向けた不断の見直しを実施しています。具体的には次のとおりです。

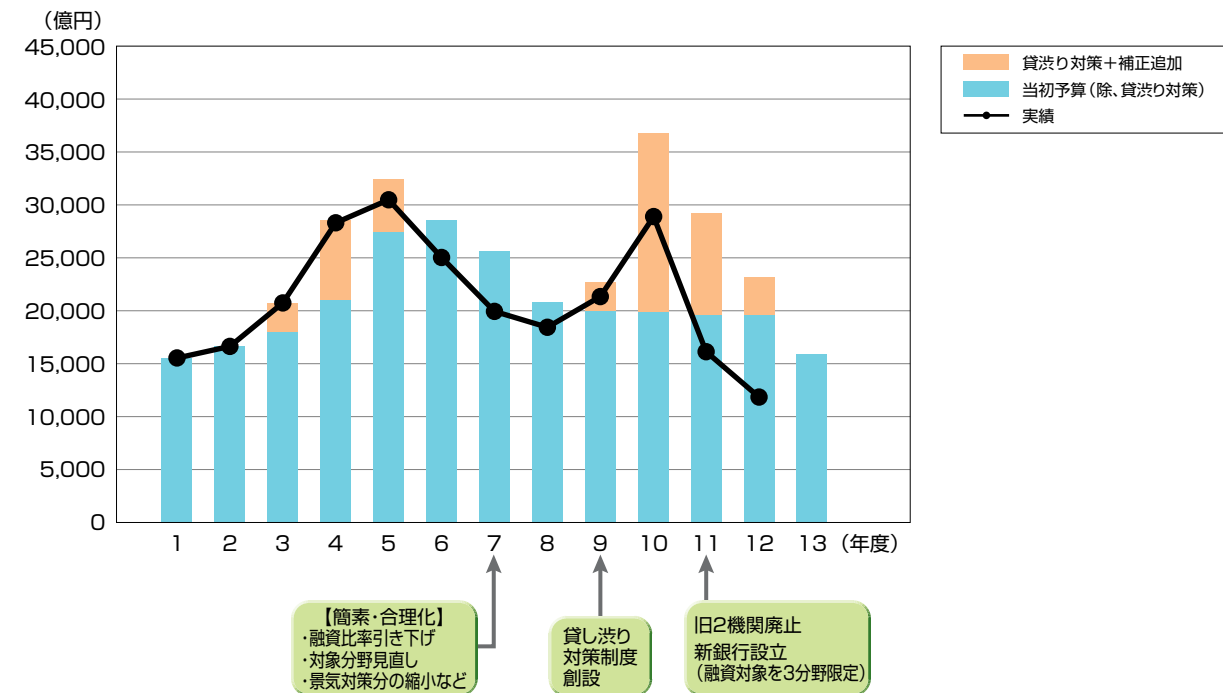
- ①経済対策（平成3年～5年）後の合理化実施
特殊法人の整理合理化（平成6年度）、与党による簡素・合理化要請（平成7年度）等により、規模を大幅縮減。
 - ・長期資金調達力の特に高い企業に対する融資比率引き下げ（5割→3割）
 - ・融資対象分野の見直し
→平成8年度には規模はほぼ経済対策前の水準へ
- ②金融危機への対応とその後の合理化（平成9年～）
 - ・「貸し渋り対策」融資（平成9年度～12年度）
→これを除けば減少基調を維持

- ・旧2機関（日本開発銀行、北海道東北開発公庫）を廃止、日本政策投資銀行を設立（平成11年10月）
→閣議決定を受け法律上も融資対象を明示
〔対象施策は「中期政策方針」として明示、外部有識者からなる「運営評議員会」がチェック〕
- ・航空機融資制度を廃止



以上から、平成13年度はピーク時の半分以下まで規模は縮小しています。
（前年比△28.3%。財投借入等は機関債発行等により△33.9%。）

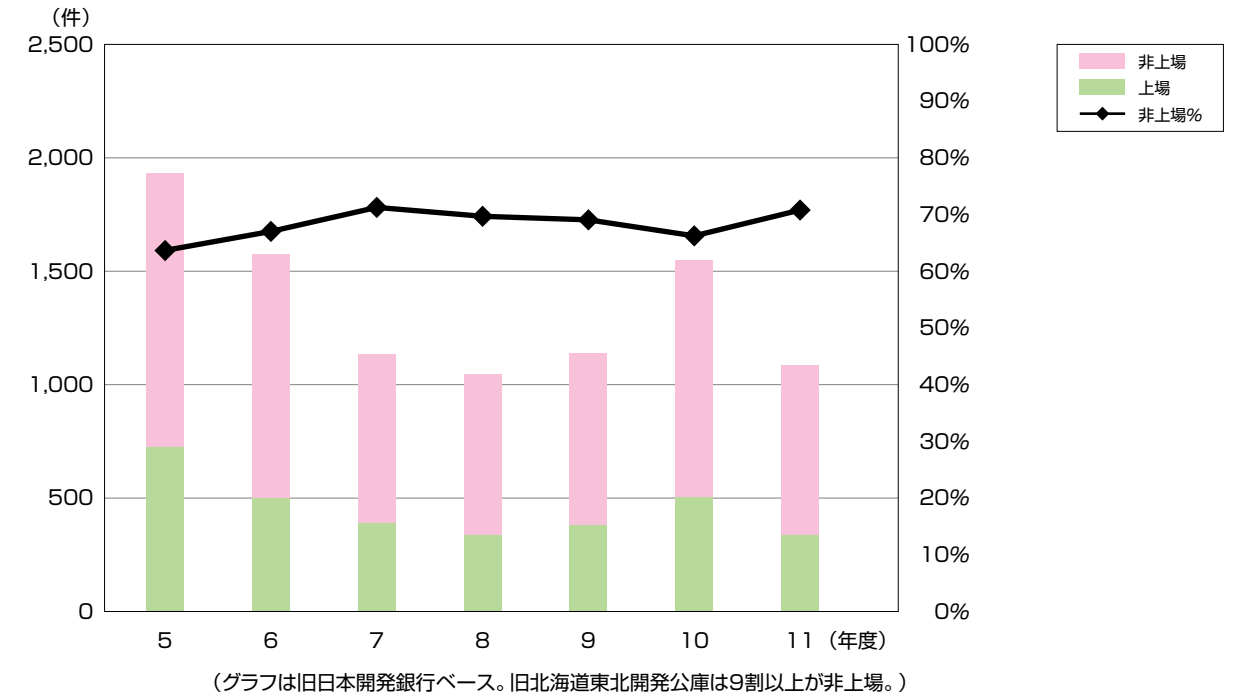
○予算措置と投融資実績の推移（旧2機関合算ベース）



Q6 どのくらいの規模の企業に融資しているのですか。

A6 プロジェクト融資なので環境対策や安全対策などでは上場企業にも融資しますが、融資案件の大部分は中堅クラスの非上場企業です。

近年の実績で見れば融資対象の約7割（旧日本開発銀行、なお旧北海道東北開発公庫は9割以上）はこうした非上場企業となっています。



Q7 日本政策投資銀行の政策融資は、民間金融機関に対する利子補給で代替できるのではないですか。

A7 現行の長期・低利の政策融資を民間金融で代替しようとすれば、まず低利化のための利子補給金について新たな財源措置を講じる必要が生じることに加えて、民間金融では最長30年までの長期・低利資金の安定的な提供には限界があります。また、政策金融においては、長年培ったノウハウに基づき、中立・公平な

立場から諸政策に適合するプロジェクトを効率的に選別するとともに、事後的にも資金用途等について適切にモニタリングする必要があります。こうした事務手続きも含めて国民経済的観点から便益・費用を比較すれば、政策金融の実施は専門の政府機関に委ねる方が望ましいと考えられます。

Q8 日本政策投資銀行の融資は地域別にはどれくらいの割合で行われているのですか。

A8 日本政策投資銀行においては、「自立型地域創造」を業務の重点項目の一つとして位置づけ、「地域社会基盤整備」、「地域活力創造」および「地域連携・地域自立支援」の3つの融資制度を中心に、様々な融資メニューによって全国各地域のプロジェクトに対する支援を行っています。

■ 地域別融資実績 (12年度)

(単位：億円、下段は全国シェア)

北海道	東北	関東・甲信	北陸	東海	近畿	中国	四国	九州	合計
607	1,633	4,582	451	862	1,549	739	233	864	11,520
5%	14%	40%	4%	8%	13%	6%	2%	8%	100%

(注) 融資対象事業の立地点による分類。外貨貸付等を除く。

この結果、外貨貸付等を除く融資残高：17兆6,346億円のうち、地方圏向けのものは8兆6,069億円と、当行融資の約5割が地方圏向けとなっています（平成13年3月末現在）。

(単位：億円)

日本政策投資銀行 平成13年3月末残高(構成比)	
地方圏	86,069 (48.8%)
大都市圏	90,277 (51.2%)
合計	176,346 (100.0%)

(注) 大都市圏とは東京・神奈川・埼玉・千葉・愛知・大阪・京都で、その他は地方圏

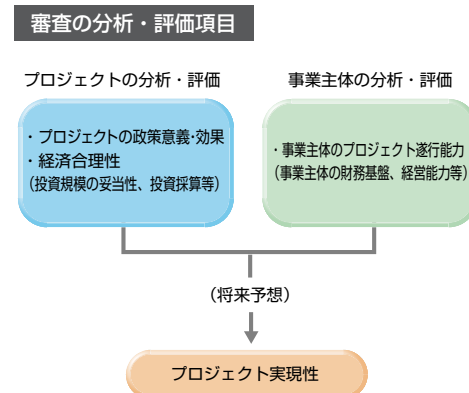
Q9 日本政策投資銀行の融資の利用を検討しています。窓口はどこにあるのですか。

A9 日本政策投資銀行では、全国主要都市に窓口を設けて、ご計画のプロジェクトに対し、どのような資金調達が望ましいか、またどのような制度・条件(金利、期間等)でご融資できるか等について随時ご相談を承っています。

P74~75をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。
ご相談に当たっては、簡単な会社概要、プロジェクト概要などの資料をご用意ください。

Q10 日本政策投資銀行の行う融資審査のポイントを教えてください。

A10 融資のお申し込みに対しましては、貴社の概要や計画中のプロジェクトの内容についてお伺いし、事業主体のプロジェクト遂行能力やプロジェクトの採算、政策意義・効果等も審査の上、ご融資の条件等を検討させていただきます。



Q11 日本政策投資銀行の融資条件を教えてください。

A11 日本政策投資銀行の融資条件は次の通りです。

- ① 融資額の範囲
融資金額についての上限はありませんが、通常はプロジェクトに必要な金額の一定割合となっています。
- ② 融資期間
融資期間はプロジェクトの政策趣旨に応じて目安を定めていますが、プロジェクトの収益性、設備の耐用年数なども参考にしながら、ご相談させていただきます。また、必要に応じて据置期間を設けることができます。
- ③ 金利
当行の融資は、長期の資金を低利で融資する点が特色です。具体的な金利水準はプロジェクトの内容等に応じて定められますが、時々の金融環境に応じて変化します。

また、社会資本の整備促進および地域の活性化に寄与する公共性の高いプロジェクトに対して無利子または低利で融資を行っています。

④ 担保・保証
担保・保証などについては、ご相談の上、決めさせていただきます。

※登録免許税の非課税措置

資本金5億円未満の株式会社等に係る当行の債権については、当行の抵当権設定登記等の登録免許税を非課税とすることができます。

Q12 新聞で紹介されていた日本政策投資銀行のレポートが欲しい。

また、日本政策投資銀行が主催している講演会に参加したい。

A12 日本政策投資銀行では、融資や出資といった資金供給機能に加え、国民の皆さまへの情報提供を業務の大きな柱としています。

P74~75をご参照いただき、お近くの窓口にお気軽にお問い合わせください。

●事業再生フォーラムを開催

平成13年4月の政府の緊急経済対策において、金融再生と産業再生が最重要課題とされ、再建型の法的処理等を通じた事業再生の活性化が見込まれています。

日本政策投資銀行は、緊急経済対策の趣旨を踏まえ、平成13年度予算により創設されたいわゆる「DIPファイナンス」を含む事業再生融資制度の活用を通じて、経済社会的に有用な事業の再生を図る取組みを積極的に支援しているところです。また、こうした背景を踏まえ、米国の実務の紹介とわが国における事業再生のあり方を考えるべく、国内外の第一線の実務者の方々をお招きし、事業再生フォーラムを開催いたしました。

○開催日時：平成13年5月24日

○内容

(1)米国のChapter11による事業再生実務の紹介
司会：高木新二郎 獨協大学教授・弁護士
プレゼンテーター：Tina L. Brozman 弁護士
Richard A. Gitlin 弁護士

①法的手続の中での抜本的な事業の再構築による案件事例

②Chapter11申請前から関係者が合意できる再生案を用意するPrepackaged型の案件事例

(2)金融庁の取組み 金融庁監督局
木下 信行 銀行第2課長

(3)経済産業省の取組み
経済産業省経済産業政策局
櫻井 和人 産業組織課長

(4)日本政策投資銀行の取組み
日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部
課長 豊島 俊弘

(5)パネルディスカッション
Richard A. Gitlin 弁護士
Tina L. Brozman 弁護士
園尾隆司 裁判官
(東京地裁民事20部総括判事)
高木新二郎 獨協大学教授・弁護士
(ときわ総合法律事務所)

藤原総一郎 弁護士(森綜合法律事務所)
木下信行 金融庁銀行第2課長
櫻井和人 経済産業省産業組織課長
豊島俊弘 日本政策投資銀行課長

◆ゲストスピーカー略歴

Tina L. Brozman 弁護士

ビンガム・デーナ・ムラセ法律事務所ニューヨーク事務所所属。国際倒産法の専門家。1996年に元ニューヨーク南区連邦破産裁判所首席判事として米国・国際倒産を担当。複数の国が関与する場合の破産法適用についての判決など先駆的な判決を行っている。INSOL判事委員会元議長、国際機関の顧問も務める。

Richard A. Gitlin 弁護士

ビンガム・デーナ・ムラセ法律事務所ニューヨーク事務所所属。多国間倒産、債務処理を専門とし、世界何十カ国での再建案件を担当、IMFなどの世界機関のアドバイザーを勤める。American Bankruptcy Instituteの創始者の一人、1997年にはINSOL会長も務める。



◆DIPファイナンスとは

米国において「DIPファイナンス」とは、再建型倒産手続である連邦倒産法第11章手続(Chapter11)に入った企業(DIP: Debtor In Possession(占有継続債務者))に対する与信のことを指す。DIPは厳密には非管財人型の倒産企業を指すが、日本の再建型司法プロセスに照らせば、民事再生法、会社更生法等の手続申立後、計画認可決定前の与信を広くDIPファイナンスと称する場合がある。

米国における市場規模(1999年)
公開企業149社と非公開企業7社がChapter11申立(計156件)
うち47件がDIPファイナンスを受けている(計58億ドル)

◆日本政策投資銀行のDIPファイナンス取組み上のポイント

- ①継続を図る事業の経済社会的有用性および今後の存続・発展可能性の確認
- ②事業再生が見込まれることの確認(破綻原因の解明・経営責任の追及を含む)
- ③十分な債権保全による償還確実性の確認
- ④適切なデュー・デリジェンスおよび利害関係者への配慮がなされていることの確認

●第2回DBJナレッジフォーラムを開催

昨年度の設立記念シンポジウムに引き続き、去る2月7日(水)、経団連ホールにて第2回ナレッジ・フォーラムを開催しました。今回は、講師に東京大学名誉教授の石井威望氏をお招きし、「ITで拓け、21世紀の産業の未来」というテーマで、これまでの科学史の概観、ITの利用によるネットワーク社会の未来像、またITとバイオテクノロジーのリンクによる展開可能性など、幅広い内容でご講演をいただきました。



東京大学名誉教授 石井 威望 氏

●プロジェクトファイナンスの推進

プロジェクトファイナンスとは、企業の信用力や担保価値に依存するのではなく、経営ノウハウや技術力等に着眼し、事業そのものが生み出すキャッシュフローに返済原資を限定する融資形態です。

このような融資形態は、従来わが国では行われてきませんでした。近時、①自社の格付けに対する意識の高まり、②大規模プロジェクトに対するリスク管理の強化、③低下した企業信用から優良事業を切り離すことによる資金調達の見直し等の観点からプロジェクトファイナンスを志向する企業が急増しています。

日本政策投資銀行は、かかるニーズにいち早く応え、事業の生み出すキャッシュフローの経済性に着目したプロジェクトファイナンスによる融資に積極的に取り組んできています。

これまでに、国内初のプロジェクトファイナンス案件である中山共同発電IPPプロジェクトをはじめとして、米映画のテーマパークで今年3月にオープンした大阪のユニバーサル・スタジオ・ジャパン、PFIモデルプロジェクトへの国内初の融資実行案件である千葉県のかずさクリーンシステム(一般廃棄物広域処理事業)、同じく国内初の風力発電に対するプロジェクトファイナンス案件であるトーメンパワー苦前など、国内の主要な案件の組成および融資を行い、プロジェクトファイナンス市場の発展に貢献しています。

なお、ユニバーサル・スタジオ・ジャパンおよびかずさクリーンシステムの2案件は、英国の金融専門誌ユーロマネー社によるアジア地区プロジェクトファイナンス年間最優秀賞を、それぞれ1999年、2000年に受賞しています。

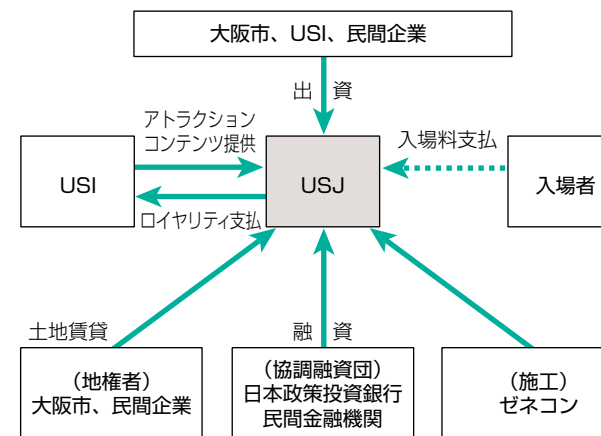
●首都圏企画室を設置

首都圏の地域問題への取組みを強化するため、平成13年度より新たに「首都圏企画室」を設置しました。

従来、比較的経済環境が良好と考えられた首都圏地域においても、①自治体の財政制約が高まる中、公共的なプロジェクトの効率的な推進への社会的ニーズが高まっていること、②ゴミ、エネルギー問題、ヒートアイランド現象など環境・エネルギー面での問題が深刻化していること、③東京オリンピック前後から高度成長期に建設された社会資本の更新期が到来していることなど、経済・社会環境が大きく変化してきています。そのような中で、そうした地域問題の分析、PFIなどの事業化のノウハウや情報の提供による支援を行う体制整備が必要と考えたものです。

具体的には、1都3県(東京、神奈川、埼玉、千葉)の調査業務、地方自治体や経済団体との連絡調整・相談業務、プロジェクト企画業務を行います。

＜ユニバーサル・スタジオ・ジャパンのプロジェクトファイナンス・ストラクチャー概要＞



- (注) 1.プロジェクト・アレンジャーは日本政策投資銀行および民間4行(三井住友、三和、大和、富士銀行)
- 2.USJ取入には上記の他スポンサー契約に基づくものがある。
- 3.USJ：(株)ユー・エス・ジェイ
- USI：米国ユニバーサル社およびグループ会社
- (出所) (株)ユー・エス・ジェイ News Release資料より作成



● PFI推進に向けた取組み

日本政策投資銀行では、平成11年7月のPFI推進法「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」の成立を受けて、民間の資金やノウハウを活用した英国の社会資本整備手法であるPFI (Private Finance Initiative) のわが国への導入と定着に向けて、金融面・情報面からの支援を行っています。

(1) PFI相談センターの活動

平成12年1月に本店プロジェクトファイナンス部、地域企画部および全国の支店・事務所に「PFI相談センター」を設置し、地方自治体等の利便を図ると共に各地におけるPFIに対する社会的ニーズに対応しています。

PFI相談センターの主な機能は、①PFI事業を計画している自治体や事業関係者に対する情報およびアドバイスの提供と②PFIの推進に必要な知識や手法を普及啓蒙することの2つです。

具体的には、PFI相談センターを通じてPFI事業の考え方、有効な活用方法に加えて、具体的な事業の進め方やファイナンス面での留意点等について情報提供やアドバイスをしています。

また、自治体等の講演会、研究会への講師派遣なども行っています。

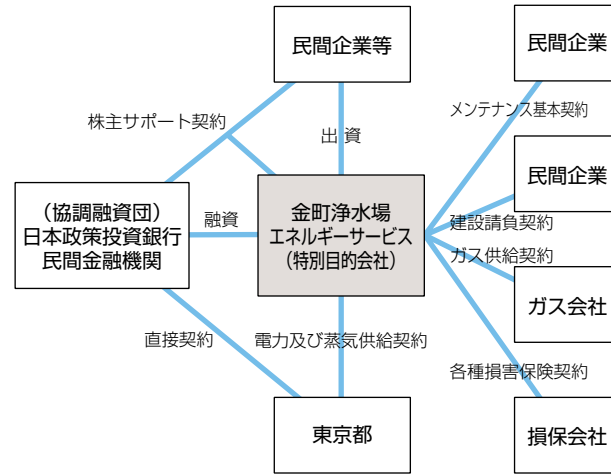
(2) 融資活動

具体的な案件への融資を通じて、PFIの良質なストラクチャー構築、民間資金の誘導を行っています。これまで、PFIモデル事業である東京都金町浄水場常用発電事業、千葉県君津広域廃棄物処理事業(かずさクリーンシステム)などに融資を行っており、このほかにもご相談を多数お受けしています。

地方財政の制約が高まる中、公共事業を民間で行うというPFIへの関心は高まっています。当行は今後も適切な事業化アドバイス(ナレッジバンク機能)や長期・低利の資金供給(マネーバンク機能)を通じてPFIの普及に貢献してまいります。

＜PFIプロジェクト例＞

東京都金町浄水場常用発電事業 (プロジェクトストラクチャー)



*東京都水道局金町浄水場における電力および蒸気供給事業。
平成12年10月～平成32年10月の20年間の運営期間における東京都からの運営収入により事業運営。

＜セミナー開催事例＞

病院PFIセミナー (平成12年10月5日開催)

(財)日本経済研究所、英国大使館、日本プロジェクト産業協議会(JAPIC)および英サーコ社(Serco Group plc)との提携により開催。

ニーズの高い公立病院のPFI事業化を取り上げ、日英の有識者による講演、パネルディスカッションを通じて我が国における適用可能性を探り、地方自治体、民間企業における計画・事業化検討のための情報提供等を行いました。

セミナーの概要は以下の通りです。

内容	講師
英国における病院PFIの個別事例紹介および現状と課題	・Lanarkshire Acute Hospitals NHS Trust Director of Strategic Planning & Development Mr. Ian Ross ・サーコ本社 Executive Director Mr. Chris Bowman
我が国における病院PFIの検討状況および課題	・日本政策投資銀行 プロジェクトファイナンス部 次長 横山 洋一郎 ・清水建設(株) 医療福祉本部 事業・施設計画第一部長 五代 正哉 氏 ・日本医療文化研究会 代表取締役 茨 常則 氏
病院PFI実現化に向けて～日英有識者によるパネルディスカッション～	・ブライズウォーター・ハウスコーパーズ フィナンシャル・アドバイザー・サービス(株) パートナー 野田 由美子 氏 ・上記講演者

● 新規事業支援

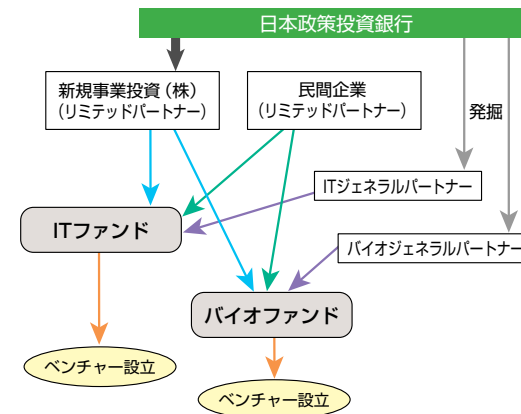
わが国経済の新たな牽引役として期待されるベンチャー企業への支援策は、平成11年11月に発表された政府の「経済新生対策」の一つの柱となるなど政策上重要な位置づけにあります。日本政策投資銀行においても、以下の対応を図っています。

【ベンチャーインキュベーションファンドの設立】

政府系ベンチャーキャピタルの新規事業投資株式会社への出資を通じ、民間のベンチャービジネス支援企業と共同でファンド(投資事業組合)を形成しています。ベンチャー企業のスタートアップ期における支援であること、民間のベンチャービジネス支援企業のノウハウを活かし協調して支援しているという特徴があります。

平成12年4月に第1号としてITファンド、平成13年1月には第2号のバイオファンドを設立しており、今後ともIT、バイオなど先端的かつ重要な分野のベンチャー企業の事業化支援を行っていきます。

インキュベーションファンドのスキーム



【知的所有権担保等の活用】

ベンチャー企業は一般的に物的担保不足のため民間金融機関から融資等が受けにくい面がありますが、ベンチャー企業の発行するワラント債への応募や、民間金融機関からの融資に対する債務保証を積極的に活用するとともに、従来から行ってきた特許権、プログラム著作権等の知的所有権担保を活用した融資にも注力しています。

【産学官連携による先進的技術開発プロジェクト事業化における中堅企業等への支援】

今後、成長の期待できる情報通信、バイオ、ナノテクノロジー、高齢化対策、環境対策等のリーディング産業を育成するために、大学や公的研究機関において研究され一定の有用性が認められた先進的な技術の事業化について、ベンチャー企業に加えて中堅企業等による事業化を支援していきます。

【TLO設立支援】

大学における研究成果の特許化し、企業での有効活用と特許使用料等の還元を図るための橋渡しを行うTLO (Technology Licensing Organization) は、近年その重要性の認識が高まりを見せています。

当行は、東京工業大、山口大などにおいてTLOの設立や運営を支援しています。

● 災害復旧に対する支援

日本政策投資銀行は、地震、火山噴火、豪雨等の災害により被害を受けた事業者の方々に対し、その復旧活動に係る支援を行っています。

【有珠山噴火による災害に関する復旧支援】

- 火山活動関連災害特別相談窓口を設置(12年3月30日)
北海道支店、函館事務所、釧路事務所に設置。
災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。
- 災害復旧融資に関する特別措置実施(12年6月9日)
災害復旧融資に関して通常の貸付利率を下回る低利の適用を行う特別措置を実施。

【東海地方における集中豪雨被害に対する復旧支援】

- 集中豪雨被害相談窓口を開設(12年9月13日)
東海支店、津・静岡の各相談センターに設置。
災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。
なお、9/15～9/17の三連休期間中の相談窓口休日開催も実施。

【鳥取県西部地震による災害に関する復旧支援】

- 鳥取県西部地震相談窓口を開設(12年10月10日)
中国支店、松江事務所、岡山事務所、鳥取相談センター、松山事務所に設置。災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。

【芸予地震による災害に関する復旧支援】

- 安芸灘(芸予)地震相談窓口を開設(13年3月26日)
中国支店、松江事務所、岡山事務所、鳥取相談センター、四国支店、松山事務所に設置。災害に伴う設備等の復旧資金の相談に対応。

なお、日本政策投資銀行では、自然災害等の急激な社会・経済情勢の変化への対応等、喫緊の課題に機動的に対応するために必要な公共性の高い事業に対する融資制度「緊急対応等支援融資」制度を平成13年度より追加的に設け、災害復旧等への対応を充実させています。

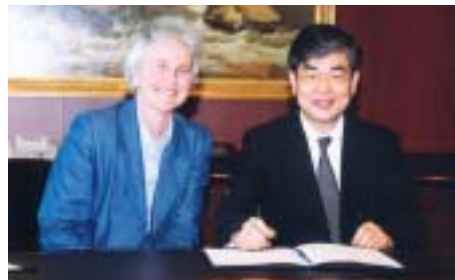
●サステナブル・ディベロップメント
(持続可能な発展) 実現に向けた取り組み

サステナブル・ディベロップメント(持続可能な発展)とは、「将来世代の要求を満たしつつ、現在の世代を満足させるような発展」と定義付けされ、経済的・社会的発展と環境保護との調和、現在と将来の世代間の利害調整を適切に行うことを目指す概念です。

当行は、日本政策投資銀行法第1条(目的)において「経済社会の持続的発展」に資することが、業務目的の一つとして明記されており、その実現のために、投融資活動や調査業務などを通じた様々な貢献を行っています。

●UNEP金融機関声明への署名

平成13年6月25日に、日本の銀行として初めて「国連環境計画(UNEP)環境と持続可能な発展に関する金融機関声明」に署名しました。UNEP金融機関声明は1992年にUNEPと欧米金融機関によって作成され、「サステナブル・ディベロップメント」の実現に向け金融機関の責任の自覚を促し、与信等業務活動を通じた貢献の必要性をうたったものです。2001年3月末現在で、46ヶ国171機関が署名しています。



声明に署名する当行副総裁・松川 志と Aloisi de Lardere UNEP 技術・産業・経済局長

●投融資活動を通じた貢献

当行は、1960年に日本の政府系金融機関として初めて公害防止融資制度を創設したことを皮切りに、省エネルギー設備等への融資を行ってきました。

現在も、風力発電等クリーンエネルギーへの融資、循環型社会実現に向けたリデュース・リユース・リサイクル事業支援など、様々な環境対策を支援するための投融資活動を行っています。

〈環境関連投融資制度の代表例〉

- ・新エネルギー・自然エネルギー開発(風力発電など)
- ・国際環境マネジメントシステム(ISO14001等)構築推進
- ・環境保全型製品普及促進
- ・環境建物(屋上緑化事業など)
- ・リデュース・リユース・リサイクル対策

●調査・研究活動を通じた政策提言

温暖化を中心とする地球環境問題等の深刻化や経済活動と環境負荷に関する認識の高まりなどを考慮し、以下のような調査・研究活動を行い、積極的な政策提言を行っています。

- ・民間銀行と協力し「持続可能な社会に資する銀行を考える研究会」を設立し、環境に配慮した銀行のあり方や環境リスクへの対応手法等を検討・提言
- ・環境問題の重要性や対策の必要性・可能性について提言すべく、数多くの環境関連調査レポートを作成(2000年度における主な環境関連調査レポート)
 - 『家電リサイクルシステム導入の影響と今後』
 - 『ドイツにみる環境に対する意識改革の身近な事例』
 - 『東北エコビジネスのポテンシャルを探る』
 - 『環境にやさしい都市開発プロジェクト—NYの事例—』
 - 『経済成長との調和を図るシンガポールの環境維持政策』

●当行自身の環境負荷低減に向けた活動

平成13年4月1日の「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」施行に伴い、個別の特定調達物品(紙類、文具類、機器類、OA機器等)について詳細な調達計画を策定し、計画的に低環境負荷製品の購入(通称:グリーン調達)に努めています。

〈代表的品目についてのグリーン調達目標〉

- 紙類:100%
- 文具類:100%
- 機器類:100%
- OA機器:100% など

また、政府系金融機関として、初めてグリーン購入ネットワークにも加盟しました。

サステナブル・ディベロップメント

サステナブル・ディベロップメントは、1987年にブルントラント・ノルウェー首相を委員長とする「環境と開発に関する世界委員会(WCED)」が国連へ提出したレポート“Our Common Future”の中で初めて提唱された概念です。

国連環境計画(UNEP)

国連人間環境会議において採択された「人間環境宣言」「環境国際行動計画」の実行機関として1972年に設立された、環境にかかる啓蒙活動、情報提供等を行う国際連合の組織です。

グリーン購入ネットワーク

環境負荷の少ない製品等の購入を普及させることを目的に結成された任意団体で、多くの自治体、企業が会員となっています。

平成13年度の日本政策投資銀行の業務分野としては、

1. 自立型地域創造
2. 豊かな生活創造
3. 経済活力創造

を3つの大きな柱としており、これは主務大臣が作成した「中期政策方針」(平成11年10月1日)においても定められております。各分野においては、下記のような投資の推進を図るべく、投融資業務を中心としつつ、政策立案やプロジェクト形成をサポートする調査研究、情報提供活動などにも努力していきます。

1. 自立型地域創造

- 既成市街地の高度利用、地域交通の基盤整備などの地域社会基盤整備
- 地域産業立地促進などの地域活力創造
- 地域産業振興・雇用開発などの地域連携・地域自立支援

2. 豊かな生活創造

- 廃棄物・リサイクル対策、原子力開発、都市防災対策、福祉・高齢化対策などの環境・エネルギー・防災・福祉対策
- 大都市圏・基幹交通網整備、航空輸送体制整備、流通効率化などの交通・物流ネットワークの形成
- 電気通信網整備・安全・高度化促進、高度情報化促進などの情報通信ネットワークの形成

3. 経済活力創造

- 規制緩和分野投資促進、事業再構築支援、事業再生支援、対日アクセス促進などの経済構造改革
- 我が国産業の技術水準の向上に寄与する新技術開発、新規事業育成などの知的基盤整備

■ 年度別投融資金額

(単位：億円)

項目	年度(平成)		11		合計	12	(参考) 12年度末残高
	10	11	上期	下期			
	日本開発銀行		日本政策投資銀行			日本政策投資銀行	
自立型地域創造	3,542	985	1,365	2,953	2,963	43,524	
地域社会基盤整備	2,168	620	698	1,414	1,382	26,438	
地域活力創造	599	114	185	393	397	3,640	
地域連携・地域自立支援	775	250	482	1,146	1,183	13,446	
豊かな生活創造	10,943	2,864	5,347	8,232	5,905	106,763	
環境・エネルギー・防災・福祉対策	3,970	1,245	2,286	3,548	3,545	55,707	
交通・物流ネットワーク	4,181	1,006	1,829	2,836	1,830	40,331	
情報通信ネットワーク	2,792	613	1,232	1,847	529	10,725	
経済活力創造	11,260	2,017	1,545	3,861	2,595	22,303	
経済構造改革	10,757	1,925	1,445	3,660	2,333	18,558	
知的基盤整備	502	91	100	201	262	3,745	
小計	25,745	5,866	8,257	15,046	11,463	172,589	
社会資本整備促進	688	60	436	506	533	7,358	
合計	26,433 (248)	5,925 (1)	8,694 (32)	15,551 (257)	11,996 (325)	179,948 (1,499)	
	北海道東北開発公庫						
一般	2,924	923					
社会資本整備促進	61	10					
合計	2,985 (-)	933 (223)					

(注1) 10年度の日本開発銀行は、11年度項目区分に便宜上組み替えています。

(注2) 11年度は、上期：旧日本開発銀行および旧北海道東北開発公庫、下期：日本政策投資銀行の数値を合計しています。なお、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分1,464億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分5億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分88億円を含んでいます。

(注3) 12年度は、旧北海道東北開発公庫の業務に相当する分1,266億円、地域振興整備公団の旧貸付業務に相当する分42億円、環境事業団の旧貸付業務に相当する分191億円を含んでいます。

(注4) ()内は出資で内数です。なお、12年度末残高には、この他に苫小牧東部開発株式会社、むつ小川原開発株式会社からの代物弁済により取得した株式271億円があります。

平成13年度投融資計画の特徴

平成13年度投融資計画額は、現下の経済情勢を踏まえつつ、真に政策的に必要な分野に対し、長期・低利の資金供給を図るため、16,000億円となっています。

平成13年度主要新規・拡充項目

中期政策方針において主眼とされている3つの大きな柱(自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造)の中で、「日本新生のための新発展政策」等、現下の重要政策課題に対し適切に対応するため、関連する投融資制度の質的重点化を図るべく、以下の新規・拡充を行っています。

1. 自立型地域創造

● 地域における新事業の創出支援

起業化に対する総合的な取組みを行う事業者への支援を通じて地域における新事業創出を図るため、ビジネスインキュベータ(起業化支援施設)整備融資制度を創設しました。

2. 豊かな生活創造

● 環境問題への対応強化

遊休化した工業用地など跡地利用を促進するため、土壌や地下水等に蓄積された汚染を浄化・修復する事業に対する利子助成制度を創設しました。

■ 平成13年度投融資計画と各分野の対象事業例

(単位：億円)

	13年度計画額	投融資対象事業(例)
地域社会基盤整備	2,232	民間資金活用型社会資本整備(PFI)/市街地再開発/中心市街地活性化/駐車場整備等
地域活力創造	840	ビジネスインキュベータ施設整備促進/地場の産業技術を活用した地域産業の集積活性化等
地域連携・地域自立支援	1,200	条件不利地域における雇用確保・増大に資する事業支援/中堅企業等経営基盤強化等
自立型地域創造	4,272	
環境・エネルギー・防災・福祉対策	3,890	廃棄物・リサイクル対策/公害防止事業/省エネルギー対策/原子力開発/都市防災対策/福祉・高齢化対策等
交通・物流ネットワーク	3,040	鉄道新線建設・通勤混雑緩和/貿易物資安定供給/物流近代化ターミナル等
情報通信ネットワーク	1,900	光ファイバ網等通信インフラ整備/電子商取引推進/高度道路交通システム(ITS)/放送デジタル化推進等
豊かな生活創造	8,830	
経済構造改革	950	事業再構築支援/司法プロセスを活用した事業再生支援(DIPファイナンス)/規制緩和分野投資促進/対日アクセス促進等
知的基盤整備	770	新技術開発(IT、バイオ、環境等)/ベンチャー企業支援等
経済活力創造	1,720	
小計	14,822	
社会資本整備促進	1,178	高度通信施設整備事業(加入者系光ファイバ網等)/総合流通機能高度化施設(FAZ等施設)等
合計	16,000 (うち出資50)	

(注) 13年度計画額には、以下の業務相当分を含んでいます。

旧北海道東北開発公庫：1,648億円、地域振興整備公団の旧貸付業務：128億円、環境事業団の旧貸付業務：96億円

またディーゼル対策を強化するため、ディーゼル微粒子全般の除去に資する装置の導入・装着を公害防止事業融資制度に対象追加しました。

● IT革命の推進

情報通信技術を活用した道路交通インフラの整備を図るため、高度道路交通システム(ITS)実用化・普及促進融資制度を創設しました。

3. 経済活力創造

● 経済構造改革の推進

経営資源の最適配置による企業経営の再構築・資産流動化対応支援を図るため、経営資源有効活用支援融資制度を創設しました。

また民事再生法、会社更生法等の司法プロセスを通じて、経済社会的に有用な事業の継続・再生を支援するため、事業再生融資制度を創設しました。

4. 社会資本整備促進

● 情報通信インフラ整備の推進

我が国のインターネット高度化・高速化を図るため、社会資本整備促進融資制度の対象である電気通信基盤充実事業にデジタル加入者線(DSL)、加入者系無線アクセス(FWA)等関連設備を対象追加しました。

地域社会基盤整備



みなとみらい21地区(神奈川県横浜市)

埋立事業と土地区画整理事業により造成される186haの土地に就業人口19万人、居住人口1万人の都市を整備します。中核的施設として横浜国際平和会議場、横浜ランドマークタワー、クイーンズスクエア横浜が既に完成し、民間の業務立地も進みつつあります。



エルムの街ショッピングセンター(青森県五所川原市) ~五所川原街づくり(株)~

青森県津軽西北5地域の中心商業都市である五所川原市の活性化を目指し、平成9年11月に開業。五所川原市は当該商業施設を中心として各種施設を整備し、複合的機能を備えた総合的街づくり事業を進めています。



西鹿児島駅東口再開発事業(鹿児島県鹿児島市)

鹿児島市の陸の玄関口である西鹿児島駅の周辺整備事業の一環で、鹿児島市初の商業系大規模再開発事業です。駅前地区にふさわしいまちづくり、都市景観の創造、土地の高度利用等を図るべく、再開発ビル2棟(商業・駐車場)を整備し快適な都市空間を形成しています。



超低床路面電車(広島県広島市) ~広島電鉄(株)~

超低床路面電車<グリーンムーバー>は、ホームとの段差が少なく、車椅子やベビーカーでの乗降もスムーズに行うことができます。また、国際平和都市広島都市景観への配慮から、広島市の都市アイデンティティ「水と緑」を表す車両カラーを使用するなど車両デザインも工夫されています。

● 融資対象

地域の社会基盤整備を推進するため、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資を行っています。

		主な融資対象	期待される政策効果
地域社会基盤整備	地域街づくり	<ul style="list-style-type: none"> 市街地の再開発・高度利用事業 公共施設等を備えた建築物の整備事業 歴史的建築物の保存、街並みの景観整備事業 中心市街地の活性化事業 大規模遊休地等の有効利用促進に資する事業 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の合理的かつ健全な利用、都市機能の更新、防災性の向上等 豊かさやゆとりを実感できる質の高い都市・生活環境の整備 地域の振興および秩序ある整備 優良な都市基盤の形成および地域経済の活性化
	地域社会資本	<ul style="list-style-type: none"> 民間活力を活用した都市基盤・産業基盤の整備事業 民間資金を活用した社会資本の整備事業(PFI) 港湾機能の整備事業 都市駐車場、道路利用者の便利施設の整備事業 地方私鉄・バス・空港施設等の整備事業 地域冷暖房施設整備事業 都市ガス整備・天然ガス化促進事業 地域におけるCATV施設等の整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会の健全な発展、国際交流等の促進 効率的かつ効果的な社会資本整備 港湾機能の高度化、利便性向上等 周辺地域の交通問題の解消、周辺地域の活性化 地域住民の交通基盤の整備、快適かつ安全な輸送の確保 省エネルギーおよび環境負荷の低減 生活インフラの安全性確保、環境負荷の低減等 地域の情報化

● 調査・研究活動

- 「商店街の集客策に関する実態調査について—マーケティングの観点から—」(99.10)
- 「跡地利用による地域振興～都市再構築とコミュニティ発展に向けた取り組み」(2000.3)
- 「通勤航空の現状と今後の可能性」(2000.10)
- 「DUMBOの試み—臨港施設跡地の再活性化プロジェクト—」(2001.2)

地域活力創造



米菓工場建設(新潟県小千谷市)
～越後製菓(株)～

米どころ新潟のもち米、うるち米を用いた「あられ」、「せんべい」など米菓の生産拠点です。衛生面や安全性にも優れた良質な製品を製造し、地場産業の振興や雇用創出など地域産業の高度化に寄与しています。



函館山ロープウェイ(北海道函館市)

「函館山ロープウェイ」は、市街地と函館山山頂を結んでおり、函館の美しい夜景や景観が楽しめる観光拠点です。こうした拠点整備は、観光を通じた地域産業の振興に寄与しています。

● 融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域活力の創造に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域活力創造	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業立地促進等 地域産業集積活性化等 地域振興施設整備 大規模基地活性化 寒冷地産業活動活性化 	<ul style="list-style-type: none"> 地域産業の振興・高度化・創出 地域を支える基盤的技術産業の集積・維持・発展 国民の余暇活動のための施設整備を通じた地域振興 国土の有効利用および地域活性化 寒冷地の地域資源を活用した産業活動の活性化

● 調査・研究活動

- 「技術集積型地域～内外の環境変化の影響と今後の対応」(2000.3)
- 「産業立地推進政策の現状と課題」(2000.4)
- 「プロジェクト・アルパと東海地域への示唆」(2001.4)

地域連携・地域自立支援



清酒工場建設(長野県長野市)
～古野興業(株)／吉野屋商事(株)～

善光寺近隣に位置する、日本酒の製造設備、レストランおよび売店等からなる複合型の清酒工場です。工場内に見学施設を備え、地域社会に開放された地場産業施設であるとともに、観光拠点としても期待されています。

● 融資対象

地域の自立的発展を推進するため、地域連携・地域自立支援に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
地域連携・地域自立支援	<ul style="list-style-type: none"> 一極集中是正 地域産業振興・雇用開発 地域自立支援 	<ul style="list-style-type: none"> 多極分散型国土の形成、地域連携拠点の整備 条件不利地域における産業振興・雇用開発 地域中堅企業の経営基盤強化、地域経済の自立的かつ特色ある発展

● 調査・研究活動

- 「環境産業を活用した地域振興について」(2000.4)
- 「地域づくり型観光の実現に向けて―地域振興策としての観光の方向性―」(2000.8)
- 「外国人観光客誘致による北陸地域の観光活性化策～北陸観光地の国際マーケティング戦略～」(2000.11)
- 「アジアインバウンド誘致のために」(2000.12)
- 「新潟市中心市街地における巡回バス事業実施に向けて」(2001.5)

地域活性化に向けたセミナー・講演会

- まちづくり → 「中心市街地活性化セミナー」開催
- 産学連携 → 「産学連携セミナー」開催
- 地域の国際化 → 「国際経済情勢セミナー」開催
- 社会資本 → 「PFIセミナー」開催
- 地域戦略 → 「IT革命下の地域戦略セミナー」開催
など、地域の課題等に沿ったテーマで各地方において開催

環境・エネルギー・防災・福祉対策



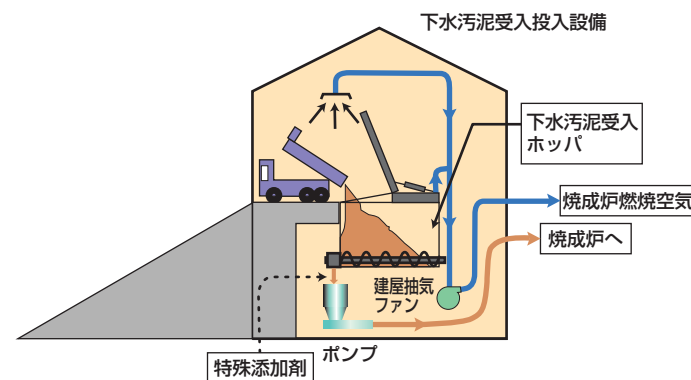
風力発電所(山形県立川町)
～(株)たちかわ風力発電研究所/エコ・パワー(株)～

無尽蔵でクリーンなエネルギーである風力を活用し、地域のために電力供給を行う発電施設です。電力供給のみならず、環境対策および土地の有効利用の観点からも期待されています。



阪急伊丹駅(兵庫県伊丹市)
～阪急電鉄(株)～

阪神・淡路大震災で被災したターミナルビルの再建にあたり、高齢者や身体障害者の方にも利用しやすいように、バリアフリーの施設整備を行っています。



リサイクル型下水汚泥処理施設
～敦賀セメント(株)～
敦賀湾に面するセメント工場の下水汚泥処理施設です。専用施設での焼却や埋め立てが一般的な下水汚泥施設を、セメントの焼成工程を有効利用して実施すると共に、セメント原料としてリサイクルします。

● 融資対象

豊かな国民生活を実現するため、環境の保全対策、エネルギー・セキュリティの確保、防災対策、福祉・高齢化対策に資する以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
環境対策	<ul style="list-style-type: none"> 水力、風力、太陽光、地熱発電施設等の整備事業 ISO14001取得に係る投資 環境保全型製品に係る設備 省エネ設備、省エネ建築物の整備事業 省エネ機械、自動車等の取得資金、コ・ジェネレーションシステム設備 リデュース、リユース、リサイクル事業、廃棄物処理施設 公害防止施設 特定フロン等の排出抑制設備 高効率の石炭火力・液化ガス火力発電設備 天然ガス貯蔵設備、ガス冷房設備 	<ul style="list-style-type: none"> 新エネルギー、自然エネルギーの開発 標準的な環境基準への早期対応 エコマーク製品、グリーン購入法特定調達物品等の普及促進 エネルギー利用効率の向上 循環型社会構築、廃棄物の適正処理 公害防止 オゾン層保護、地球温暖化防止等 CO₂排出削減等環境負荷低減型のエネルギー構造の構築
エネルギー・セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電設備、核燃料サイクル施設 大陸棚石油開発関連設備 石油精製関連設備(分解装置、脱硫装置、低ベンゼン化装置等) 石油・LPG備蓄タンク 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・セキュリティの確保、環境負荷の低減 自主開発石油の確保 石油精製機能の効率化、環境負荷の低減 緊急時の安定供給の確保
防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 避難地、避難路周辺における耐火建築物の整備、耐火性の劣る建築物の改修 共同溝等の整備、電線の地中化等 市街地の治水事業と一体的に整備される建築物整備、地下鉄・地下水等の浸水防止設備の整備 被災市街地における建築物整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> 類焼防止、避難地・避難路の安全確保、地震による建物倒壊の防止 災害時におけるライフラインの安全性確保、都市景観の向上 水害に強い都市づくり 被災地の復興促進
福祉・高齢化対策	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・身障者に配慮した建築物 有料老人ホーム等 重度障害者等を雇用する事業所・設備 福祉機器製造設備、福祉機器ショップ等 医療品・医療用具の安全性確保のための設備・施設 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者・身障者の利用が容易な都市施設の整備 高齢者が安心できる居住環境の整備 重度障害者等の雇用拡大、自立支援 福祉関連機器の製造・流通経路の整備普及 国民が安心できる医療環境の整備

● 調査・研究活動

- 「わが国環境修復産業の現状と課題—地下環境修復に係る技術と市場—」調査3号(99.10)
- 「労働安全対策を巡る環境変化と機械産業」調査10号(2000.6)
- 「DBJ ENVIRONMENTAL UPDATE」(2000.4.5随時発行)
- 「東北エコビジネスのポテンシャルを探る—鉱山技術が拓く新たな環境産業—」(2000.7)
- 「ユニバーサルデザインへの取組みの現状と今後の課題—来るべき超高齢化社会に向けて—」(2001.2)
- 「四国における人口高齢化と高齢者対応型産業の展望」(2001.2)
- 「家電リサイクルシステム導入の影響と今後—リサイクルインフラの活用に向けて—」調査20号(2001.3)
- 「分散型電源におけるマイクロガスタービン—その現状と課題—」調査24号(2001.3)

交通・物流ネットワーク



豊肥本線電化（熊本県）
～豊肥本線高速鉄道保有(株)～

JR豊肥本線熊本～肥後大津間の電化およびこれに伴う変電所設備増設、車両新造等を行ったものです。熊本市とそのベッドタウンを結ぶ区間の輸送力増強が図られ、利用者の利便性の向上等が図られています。



大規模・共同利用型総合物流施設
(神奈川県横浜市)

～株横浜港国際流通センター～

横浜港の3大埠頭のひとつである大黒埠頭に立地する、延床面積約32万㎡のわが国最大級の総合物流施設です。コンテナ化の進展や増加が予想される製品輸入に対応し、物流機能の高度化に寄与しています。

● 融資対象

国内における地域間連携の促進と経済社会の国際化の進展に不可欠な交通基盤並びに国民生活および産業活動を支える物流基盤の整備のため、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
交通ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 大都市圏・基幹交通整備（事故防止、混雑緩和、輸送力増強、バリアフリー化等） 	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道輸送の安全防災対策 輸送力の増強 利用者の利便性向上
	<ul style="list-style-type: none"> 航空輸送体制整備（3大空港の旅客ターミナル） 	<ul style="list-style-type: none"> 空港機能の確保 利用者の利便性向上
物流ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 貿易物資安定供給（外航船舶、海上輸送関連物流施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> 貿易物資の安定的な海上輸送の確保
	<ul style="list-style-type: none"> 流通効率化（倉庫、荷捌き施設、配送センター等） 	<ul style="list-style-type: none"> 物流コストの削減 物流の円滑化・効率化
	<ul style="list-style-type: none"> 食品・生活関連物資安定供給（食品配送拠点施設、生協店舗等） 	<ul style="list-style-type: none"> 食品の効率的・安定的供給 生活関連物資の自主流通の促進

● 調査・研究活動

- 「わが国における物流子会社のサードパーティロジスティクス(3PL)への取組みと今後の展望」(2000.3)
- 「名古屋駅再開発の効果と影響について」(2000.10)
- 「物流の新しい動きと今後の課題—3PL(サードパーティ・ロジスティクス)からの示唆」調査25号(2001.3)

情報通信ネットワーク



CATV放送センター(岡山県倉敷市)
～(株)倉敷ケーブルテレビ～

岡山県倉敷市、総社市、玉野市等を事業区域とするCATV事業者。地元情報番組(コミュニティチャンネル)を含めた多チャンネル放送サービスを提供するほか、各地方公共団体と協力し行政情報の広報にも貢献しています。

また、岡山県の情報ハイウェイ構想に対応してCATV回線を使ったインターネット接続サービスを行うなど、地域情報化の中核的なメディアとして期待されています。

● 融資対象

高度情報通信社会の実現に向け、以下の事業を対象として、長期かつ低利の融資等を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
情報通信ネットワーク	電気通信網整備・安全・高度化促進(第一、二種電気通信事業用システム、高度道路交通システム(ITS)等)	・高度情報通信ネットワーク社会の形成
	高度情報化促進(情報処理高度化事業等)	・情報処理システムの高度化 ・電子商取引の普及・促進
	放送利用高度化促進(放送デジタル化推進等)	・地上放送のデジタル化促進 ・既存アナログ放送の円滑な周波数移行

● 調査・研究活動

- ・「ケーブルテレビの高度化に向けた検討会」(郵政省、99.10～2000.6)
- ・「通信情報分野の産業動向」(早稲田大学国際情報通信センター講義、2000.5)
- ・「ITから見た日本経済」調査12号(2000.8)
- ・「ケーブルテレビの現状と課題—ブロードバンド時代の位置づけについて—」調査22号(2001.3)

経済構造改革

(1) 規制緩和・事業革新等

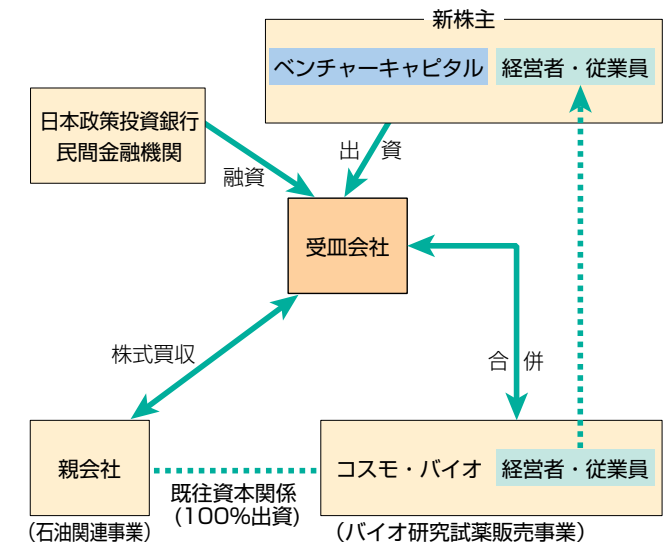
① 卸電力供給事業

中山共同発電(大阪府大阪市)
規制緩和により可能となった卸電力供給事業進出を通じ、鉄鋼メーカーが事業再構築を実施したものです。



② MBO(Management Buy Out)

～コスモ・バイオ(株)～
MBO(経営者買収)の手法を活用し、既存企業グループの1事業部門の買収を行い、売り手側、買い手側双方にとってメリットのある事業再構築が図られたものです。



● 融資対象

既存の経営資源を有効活用して行われる事業再構築を対象として長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
規制緩和・事業革新等	規制緩和分野投資促進(ガスおよび電気事業新規参入等規制緩和の推進に資する事業)	わが国を巡る経済環境変化に対応した既存分野の効率化および新分野展開等の事業再構築に対する支援を行う他、司法プロセスを通じた事業の再生を支援すること等により、我が国経済の持続的な発展を図る。
	事業再構築支援(事業再構築支援、経営資源有効活用支援、事業再生等)	

*その他

- ① 規制緩和に伴い創出される新規事業分野や既存事業分野への新規参入
- ② 電気・ガス事業への新規参入
- ③ 新たに会社を設立して開始する新たな事業等について積極的に支援を行っています。

(2) 輸入・対内投資促進



アメリカンスクール・イン・ジャパン (ASIJ) (東京都調布市)

日本で働く外国人にとって、子供の教育施設は重要なインフラのひとつです。インターナショナルスクールは、対内投資促進のための基盤施設のひとつとして大きな役割を果たしています。



コーニングジャパン(株) (静岡県大須賀町)

液晶表示素子の研究・開発および製造のためのオペレーションセンターです。

● 融資対象

貿易収支および内外直接投資の不均衡を背景とする国際経済摩擦を解消し、わが国の産業構造を国際的に調和のとれた活力あるものへと転換していくために、長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
輸入・対内投資促進	対日アクセス促進 (輸入・対内投資促進事業、外資系企業用施設・設備、対日投資促進基盤施設)	わが国経済の高度化・活性化、消費者利益の増大、良好な対外経済関係の形成等

● 調査・研究活動

- 「わが国自動車・部品産業をめぐる国際的再編の動向」調査9号(2000.4)他

知的基盤整備

(1) 新技術開発



リニアモーターカー開発
～(財)鉄道総合技術研究所/東海旅客鉄道(株)～
超電導磁気浮上式鉄道の技術開発および実験線の建設事業です。



高出力半導体レーザー企業化
～浜松ホトニクス(株)～

光源冷却技術、集光技術等を発展させ、金属加工等、多くの分野に適用可能な小型高出力半導体レーザーの企業化です。

● 融資対象

わが国の技術水準の向上をめざして、以下の事業を主な対象として長期かつ低利の融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
新技術開発	研究施設整備、企業化開発、新技術企業化等 (高度先端技術の基礎応用研究に必要な研究施設、新技術を実証するためのパイロットプラント等の建設資金および研究開発資金、新技術の成果を企業化するために必要な資金等)	民間企業の研究開発・技術開発活動の活性化、わが国科学技術の進歩並びに経済活力の維持向上等

(2) 新規事業育成



金型製造用CAD/CAMの企業化開発
～(株)インクス～

3次元CADデータをもとに、金型設計データ、さらにはマシニングセンターのNCパスを自動生成するソフトを企業化開発するものです。これまで熟練工が2次元の図面により1ヶ月程度を要していた金型製作を、特殊技能なしに6日で完成するまでに短縮可能とした画期的なプログラムです。

● 融資対象

高い技術力を持った中堅企業や成長初期段階の企業が、新製品・新商品の開発あるいは新たな役務の提供が円滑に行うことができるよう、以下の事業を主な対象として融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
新規事業育成	高度な技術力や独自のノウハウがありながら、まだ成長段階にあるため十分な信用力がなく、事業資金の調達が困難なベンチャー企業が、新製品・新商品の開発や新たなサービスの提供を行うための資金	新たなビジネスチャンスおよび新規雇用機会の創出、経済活力の維持向上等

● 調査・研究活動

- ベンチャーフォーラムの開催 (95.11, 96.6, 96.12, 97.2, 97.5, 97.9, 98.3, 98.10, 99.6, 2000.6)
- 「知的所有権担保融資について」(郵政省「情報通信ベンチャー勉強会」講演、2000.3)
- 「事業計画とベンチャー」「ベンチャー企業の資金調達」(東京工業大学「平成11年度ベンチャービジネス特論」講義、2000.1～2)
- 「会社をつくる」(立教大学「平成12年度企画講座」講義、2000.4～)
- 「地域情報化と情報産業系ベンチャー企業の展開について」((財)日本地域開発センター「地域開発」寄稿、2000.4)
- 「政策銀におけるベンチャー支援の取組みについて」((財)日本テクノマート「特許流通アドバイザー研修」講演、2000.6)
- 「サッポロバレー・コア・ネットワーク」(2000.11)
- 「福岡における情報産業系ベンチャー企業の集積～ITベンチャーの興隆を持続発展させるための方策を求めて～」(2000.11)
- 「わが国半導体製造装置産業のさらなる発展に向けた課題—内外装置メーカーの競争力比較から—」調査23号(2001.3)

社会資本整備促進



香川産業頭脳化センター(香川県高松市)

産学官の共同研究開発事業、情報処理等の人材育成事業、交流会開催等の情報提供・交流事業、ベンチャー企業等への施設賃貸事業等を行う、「香川インテリジェントパーク」の中核施設で、地域産業の高度化に寄与しています。

● 融資対象

日本電信電話株式会社の株式の売払収入を活用して、社会資本の整備促進と地域の活性化に寄与する公共性の高い事業に対し、無利子または低利で融資を行っています。

	主な融資対象	期待される政策効果
民活法対象事業	・リサーチコア ・国際見本市場・会議場施設等	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
特定民間都市開発事業	・多目的ホール、会議場等都市機能の増進に資する施設	良好な市街地の形成と都市機能の維持・増進
テレトピア事業	・テレトピア指定地域におけるCATV施設等	高度な情報通信基盤の普及促進による地域の情報化
高度通信施設整備事業	・加入者系光ファイバー網等の高度な電気通信施設	新世代通信網の構築による社会資本整備
民間資金活用型社会資本整備事業(PFI)	・廃棄物処理施設 ・地方衛生研究所施設	民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本整備

この他にも中心市街地活性化法対象事業、放送デジタル化推進事業等に対して無利子・低利融資を行っています。

出資



(株)国際デザインセンター(愛知県名古屋市)

デザイン都市宣言をしている愛知県名古屋市において、デザイン創造・利用高度化支援施設として先導的・中核的な役割を果たしています。



(株)オホーツク流水科学研究所(北海道紋別市)

世界初の氷海域における実海域観測施設であり、氷海観測海洋技術に関する研究・開発および受託業務、水産資源の活用にかかる基礎研究のほかに、氷海科学研究施設の公開(海中展望等)および維持管理業務を行っています。

● 出資対象

経済社会の活力の向上および持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する以下のような事業に対し、出資を行っています。

	主な出資対象	期待される政策効果
民活法対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・リサーチコア ・国際見本市場・会議場施設等 	民間事業者の能力を活用した特定施設の整備による社会基盤充実
港湾機能総合整備	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナル施設 ・港湾業務用施設等 	旅客等港湾利用者の利便性増進・港湾業務の効率化
鉄軌道整備促進	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都・政令指定都市およびその周辺における鉄軌道施設 	都市圏における鉄軌道の整備による維持・増進
中心市街地活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地における市街地の整備改善および商業等の活性化の一体的推進事業 	魅力ある店舗の誘致、空ビル有効利用、駐車場や交通アクセス改善等による都市機能の向上
新技術開発	<ul style="list-style-type: none"> ・船舶新技術開発促進 ・建設新技術開発促進等 	わが国科学技術の進歩並びに経済活力の維持向上

この他にも、街区整備、地域冷暖房、地方空港ターミナル等の事業に対して出資を行っています。

保証

企業の民間金融機関からの借入等に対し債務保証を実施しており、12年度末の債務保証残高は1,046億円となっています。

日本政策投資銀行では、プロジェクトの構想・計画段階より、公平・中立的な観点から事業化ノウハウの提供、参加者間の調整等を行い、プロジェクトの組み立て、事業化を支援しています。また、従来の手法に加えて、新たな金融手法への取組みも強化しています。

●プロジェクトの企画・事業化への対応

政策的意義の大きい重要なプロジェクトについては、長期にわたりその政策意図が十分に反映されるよう関係者間の合意を形成しつつ、一定の事業採算を確保していくことが重要になります。

当行はこれまで培ってきたさまざまな事業化ノウハウや投融資機能等を活用し、プロジェクトの各段階できめ細かく支援していきます。

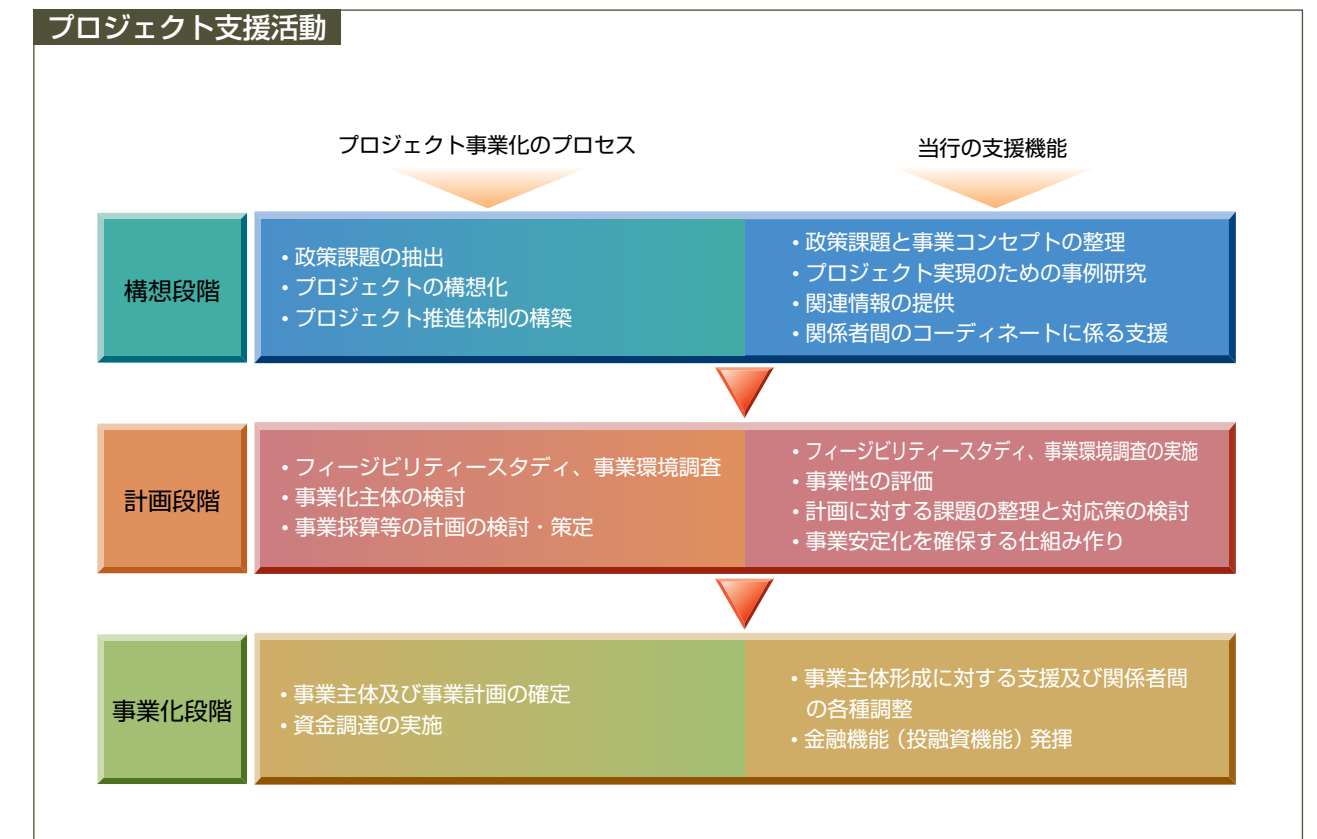
●新たな官民パートナーシップへの対応

民間の資金やノウハウを活用した社会資本整備手法であるPFI(Private Finance Initiative)についても地方自治体など公共側のアドバイザーとなると共に、プロジェクトに必要な金融面の支援を行います。

●新たなリスク分担への対応

都市開発事業やIPP事業^(注)など社会資本整備を行う事業について事業関係者のリスク分担の適正化を図りつつ、返済原資や担保をプロジェクトの収益等に限定することで、事業主体のリスク負担を軽減するプロジェクトファイナンスといった新たな資金供給形態にも的確に対応していきます。

(注)IPP(Independent Power Producer)事業
独立系発電事業者による卸電力事業



日本政策投資銀行が事業化を支援した最近のプロジェクトです。



長崎ベイサイドモール「夢彩都」(長崎県長崎市)

長崎県が長崎市と一体となって実施する「アーバン・ルネッサンス2001構想」の一環として整備された複合商業施設です。



三連蔵の活用—TMOによる運営(長野県 飯田市)

飯田市中心市街地活性化のため、TMO*が設立され、同市中心部に残されていた蔵を市民交流の場として運営しています。

* Town Management Organization

・ 地区商業施設整備計画への助言

構想段階

・ 事業採算、事業推進体制等への助言

・ 事業採算・資金計画の策定支援
・ 関係省庁などとの調整

計画段階

・ 関係省庁、県、市とのスキーム調整
・ 事業採算計画の策定支援
・ 他事例比較による問題点の指摘と改善策助言

・ 事業主体への低利融資

事業化段階

・ TMO(第3セクター)への出資



横須賀テレコムリサーチパーク(神奈川県 横須賀市)

次世代の情報通信技術を開発するため各種研究施設群を抱える横須賀リサーチパークの中核施設として研究開発室、ホール、会議室を擁したビルを整備しました。



ユニバーサル・スタジオ・ジャパン(大阪市)

映画をモチーフにした大規模テーマパークをプロジェクトファイナンスにより実現しました。

・ 構想推進に向けた各種会議に参加

構想段階

・ プロジェクトファイナンスによる対応可能性の検討
・ プロジェクトの構築に対する助言

・ 国、県、市の参画による計画推進を企図
・ 事業採算計画の策定支援
・ 横須賀リサーチパーク推進協会に参加

計画段階

・ 協調融資団編成が可能となるようなファイナンス・ストラクチャーの作成協力
・ 事業採算計画の策定支援

・ 第3セクターへの出資、無利子融資

事業化段階

・ 事前の融資コミットメントによる民間資金誘導のカウベル効果
・ 事業主体への有利子・無利子融資

日本政策投資銀行では、内外の経済・金融動向、各産業の抱える諸問題、企業経営並びに地域政策や地域経済動向等について、今後も先進的な調査テーマに取組み、その研究成果を各種レポートや講演会等を通じて発表していきます。

調査研究活動

● 経済、金融に関する調査・研究

わが国経済社会の中長期的な姿を展望し、望ましい政策提言を行っていくため、内外の経済・金融動向の調査・研究に積極的に取り組んでいます。

特に、設備投資に関する調査・研究としては、民間企業の皆様方のご協力により、「設備投資計画調査」が昭和31年以来実施されています。当行の「設備投資計画調査」は、最大のカバレッジを有し、長期時系列データが得られることなどから、これまで景気動向の判断や経営戦略、政策立案などに広く活用されてきました。また、昨今の情報技術(IT)関連分野の進展を把握する一助として、昨年度より情報化投資の動向も併せて調査を実施しています。

● 産業、企業、国民生活に関する調査・研究

グローバル化や技術革新の新たな流れを受けて、わが国産業構造の転換が喫緊の課題となっています。特に、地球環境問題をはじめとして、循環型社会に向けたリサイクルなどの取組みや、少子・高齢化に向けた対応など、社会システムの変革が必要な段階にきています。このような産業・企業・国民生活を取り巻く諸問題を社会との関わりも踏まえて明らかにし、提言を行うことは、政策金融機関としての重要なテーマとなっています。

● 地域政策・地域経済の調査研究

地方分権の進展により地域の自立的発展が期待される中で、経済の成熟化、国際化、情報化、高齢化など地域を取り巻く経済・社会構造は大きな転換期にあり、これらの動きを分析し、地域の政策課題を的確に把握するとともにこれらに関する提言を行っていくことは地域の活性化を実現するうえでますます重要となってきています。

情報提供活動

● 調査レポート、経済・企業財務データ等の提供

当行では、これまでの調査・研究活動の成果を活用しながら、最近では以下のようなレポート等を通じて情報提供を行っています。最新の動向は、インターネット上の当行ホームページ(アドレス:P43参照)でご確認いただけます。

○ 経済・金融・産業・企業経営の動向に関する調査

- ・ 「設備投資計画調査報告」(年2回)
- ・ 「消費の不安定化とバブル崩壊後の消費環境」
- ・ 「わが国環境修復産業の現状と課題」
- ・ 「企業の雇用創出と雇用喪失—企業データに基づく実証分析—」
- ・ 「労働安全対策を巡る環境変化と機械産業」
- ・ 「労働市場における中高年活性化に向けて」
- ・ 「わが国自動車・部品産業をめぐる国際的再編の動向」
- ・ 「米国の景気拡大と貯蓄投資バランス」
- ・ 「ドル・ペッグ下における金融危機と通貨危機」
- ・ 「日米経済と国際競争」
- ・ 「家電リサイクルシステム導入の影響と今後—リサイクルインフラの活用に向けて—」
- ・ 「最近の経済動向—今次景気回復の弱さとその背景—」
- ・ 「消費の需要動向と供給構造—小売業の供給行動を中心に—」
- ・ 「日本企業の設備投資行動を振り返る—個別企業データにみる1980年代以降の特徴と変化—」
- ・ 「家計の資産運用の安全性について」
- ・ 「わが国化学産業の現状と将来への課題」
- ・ 「最近の産業動向—内需の回復続き、多くの業種で生産増加—」
- ・ 「最近の経済動向—ITから見た日本経済」
- ・ 「ケーブルテレビの現状と課題—ブロードバンド時代の位置付けについて—」
- ・ 「わが国半導体製造装置産業のさらなる発展に向けた課題—内外装置メーカーの競争力比較から—」
- ・ 「分散型電源におけるマイクロガスタービン—その現状と課題—」
- ・ 「物流の新しい動きと今後の課題—3PL(サードパーティ・ロジスティクス)からの示唆」
- ・ 「メインバンク関係は企業経営の効率化に貢献したか」
- ・ 「グローバル化と労働市場」等



○ 地域政策・地域経済の動向に関する調査・研究

- ・「地方税財源の充実確保に関する実証的研究」
- ・「地域マネジメントシステム(RMS)の基礎研究」
- ・「地域の財政依存構造」
- ・「地域づくり型観光の実現に向けて—地域振興策としての観光の方向性—」
- ・「北海道観光の今後の展開」
- ・「名古屋駅再開発の効果と影響について」
- ・「錦おりなす地域振興プロジェクト」
- ・「長崎街道を活かした地域づくり」等

○ 海外駐在員事務所報告

- ・ワシントンから：シリコンヒルズ オースチンの発展戦略
- ・ニューヨークから：アイオワ州のIT戦略—“デジタルステイト”を目指して—
- ・ロスアンゼルスから：サンフランシスコのIT戦略と今後の課題—マルチメディアガルチからライフサイエンスコミュニティへ—
- ・ロンドンから：規制緩和後の英国バス・サービスの動向—民間の競争をサービス改善へと誘導するための官民パートナーシップ構築—
- ・フランクフルトから：第1回フランクフルト座談会「都市と環境の共生のあり方」—“緑のネットワーク”で生活を楽しむ—
- ・シンガポールから：アジア主要国・地域におけるIT経済戦略—IT関連企業の集積するサイエンスパークを中心に—

○ 各種経済・産業・企業財務データ等

- ・「経済・産業メモ」(毎月発行)
- ・「主要経済社会指標」(毎月発行)
- ・「統計要覧」(毎年発行)
- ・「長期産業データ集—グラフで見る日本産業の軌跡—」
- ・「産業別財務データハンドブック」(毎年発行)
- ・「産業経済インデックス」(毎月発行)
- ・「地域ハンドブック」(毎年発行)等

● 広報誌の提供

地域、産業、経済に関する最新の情報をビジュアルにわかりやすく提供します。

- ・一般広報誌「DBJournal」(年3回発行)
- ・地域情報誌「かたりすと」(年3回発行)
- ・地域調査研究情報誌「Rレビュー」(年3回発行)



各種審議会・委員会への参加・提言

当行では、各省庁や経済団体の審議会並びに地方自治体等の主催する地域開発等に関する委員会、研究会等に参加し、政策金融機関としての公平・中立な立場から各種政策の立案に寄与すべく積極的な提言を行っていきます。

各種講演会・セミナー等の企画・開催

当行では、独自の情報発信手段としての各種講演会・セミナー等を開催し、行内に蓄積されたノウハウ・情報を広く提供していきます。

- ・地域セミナー（まちづくり、産学連携、地域産業振興など）
- ・PFIセミナー
- ・大学におけるベンチャービジネス講座、地域政策講座等
- ・環境フォーラム等



大学における地域政策講座

インターネットによる情報提供

当行は、インターネット上にホームページを開設し、日本語と英語での情報提供サービスを行っています。

当行ホームページでは、当行の投融资内容・実績、財務状況などを開示するとともに、金利情報や投融资の問い合わせ先なども掲載しています。

また、広報誌や調査部発行「調査」など当行作成の各種刊行物のバックナンバーや最近号の要旨が閲覧できるなど、情報収集・研究目的の利用者向けの情報提供も充実させています。

〈ホームページアドレス〉

- 日本政策投資銀行 <http://www.dbj.go.jp/>
- 日本政策投資銀行関西支店 <http://www.kansai.dbj.go.jp/>
- 日本政策投資銀行北海道支店 <http://www.hokkaido.dbj.go.jp/>
- 日本政策投資銀行東海支店 <http://www.tokai.dbj.go.jp/>

● 対内投資促進活動

日本政策投資銀行では、貿易・投資不均衡の是正および、外国からの投資の促進による我が国地域産業・経済の活性化のために幅広く対内投資促進活動を推進しています。

外資系企業向けの国際化促進融資プログラムに加え、1990年度より外国企業の対内投資促進と一層の製品輸入の拡大を図るため、海外駐在員事務所および本店国際部において対日投資促進センター活動を開始しています。センターでは、国内外の対内投資関連機関と連携しつつ、我が国におけるマーケット情報や立地関連情報の提供、日本における設備投資計画のコンサルティング、日本への進出にあたっての日本側の協力先の紹介などの情報サービスを行い、外国企業の対内投資の支援を行っています。

また、外資系企業の地方への誘致施策の重要性に対応して、1996年度には、国内の支店等においても対日投資促進センター活動を開始し、外資系企業の誘致を図る地方自治体とも連携して外国企業の地域への誘致の一層の支援を行うこととしています。

さらに、対日投資促進センターでは、国内外の対内投資関連機関(各国政府・在日外国公館、ジェトロ等)と連携しつつ活動しています。具体的には、2000年10月の英国大使館および在日英国商工会議所との共催セミナー、2001年2月の在日仏国商工会議所および在日伊国商工会議所との共催セミナーを開催したほか、各国政府主催の対日輸出・投資促進キャンペーンへの協力を行うとともに、タスクフォースや委員会への出席を通じて人的貢献を行っています。また、ジェトロ等との密接な協力の下、プロジェクトが具体化した段階で、企業に対してファイナンス面でのニーズに対応した詳細情報を提供しているほか、1998年8月より、ジェトロ、FIND((株)対日投資サポートサービス)、地域振興整備公団、日本立地センターと共同で対日投資関連機関連絡会を開催しています。

● 地域国際化支援活動

当行では、海外駐在員事務所活動等を通じた海外調査機能および情報ネットワークをもとに、広く地域の国際化に対する知的支援を行うことを目的として、地域国際化支援活動を行っています。

外資系企業の地域への立地は、地元雇用の創出、地域活力の創造などを通して地域経済の自立的な発展に寄与することが明らかとなりつつあります。そのため最近、外資系企業の地方への誘致に期待が高まりつつあり、地方自治体や地元商工団体は外資系企業誘致を積極化しています。また、地域の自立のためのプランづくりなどに用いる海外情報の提供が地域では求められています。

こうしたニーズに対応すべく、当行は従来から蓄積している外資系企業誘致のノウハウや、海外駐在員事務所の海外における調査活動の成果および情報ネットワークなどを地方自治体や地元商工団体などに還元しています。



英国大使館および在日英国商工会議所との共催セミナー(2000年10月)

● 国際協力の意義

日本政策投資銀行は、従来より、政策金融・企業審査等、当行に蓄積された知識とノウハウを活かし、国内外からの要請に応え、発展途上国や市場体制移行国に対し、調査・研究、研修・国際セミナー開催、コンサルタント業務という形で知的技術支援活動を展開してきています。

市場体制移行国では、国内の経済基盤強化のため、民間金融では担いきれない中堅・中小企業振興、地方開発およびインフラ整備といった政策課題を支える長期金融機関の必要性がクローズアップされています。また、アジア金融危機を契機に、アジア諸国では改めて健全な公的金融機関の役割が見直されるようになりました。こうしたなか、政策金融の経験、先進的な経営マネジメント手法等に関するノウハウの提供を求められる機会が増えています。

ナレッジ・バンク機能の一環として、こうした期待に応え、内外の国際協力機関との補完・協力関係を維持・拡充しながら、質の高い調査および研修を両輪とする国際協力活動・情報発信活動に取り組むことを通じ、各国経済社会の持続可能な発展に貢献していくことは、政策金融機関である当行の責務であると考えています。

● 国際協力活動の重点分野

当行の国際協力活動に対するニーズは内容的に拡大してきました。研修では、旧来の政策金融・企業審査などに加えて、取引先格付、政策金融評価、あるいはリスクマネジメントなどへ関心が広がっています。また、調査・研究においては、環境対策、ベンチャー企業振興、民間によるインフラ整備といった、先進国・途上国を問わない普遍的な政策課題について、日本やアジアの取組み・経験への関心が高まっており、当行にも大きな役割が求められています。

知的技術支援要請は、各国政府・開発金融機関や国際機関(世界銀行、米州開発銀行、アフリカ開発銀行など)から直接、あるいはODA実施機関や省庁を通じて数多く寄せられます。我々の専門知識や経験をいかせる上記各分野において、積極的に国際協力活動を展開しています。

● 平成12年度活動状況

国内研修としては、アジアを中心とする開発金融機関向けDFC研修(Development Finance Course)、東南アジアと中央アジアの市場体制移行国を対象としたSDF研修(Seminar on Development Finance for Countries in Transition)に加え、プロジェクトファイナンスなどをテーマとした中国国家開発銀行幹部研修を実施しました。この他、各種不定期の短期研修依頼にも積極的に対応いたしました。

一方、平成12年度の海外における研修としては、ミャンマー開発金融・企業審査研修、モンゴル金融セクター向け審査研修、ラテンアメリカ開発金融機関協会(ALIDE)加盟機関向け審査研修、中国国家開発銀行向け政策金融研修、ベトナム金融セクター向け開発金融研修を実施し、政策金融、企業審査、リスク管理等に係るノウハウを提供しました。また、アフリカ開発銀行の要請に応え、同行加盟国の開発金融機関職員を対象に、開発金融研修を実施するなど、各国のニーズにより対応したプログラムを組みました。

研修と並ぶもう一方の柱である調査事業としては、米州開発銀行からの依頼に基づくラテンアメリカ・アジア起業行動比較調査、世界銀行からの依頼に基づくわが国環境政策・都市交通に関する調査、国際協力事業団ベトナム市場経済化調査など、国内外の開発援助機関との協力事業を積極的に展開しました。



市場体制移行国を対象としたSDF研修(2000年7月)

I. 決算状況

第2事業年度(平成12年4月1日から平成13年3月31日まで)の財務状況及び損益状況の概要は次の通りです。

1. 財務状況

当年度末の主要科目残高は、資産勘定では、貸付金17兆7,865億円、出資金1,769億円等に対し、負債・資本勘定では借入金14兆9,169億円、債券1兆3,292億円のほか資本金1兆394億円等です。

2. 損益状況及び損失金処分

当年度中の損益は

利益	7,293億円
損失	7,434億円
差引損失金	142億円

で、利益のうち主なものは、貸付金利息の受入6,675億円であり、一方、損失の過半を占めるのは借入金利息の支払5,306億円です。なお、損失金には、むつ小川原開発株式会社に対する貸付金及び出資金の償却に伴う損失(貸付金償却662億円、出資金償却20億円)が含まれています。

当年度損失金142億円の処分については、平成13年度期首において全額を準備金より取り崩しました。

なお当年度においては、財務基盤の強化等のため631億円の追加出資を受け入れています。

II. 財務諸表

当行の財務諸表、すなわち、日本政策投資銀行法第38条第1項の規定により作成する財産目録、貸借対照表

及び損益計算書は、中央青山監査法人の監査証明を受けています。

■ 第2事業年度損益計算書 平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

(単位:円)

損 失		利 益	
科 目	金 額	科 目	金 額
経常費用	743,438,716,769	経常収益	728,041,443,317
借入金利息	530,603,948,263	貸付金利息	667,469,619,603
資金運用部借入金利息	513,617,603,929	貸付金利息	663,608,825,038
簡易生命保険借入金利息	16,986,344,334	直接貸付金利息	663,470,090,506
寄託金利息	887,963,872	代理貸付金利息	138,734,532
債券利息	51,658,416,637	外貨貸付金利息	3,860,794,565
短期借入金利息	1,041,095	保証料	252,021,045
支払雑利息	4,372,602	有価証券利息	1,681,026,012
事務費	28,494,357,151	受取配当金	209,975,000
動産不動産減価償却費	1,304,213,595	預け金利息	37,674,909
支払手数料	48,696,694	受入雑利息	18,005,930
外国為替損	44,800	受入手数料	640,551,669
貸付金償却	68,601,130,607	有価証券益	270,697,132
出資金償却	2,000,000,000	償却債権取立益	283,127,070
債券発行差金償却	595,728,271	雑益	915,341,946
債券発行費償却	1,721,500,000	貸倒引当金戻入	56,263,403,001
雑損	4,157,837,491	特別利益	1,237,290,899
貸倒引当金繰入	53,359,465,691	当年度損失金	14,159,982,553
合 計	743,438,716,769	合 計	743,438,716,769

(注)当年度損失金14,159,982,553円は、日本政策投資銀行法(平成11年法律第73号)第41条第2項により、全額を準備金より取り崩すこととする。

第2事業年度末貸借対照表 平成13年3月31日現在

(単位:円)

資産の部		負債及び資本の部	
科目	金額	科目	金額
貸付金	17,786,488,563,733	借入金	14,916,887,608,700
貸付金	17,639,439,836,913	資金運用部借入金	13,931,292,852,000
直接貸付金	17,634,626,166,913	簡易生命保険借入金	480,780,000,000
代理貸付金	4,813,670,000	産業投資借入金	504,595,009,000
外貨貸付金	147,048,726,820	石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化対策借入金	219,747,700
出資金	176,947,838,800	寄託金	34,399,866,000
有価証券	357,694,656,034	債券	1,329,198,090,000
国債	299,194,656,034	未払費用	108,950,978,544
社債	58,420,000,000	未払借入金利息	92,277,249,719
その他の証券	80,000,000	未払寄託金利息	208,292,111
現金預け金	29,946,498,595	未払債券利息	16,454,435,893
現金	5,977,034	その他未払費用	11,000,821
預け金	29,940,521,561	雑勘定	71,339,546,510
未収収益	96,449,569,885	貸付償還金	21,385,253,395
未収貸付金利息	95,912,799,891	仮受金	1,938,948,631
未収保証料	41,553,683	前受収益	47,958,957,854
未収有価証券利息	495,216,311	その他雑勘定	56,386,630
雑勘定	1,339,868,516	支払承諾	104,573,979,375
仮払金	324,252,636	(負債合計)	16,565,350,069,129
保証金等	354,123,350	資本金	1,039,386,000,000
その他雑勘定	661,492,530	準備金	951,894,811,374
動産不動産	40,423,247,582	当年度損失金	△ 14,159,982,553
営業用土地建物動産	40,423,247,582	(資本合計)	1,977,120,828,821
繰延勘定	1,966,141,121		
債券発行差金	1,966,141,121		
支払承諾見返	104,573,979,375		
貸倒引当金	△ 53,359,465,691		
資産合計	18,542,470,897,950	負債・資本合計	18,542,470,897,950

第2事業年度末財産目録 平成13年3月31日現在

(単位:円)

科目	金額	備考
貸付金	17,786,488,563,733	17,945 口
貸付金	17,639,439,836,913	17,911 口
直接貸付金	17,634,626,166,913	17,882 口
代理貸付金	4,813,670,000	29 口
外貨貸付金	147,048,726,820	34 口
出資金	176,947,838,800	254 口
有価証券	357,694,656,034	
国債	299,194,656,034	銘柄 額面 帳簿価額
		政府短期証券 6 口 68,360,000,000円 68,350,251,580円
		利付国庫債券(2.4.6.10年)及び割引短期国庫債券 } 17 口 229,040,000,000円 230,844,404,454円
社債	58,420,000,000	32 口
その他の証券	80,000,000	1 口 ワラント権行使により取得した株式
現金預け金	29,946,498,595	
現金	5,977,034	
預け金	29,940,521,561	当座預け金 日本銀行外20行 9,602,846,652円
		普通預け金 住友銀行外1行 20,337,674,909円
未収収益	96,449,569,885	
未収貸付金利息	95,912,799,891	期末現在における既経過未収貸付金利息
未収保証料	41,553,683	期末現在における既経過未収保証料
未収有価証券利息	495,216,311	期末現在における既経過未収有価証券利息
雑勘定	1,339,868,516	
仮払金	324,252,636	71 口
保証金等	354,123,350	85 口 業務用建物の賃借に係る敷金・保証金等の支出金
その他雑勘定	661,492,530	132 口
動産不動産	40,423,247,582	
営業用土地建物動産	40,423,247,582	土地 108箇所 44,160m ² の65% 及び 151,813m ² 20,830,424,403円
		建物 250棟 延 2,244m ² の95% } 及び延116,800m ² 18,993,568,211円
		延 846m ² の65% }
		什器 2,180点 588,534,941円
		一括償却資産 61点 5,171,671円
		権利金等 4 口 5,548,356円
繰延勘定	1,966,141,121	
債券発行差金	1,966,141,121	債券の額面金額と売渡価額との差額
支払承諾見返	104,573,979,375	支払保証 55件
貸倒引当金	△ 53,359,465,691	
計	18,542,470,897,950	

●重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

2 動産不動産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、建物を除く営業用建物動産は定率法、その他は定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

動産不動産 17,557,834,657円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、日本政策投資銀行法施行令(平成11年政令第271号)第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の3/1000の範囲内で計上しており、本年度の計上率は3.0/1000である。

4 その他財務諸表作成のための重要な事項

(1)消費税の会計処理方法

税込方式によっている。

(2)繰延勘定の処理方法

債券発行費

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、発生した期に全額償却している。

債券発行差金

日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき、財務大臣が別に定めるところにより、債券の平均年限に相当する期間(5、8、10又は12年間)内で均等償却している。

(3)延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は、175,807,639,898円となっている。

5 重要な会計方針の変更

「貸倒引当金」については、従来、「負債及び資本の部」に計上していたが、本年度から「資産の部」を対象資産から一括控除する方法により表示することとした。

なお、当該変更により、従来と同一の基準によった場合に比べ、「資産の部」及び「負債及び資本の部」はそれぞれ53,359,465,691円減少している。

Ⅲ. 財務データ

1. 貸付金等の状況

貸付金等回収予定 (単位:億円)				
13/3末残高	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
176,691	18,436	69,374	54,585	34,296

(注)貸付金等は、貸付金及び社債を指します(但し6ヶ月以上の延滞債権を除く)。

貸付金等平均残高 (単位:億円)				
科目	11年度		12年度	
	金額	構成比	金額	構成比
貸付金	187,408	98.0%	182,677	97.2%
出資金	1,282	0.7%	1,596	0.8%
その他	2,561	1.3%	3,609	1.9%
合計	191,251	100.0%	187,882	100.0%

(注)合計(総資産の平均残高)は、支払承諾及び貸付受入金の平均残高を控除しています。

2. 借入金等の状況

借入金等返済予定 (単位:億円)				
13/3末残高	1年以下	1年超5年以下	5年超10年以下	10年超
162,805	18,907	72,700	56,617	14,580

(注)借入金等は、借入金、寄託金及び債券を指します。

借入金等平均残高 (単位:億円)				
科目	11年度		12年度	
	金額	構成比	金額	構成比
自己資本	18,606	9.7%	19,642	10.5%
借入金	158,555	82.9%	154,329	82.1%
寄託金	390	0.2%	360	0.2%
債券	12,304	6.4%	12,880	6.9%
その他	1,396	0.7%	671	0.4%
合計	191,251	100.0%	187,882	100.0%

3. 利回り、原価率等

	11年度(下期)	12年度
貸付金等利回り(a)	3.68	3.57
借入金等原価率(b)	3.58	3.41
利 幅(a)-(b)	0.10	0.17

	11年度(下期)	12年度
事務経費率	0.17	0.17

	11年度(下期)	12年度
自己資本比率	10.39	11.18
総資産経常利益率	0.24	-
資本経常利益率	2.46	-
総資産当期利益率	0.24	-
資本当期利益率	2.46	-
従業員1人当たり貸出金残高	135	128
1店舗当たり貸出金残高(除く事務所)	17,050	16,170
保有有価証券平均残高	985	2,436

(注1)以上の諸比率等はP54参考2の算出式を用いて算出しています。
 (注2)自己資本比率については、P47～48に表示した、日本政策投資銀行法の規定に基づき作成した財務諸表をベースに、分母であるリスク・アセットの計算のみ、大蔵省告示第55号「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」を援用して算出しています(算出式はP54参照)。
 なお、平成12年度決算においては、民間金融機関の国際統一基準自己資本比率と比較可能にするため、民間の会計基準に準じて作成した財務諸表をベースに算出した自己資本比率を別途開示しています(P53参照)。
 (注3)12年度は損失を計上しているため、利益率はいずれも記載していません。

	11年度(下期)	12年度
役員給	174	339
職員給	4,175	8,403
諸手当	3,280	5,926
福利費その他	1,272	3,440
旅費	478	886
業務諸費	4,881	8,626
交際費	0	1
税金	180	601
債券発行諸費	126	273
賠償償還及戻戻金	20	0
支払手数料	30	49
合計	14,617	28,543

(注)11年度は平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間です。

4. 外貨建の資産・負債の本邦通貨への換算額

外貨建の資産・負債については、通貨スワップにより確定した円貨額がバランスシートに計上されています。

5. 保有有価証券の時価情報

	12/3末	13/3末
政府短期証券	6口	6口
額面	60,540	68,360
帳簿価額	60,535	68,350
時価相当額	60,535	68,347
利付国庫債券及び割引短期国庫債券	26口	17口
額面	242,390	229,040
帳簿価額	242,093	230,844
時価相当額	242,093	232,150

当行が保有する有価証券は、収入支出の変動による短期資金繰り調整に備えた手元流動性、日銀決済のRTGS(Real Time Gross Settlement:1取引毎に即時に決済を行う方式)化に伴う日中の流動性を確保するための資産等であり、余裕金の運用については日本政策投資銀行法第46条により国債の保有等に限定されています。

上記政府短期証券、利付国庫債券及び割引短期国庫債券は、売戻条件付売買による一時保有のほか、償還時までの満期保有等により、確定利回りでの運用を図っています。

6. オフバランス取引の状況

当行は、融資業務の金利リスクに関連し、ヘッジ目的に限定した金利スワップを一部行っております。また、外貨貸付及び外債の為替リスク回避のために長期為替予約としての通貨スワップの取組みを行っています。

7. 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6ヶ月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高)は以下の通りです。

	12/3末	13/3末
延滞債権	1,220	1,758

(参考情報)

(1)資産自己査定について

当行は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」等に準拠した「自己査定基準」に則り、債務者区分及び資産分類を実施しています。

格付および資産自己査定の実施にあたっては、投融資部門から独立した審査部および信用リスク管理部がこれを決定し、検査部および外部監査を活用してその適切性を検証しています。

資産自己査定の結果については、銀行法に基づくリスク管理債権および金融再生法開示債権も含めて、資産の分類および集計の妥当性について「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(平成9年4月15日、改平成11年4月30日日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に準拠した監査法人による監査を受け、リスク管理債権及び金融再生法開示債権を開示しています。

(2)リスク管理債権等

①リスク管理債権

銀行法に基づいて算出したリスク管理債権は以下の通りです。

	12/3末	13/3末
破綻先債権	430	796
延滞債権	4,030	3,013
3ヶ月以上延滞債権	27	27
貸出条件緩和債権	2,927	2,781
合計	7,413	6,617

各々の定義は以下の通りです。

- 破綻先債権：資産自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸出金
- 延滞債権：資産自己査定の結果、実質破綻先及び破綻懸念先に区分された債務者に対する貸出金
- 3ヶ月以上延滞先債権：元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの
- 貸出条件緩和債権：債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないもの

なお、銀行法施行規則上、破綻先債権及び延滞債権は「未収利息不計上貸出金」のうち一定の事由に該当する貸出金ですが、未収利息の取扱につき当行は大蔵省告示第284号第4条に従っているため、破綻先債権及び延滞債権に区分している債権に対して未収利息を計上している場合があります。これらの未収利息については資産査定上回収の危険性の度合いに応じて分類を行っています。

②金融再生法に基づく開示債権

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づいて算出した開示債権は以下の通りです。

	12/3末	13/3末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,985	1,257
危険債権	2,534	2,584
要管理債権	2,954	2,808
小計	7,473	6,649
正常債権	182,141	173,223
債権残高	189,613	179,872

各々の定義は以下の通りです。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権：破産、会社更生、民事再生等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
- 危険債権：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権
- 要管理債権：3ヶ月以上延滞債権(元金または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く))及び貸出条件緩和債権(経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権(「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3ヶ月以上延滞債権」に該当する債権を除く))
- 正常債権：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権

(3) その他の事項

① 地方公共団体の出資または拠出に係る法人(第三セクター)への融資について

当行は、地方公共団体の出資または拠出に係る法人(いわゆる「第三セクター」については、明確な定義がありませんが、以下では地方公共団体が出資または拠出を行っている法人(但し、上場企業は除く)として整理しています)が行う鉄軌道事業、空港ターミナル事業、CATV事業、地下駐車場、再開発・国際会議場等の都市開発事業等の公共性・公益性の高いプロジェクトを対象として、社会資本整備促進融資を含む各投融資制度に基づいて投融資を行っています。これらの事業は、民間事業者では実施が困難な投資回収に長期を要する低収益のものが多くなっています。

これらの法人への平成13年3月末貸付金残高は1兆9,872億円です。

地方公共団体の出資または拠出に係る法人向けリスク管理債権は以下の通りで、前記(参考情報)(2)①記載のリスク管理債権の内数です。

(単位:億円)	
	13/3末
破綻先債権	123
延滞債権	913
3ヶ月以上延滞債権	—
貸出条件緩和債権	2,042
合計	3,078

長期にわたる経済低迷の影響で、売上実績等が計画と乖離している案件について返済条件の見直しを行っている結果、貸出条件緩和債権が多くなっています。当行としては、地方公共団体をはじめとする関係者とも協調して、経営支援を行うことにより、公共性・公益性の高い事業が継続され本来の政策効果が維持されるよう努めています。

②「むつ小川原開発」、「苦小牧東部開発」プロジェクトに係る産業用地の取得・造成及び分譲等を行う事業主体への貸付債権等については、それぞれ次の通りとなっています。

むつ小川原開発株式会社に対する貸付金については、今期に出資金とともに償却(貸付金償却66,238百万円、出資金償却2,000百万円)しています。また、平成12年8月に設立された新むつ小川原株式会社に対して、当行は、むつ小川原開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を含め45,547百万円の出資金を有しています。なお、苦小牧東部開発株式会社に対する貸付金については、旧北海道東北開発公庫が平成11年度(上期)に出資金とともに償却

(貸付金償却64,712百万円、出資金償却に伴う雑損1,500百万円)しています。また、平成11年7月に設立された株式会社苦東に対して、当行は、苦小牧東部開発株式会社からの代物弁済による株式取得分を含め、現在32,562百万円の出資金を有しています。

これらのプロジェクトについては、平成9年9月24日閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、関係省庁、地方自治体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議がなされ、平成10年12月25日に「苦小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて、平成11年9月28日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて、平成11年12月24日に「むつ小川原開発」プロジェクトの取扱いについて」が閣議了解されています(P55参照)。

8. 当行と民間金融機関との会計上の差異について

当行は、前記財務諸表とは別に、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下「財務諸表等規則」という。)に基づいた財務諸表を作成しており、証券取引法第193条の2の規定に準じて中央青山監査法人の監査証明を受けています。

財務諸表等規則に基づいて作成した財務諸表における自己資本は、日本政策投資銀行法に基づく財務諸表における自己資本と比較して、以下の差異があります。

項目	金額(単位:億円)
貸倒引当金要計上額(*1)	△ 3,355
投資損失引当金等要計上額(*2)	△ 58
退職給付引当金要計上額(*3)	△ 250
その他(*4)	△ 39
合計	△ 3,702

*1 当行の貸付金の貸倒リスクに備えて計上する貸倒引当金につき、金融庁作成による「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」(平成13年4月25日最終改正。以下「金融検査マニュアル」という。)に準じて計算した場合において、追加的に必要となる引当額です。

具体的には、次の計算方法に則って計算した貸倒引当金要計上額(債権取立不能見込額に係る直接減額分を含む)と、日本政策投資銀行法施行令第4条第3項の規定に基づき大蔵省告示第284号第16条に規定された貸倒引当率(期末貸付金残高の3/1,000)に基づき計上されている貸倒引当金との差額です。

破綻先および実質破綻先に係る債権については、帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び

保証による回収可能見込額を控除し、その残額を要引当額として計算しています。また、破綻懸念先に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断し必要と認める額を要引当額として計算しています。また、要注意先債権のうち、債権の元本の回収および利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権(貸出条件緩和債権等)については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を要引当額として計算しています。上記以外の債権については、過去の実績に基づく予想損失率をもとに、融資期間に対応した要引当額を計算しています。

当行の全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、投融資関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した査定部署が第二次査定を実施しており、その査定結果に基づいて要引当額の計算を行っています。

以上の方法により計算された貸倒引当金要追加計上額は、一般貸倒引当金1,950億円、個別貸倒引当金1,405億円(部分直接償却相当額459億円を含む)となります。

*2 当行の出資金につき、貸付金と同様、「金融検査マニュアル」に準じて計算した投資損失引当金等要計上額です。

具体的には、次の計算方法に則って計算した投資損失引当金要計上額及び要償却額です。

出資先法人の資産状態が著しく悪化している場合には、相当期間内に回復すると認められる場合を除き、当該出資先に対する出資金につき、純資産の減少に応じた帳簿価額の減額相当分を要償却額とし、残額については予想損失額に相当する額を損失見込額として投資損失要引当金を計算しています。

*3 退職給付会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成10年6月16日))に準じ、平成13年3月末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づいて要引当額を計算し、会計基準変更時差異および数理計算上の差異を含め全額を記載しています(役員に係る退職給付引当金も含む)。

*4 金融商品会計基準(「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年1月22日))、外貨建取引会計基準(「外貨建取引等会計処理基準の改定に関する意見書」(企業会計審議会平成11年10月22日))、その他、一般に公正妥当と認められる会計処理基準に準じて計算した場合において、損益計算上生ずる差額です。

上記合計額は、民間企業と同様の会計基準に基づいて決算を行った場合の自己資本減少額であり、その結果平成13年3月末現在における自己資本は、18,314億円となります。

この自己資本に基づき、大蔵省告示第55号「銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件」の規定に準じて計算した当行の平成13年3月末現在の自己資本比率は、10.17%となります(自己資本比率の計算根拠についてはP55参照)。当行としては、今後とも財務の健全性を保ちつつ、政策金融機関として、政策的意義が高いにもかかわらず投資回収に長期を要したり低収益であるなどの事情により民間金融機関のみでは十分な対応が困難な事業等に対応していきます。

◆ 参 考 1 (会計に関する日本政策投資銀行法の規定の抜粋)

〔日本政策投資銀行法〕

(財務諸表等)

第38条 日本政策投資銀行は、財産目録及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに作成し、当該書類(以下「財務諸表」という。)に関する監事の意見を付して、当該半期経過後2月以内又は当該事業年度終了後3月以内に、これを財務大臣に届け出なければならない。

2 日本政策投資銀行は、前項の規定による財務諸表の届出をしたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附属明細書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

3 日本政策投資銀行は、決算を完了したときは、遅滞なく、当該事業年度の業務報告書を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

(決 算)

第39条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完了しなければならない。

第40条 日本政策投資銀行は、決算完了後予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、第38条第1項の規定により財務大臣に届けた財務諸表を添え、遅滞なく、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により決算報告書及び財務諸表の送付を受けたときは、翌事業年度の11月30日までにこれを会計検査院に送付し、その検査を経て、国の歳入歳出の決算とともに、国会に提出しなければならない。

4 日本政策投資銀行は、第1項の規定による決算報告書の提出をしたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間(※)、一般の閲覧に供しなければならない。

(利益金の処分及び国庫納付金)

第41条 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準(※)により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに当てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第1項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

(事業年度に関する経過措置)

附則第14条 日本政策投資銀行の最初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、平成12年3月31日に終わるものとする。

(財務諸表に関する経過措置)

附則第15条 日本政策投資銀行の最初の事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書については、第38条第1項中「及び貸借対照表を4月から9月まで及び10月から翌年3月までの半期ごとに、損益計算書をこれらの半期及び事業年度ごとに」とあるのは、「貸借対照表及び損益計算書を平成11年10月1日から平成12年3月31日までの期間について」と、「当該半期経過後2月以内または当該事業年度終了後」とあるのは「当該期間経過後」とする。

〔日本政策投資銀行法施行令〕

**〔法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額〕

第3条 法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額は、次の各号に掲げる額のいずれか多い額とする。

- 1 毎事業年度における損益計算上の利益金の100分の20に相当する額
- 2 毎事業年度末における貸付金の残高の1000分の3に相当する額(その額が当該利益金の額を超えるときは、当該利益金の額)

(法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額の特例)

附則第4条 日本政策投資銀行の平成12年3月31日に終了する事業年度の法第41条第1項の政令で定める基準により計算した額については、第3条第2号中「1000分の3」とあるのは、「1000分の1.5」とする。

〔大蔵省令第80号〕

*〔閲覧期間〕

第2条 法第38条第2項及び第3項並びに法第40条第4項に規定する財務省令で定める期間は、5年間とする。

◆ 参 考 2 (算出式)

$$\text{貸付金等利回り} = \frac{\text{貸付金等利息}}{\text{貸付金等平均残高(除 貸付受入金)}} \times 100$$

$$\text{借入金・寄託金・債券原価率} = \frac{\text{借入金等利息}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{事務経費率} = \frac{\text{事務費} + \text{支払手数料}}{\text{借入金等平均残高}} \times 100$$

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額}}{\text{(基本的項目} + \text{補完的項目} + \text{純補完的項目} - \text{控除項目})} \times 100$$

(信用リスク・アセットの額(資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額 + 各オフ・バランス取引の与信相当額にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額) + マーケット・リスク相当額を8パーセントで除して得た額)

$$\text{総資産経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本経常利益率} = \frac{\text{経常利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

$$\text{総資産当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{総資産平均残高(除 支払承諾見返)}} \times 100$$

$$\text{資本当期利益率} = \frac{\text{当期利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100$$

◆ 参 考 3 「むつ小川原開発」,「苫小牧東部開発」関連閣議決定等

〔特殊法人等の整理合理化について〕

－平成9年9月24日閣議決定〔抜粋〕－

北海道東北開発公庫に係る「むつ小川原開発」及び「苫小牧東部開発」の両プロジェクトについては、新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。

〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて

－平成10年12月25日閣議了解－

1. 北海道東北開発公庫に係る「苫小牧東部開発」及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)において、「新銀行設立までの間に、関係省庁、地方公共団体、民間団体等関係者間において、その取扱いについて協議の上、結論を得るものとする。」とされたところである。

2. これに基づき、政府としては、我が国に残された貴重な未利用広大地である苫小牧東部地域の開発を推進するため、苫小牧東部開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

① 新会社については、北海道、民間各々と均等に出資を行うとの考え方を基本とするとともに、北海道、民間各々の諸事情を勘案し、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、北海道東北開発公庫が出資を行う。

② 苫小牧東部開発株式会社に対する北海道東北開発公庫の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行い、新銀行の設立に際し、その損失の処理を行う。

3. また、「むつ小川原開発」プロジェクトについては、上記1の閣議決定により、現在関係者間で行われている協議における結論を踏まえて、適切な対応を行うこととする。

〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて

－平成11年9月28日閣議了解－

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされたところである。

2. 上記を踏まえ、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、現在、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの案につき、関係者間において協議が行われているところである。

3. 政府としては、関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。

〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて

－平成11年12月24日閣議了解－

1. 「むつ小川原開発」プロジェクトについては、「特殊法人等の整理合理化について」(平成9年9月24日閣議決定)及び「〔苫小牧東部開発〕及び「むつ小川原開発」の両プロジェクトの取扱いについて」(平成10年12月25日閣議了解)に基づき、対処することとされ、また「〔むつ小川原開発〕プロジェクトの取扱いについて」(平成11年9月28日閣議了解)において、「関係者の協力を得て、協議の具体的な結論を政府予算案決定までに得られるよう努めるものとする。」とされたところである。

2. これに基づき、これまでの関係者における協議を踏まえ、政府としては、我が国に残された貴重な未利用地であるむつ小川原地域の重要性にかんがみ、むつ小川原開発株式会社を清算し、借入金に依存しない形での土地の一体的確保、造成、分譲を行う新会社を設立するとの抜本的処理策を踏まえ、以下の措置を講ずることとする。

① 新会社については、むつ小川原開発株式会社への出資割合に基づき青森県、民間と出資を行うとの考え方を基本とするとともに、青森県、民間各々の諸事情を勘案し、社団法人経済団体連合会等の協力のもと、新会社の事業の円滑な推進が図られることを前提に、産業投資特別会計からの出資を受けて、日本政策投資銀行が出資を行う。

② むつ小川原開発株式会社に対する日本政策投資銀行の債権の取扱いについては、債権者平等の原則に基づき償却を行う。

◆ 参 考 4 自己資本比率 (国際統一基準)

(単位：億円)

項目	平成12年度	
基本的項目 (Tier1)	資本金	10,394
	資本準備金等	5,663
	計	(A) 16,057
補完的項目 (Tier2)	有価証券含み益の45%相当額	6
	一般貸倒引当金	2,252
	計	(B) 2,258
準補完的項目 (Tier3)	(C)	－
控除項目	(D)	－
自己資本	(A) + (B) + (C) - (D)	(E) 18,314
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	179,034
	オフ・バランス取引項目	1,117
	信用リスク・アセットの額	(F) 180,151
	マーケット・リスク相当額に係る額	(G) ー
	計 (F) + (G)	(H) 180,151
自己資本比率 (国際統一基準) = (E) / (H)		10.17%

(注) 上表はP53の自己資本比率(国際統一基準)の計算根拠。

第1条 (目的)

日本政策投資銀行は、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資するため、一般の金融機関が行う金融等を補完し、又は奨励することを旨とし、長期資金の供給等を行い、もって我が国の経済社会政策に金融上の寄与をすることを目的とする。

第4条 (資本金)

日本政策投資銀行の資本金は、附則第六条第四項及び第七条第四項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、日本政策投資銀行に追加して出資することができる。

第8条 (役員)

日本政策投資銀行に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

第19条 (役員の給与及び退職手当の支給の基準)

日本政策投資銀行は、その役員の給与及び退職手当の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第20条 (業務の範囲)

日本政策投資銀行は、第一条に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

一 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金であって、次に掲げる資金の貸付け、当該資金に係る債務の保証(債務を負担する行為であって債務の保証に準ずるものを含む。以下同じ。)、当該資金の調達のために発行される社債(特別の法律により設立された法人で会社でないものの発行する債券を含む。以下同じ。)の応募その他の方法による取得又は当該資金に係る貸付債権の全部若しくは一部の譲受けを行うこと。ただし、当該貸付けに係る貸付金の償還期限、当該保証に係る債務の履行期限(ただし、当該債務の保証の日から起算する。)、当該取得に係る社債の償還期限(ただし、当該取得の日から起算する。)及び当該譲り受けをした貸付債権に係る貸付金の償還期限(ただし、当該譲受けの日から起算する。)は、一年未満のものであってはならない。

イ 設備の取得(設備の賃借権その他の設備の利用に係る権利の取得を含む。)、改良若しくは補修(以下この号において「取得等」という。)に必要な資金、当該設備の取得等に関連する資金、土地の造成(当該造成に必要な土地の取得を含む。)に必要な資金又は既成市街地の整備改善に著しく寄与する事業(住宅の建設に係るもので政令で定めるものを除く。)に係る施設若しくは地域の経済社会の基盤の充実に著しく寄与する施設の建設若しくは整備に必要な資金

ロ イに掲げるもののほか、事業の円滑な遂行に必要な無体財産権その他これに類する権利の取得、人員の確保、役務の受入れ若しくは物品の購入等に必要な資金(経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に特に資する資金として財務大臣が定めるものに限る。)又は高度で新しい技術の研究開発に必要な資金

ハ イ又はロに掲げる資金の返済に必要な資金(イ又はロに掲げる資金の調達のために発行された社債の償還に必要な資金を含む。)

二 経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に必要な資金の出資を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、前二号の業務を円滑かつ効果的に行うために必要な業務(前二号の業務と密接な関連を有する業務として政令で定めるものに限る。)を行うこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項に規定する資金の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という。)は、当該貸付けに係る資金の償還、当該保証に係る債務の履行、当該取得に係る社債の償還、当該譲受けに係る債権の回収又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、行うことができる。

3 第一項の規定により行う資金の貸付けの利率及び債務の保証の料率並びに同項の規定により取得する社債及び譲り受ける貸付債権の利回りは、日本政策投資銀行の収入が支出を償うに足るように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して定めるものとする。

第21条 (業務の条件)

日本政策投資銀行は、その業務の運営に当たっては一般の金融機関の行う金融等を補完し、又は奨励することとし、これらと競争してはならない。

2 日本政策投資銀行は、一般の金融機関から通常の条件により貸付け若しくは債務の保証を受け、日本政策投資銀行以外の者が応募その他の方法により取得する社債の発行により資金の調達を行い、又は日本政策投資銀行以外の者から出資を受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等(貸付債権の譲受けを除く。)を行うことができる。

第22条 (中期政策方針)

日本政策投資銀行は、主務大臣が作成した三年間の中期の政策に関する方針(以下「中期政策方針」という。)に従って、貸付け等を行わなければならない。

2 日本政策投資銀行は、主務大臣の中期政策方針の作成に当たり、主務大臣に意見を述べることができる。

3 中期政策方針には、日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項その他の業務に関する重要事項について記載しなければならない。

4 主務大臣は、中期政策方針を作成しようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならない。

第23条 (投融資指針)

日本政策投資銀行は、中期政策方針に記載された事項を実施するために、政令で定めるところにより、投融資指針(日本政策投資銀行の貸付け等の前提となる政策目的、対象事業その他貸付け等に係る各事業年度の指針をいう。以下同じ。)を作成しなければならない。

2 日本政策投資銀行は、毎事業年度主務大臣が定める日までに当該事業年度に実施予定の投融資指針を主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。

第24条 (運営評議員会)

日本政策投資銀行に、運営評議員会を置く。

2 運営評議員会は、中期政策方針に記載された事項に係る業務の実施状況を検討し、その検討結果を総裁に報告する。

3 総裁は、前項の規定により検討結果の報告を受けたときは、その検討結果を主務大臣に報告の上、公表しなければならない。

4 運営評議員会は、評議員八人以内で組織する。

5 評議員は、学識又は経験のある者のうちから、財務大臣の認可を受けて、総裁が任命する。

6 評議員の任期は、四年とする。

第28条 (予算)

日本政策投資銀行は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息、債務保証料、社債の利子、出資に対する配当金その他資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、第四十二条第一項又は第二項の規定による借入金の利子、同条第五項の規定による寄託金の利子、第四十三条第一項又は第四項の規定により発行する銀行債券の利子及び附属諸費とする。

3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行い、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

第41条 (利益金の処分及び国庫納付金)

日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上利益金が生じたときは、準備金として政令で定める基準により計算した額を積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。

3 日本政策投資銀行は、毎事業年度の損益計算上の利益金から第一項の規定により準備金として積み立てた額を控除した残額を翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、当該事業年度中において概算で納付させることができる。

第42条 (資金の借入れ等)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、政府から借入金をするすることができる。

2 前項に定めるもののほか、日本政策投資銀行は、資金繰りのため必要がある場合その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をするすることができる。

5 日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務のうち、特定の政策に金融上の寄与をするために必要な資金の財源に充てるため、政令で定めるところにより、寄託金の受入れをすることができる。

第43条 (日本政策投資銀行債券の発行)

日本政策投資銀行は、第二十条第一項に規定する業務を行うため必要な資金の財源に充てるため、日本政策投資銀行債券(第四十五条第四項を除き、以下「銀行債券」という。)を発行することができる。

◆ 参 考 (役員の給与及び退職手当の支給に関する基準)

1. 社会一般の情勢への適合

日本政策投資銀行法第19条では、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を定めるに当たって、社会一般の情勢に適合することが求められている。その際、基本的な考え方として以下の点に配慮するものとする。

- (1) 役員の給与等は、各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 役員の給与等は、日本政策投資銀行の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2. 役員の給与等の区分

役員の給与等の区分は、次のとおりとする。

- (1) 役員給与：報酬、特別調整手当、特別手当、通勤手当
- (2) 役員退職手当：退職手当

3. 役員給与

- (1) 報酬
報酬は月額をもってこれを定め、毎月定額を支給する。
- (2) 特別調整手当
特別調整手当は報酬に100分の12を乗じた額として、毎月報酬と同時に支給する。
- (3) 特別手当
特別手当は、4月より6月までの分を6月に、7月より12月までの分を12月に、1月から3月までの分を3月に支給する。
- (4) 通勤手当
通勤手当は、通勤のため公共交通機関を利用している役員に対して支給する。

4. 役員退職手当

退職手当は、当該役員の退職の日における報酬月額100分の36に相当する額に在職月数を乗じて得た額とする。

5. 就退任に伴う給与等の計算

就任または退任の場合、報酬及び特別調整手当は日割により、特別手当及び退職手当は月割により計算する。

6. その他

- (1) 役員の報酬の金額及び特別手当の支給率は、総裁がこれを定める。
- (2) 役員の給与等の支給に関する細則その他の事項は、別途定める。

付則

この基準は、平成11年10月1日から実施する。

(参考) 役員の報酬月額及び特別手当の支給率

1. 報酬月額 (単位：千円)

総裁	1,346
副総裁	1,297
理事	1,196
監事	923

2. 特別手当の支給率

支給率 3.60ヶ月/年
特別手当 = [(報酬月額 + 特別調整手当) + (報酬月額 × 0.25) + {(報酬月額 + 特別調整手当) × 0.2}] × 支給率

平成11年10月1日

平成11年度から平成13年度までの日本政策投資銀行の業務の運営は、下記の要領によるものとする。

記

I. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

日本政策投資銀行は、産業の開発を設立目的の柱としていた日本開発銀行及び北海道東北開発公庫を統廃合し、経済社会の発展に伴って変化する政策課題に対応し、経済社会政策に金融上の寄与を行う政策金融機関として、経済社会の活力の向上及び持続的発展、豊かな国民生活の実現並びに地域経済の自立的発展に資する事業に対する長期資金の供給等を行うこととする。

このため、

- 1 自立型地域創造
- 2 豊かな生活創造
- 3 経済活力創造

を主眼として、次の点に配慮して業務を行うこととする。

1. 自立型地域創造

自立型地域創造については、日本開発銀行及び北海道東北開発公庫が融資等の対象としてきた地域整備関連分野を引き継ぎ、各地域の特性を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 地域の社会基盤の整備のため、市街地再開発等による良好な街並みの整備、中心市街地の活性化等による地域の街づくりの推進を図る。また、プロジェクトファイナンス等の考え方に基づく民間資金等を活用した事業の推進を図りながら、地域交通・物流の基盤整備等、地域の社会資本整備の促進を図る。
- 地域活力の創造のため、地域の産業立地の促進等地域産業の高度化・活性化を図る。
- 地域間の連携と地域の自立を支援するため、地域における雇用の創出及び地域経済の発展につながる事業の推進を図る。

2. 豊かな生活創造

豊かな生活創造については、環境対策、防災対策等の社会的要請を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 環境の保全、環境への負荷軽減に係る取組みを促進するため、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化防止対策等の環境対策の推進を図る。また、安全で暮らしやすい社会を実現するため、エネルギー安定供給等のエネルギー・セキュリティ対策、ライフライン防災対策等の防災対策、人にやさしい建築物整備等の福祉・高齢化対策の推進を図る。
- 交通・物流の円滑化や安全確保等を推進するため、輸送力増強等の鉄道輸送体制整備、空港関連施設整備等の航空輸送体制整備、物資の流通効率化に資する施設の整備等、交通・物流ネットワークの整備の推進を図る。
- 高度情報通信社会の構築を促進するため、通信・放送の高度化、情報処理の高度化の促進等、情報通信ネットワークの整備の推進を図る。

3. 経済活力創造

経済活力創造については、内外経済環境の変化等を踏まえつつ、以下の点に重点をおくこととする。

- 経済構造改革を推進するため、企業の事業再構築の円滑化、規制緩和分野の投資促進、製品等の輸入基盤強化、外資系企業による対日投資の促進を図る。

- 知的基盤の整備を推進するため、未来産業の創造へ向けた新技術開発の促進や創造力や独創性に富む新規事業の育成を図る。

また、現下の経済・金融情勢にかんがみ、いわゆる貸し渋り・融資回収等による信用収縮を防ぎ、中堅企業等に対する信用供与が確保されるよう、平成13年3月31日までに限り、長期運転資金及び社債の償還に必要な資金の貸付け等の貸し渋り対策を推進することとする。

さらに、上記1から3までに掲げる事項に係る資金の貸付け等に当たっては、阪神・淡路大震災の被災地域の復旧・復興の推進に配慮することとする。

II. 業務に関する重要事項

日本政策投資銀行は、業務運営に当たっては、運営評議員会の意見を十分踏まえるとともに、次の事項について十分留意することとする。

(1) 民間金融の補完・奨励

日本政策投資銀行は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完・奨励を旨とし、民間金融のみでは対応困難な分野に対して資金供給等を行うこととする。そのため、業務の適切な見直しを行い、その重点化・効率化に努めるとともに、融資規模の適正化を図ることとする。また、民間金融の補完・奨励という位置づけを徹底する観点から、毎事業年度の融資比率の総平均が過半とならないものとする。

なお、平成13年3月末までの時限措置として、民間金融による信用供与の動向を見つつ、貸し渋り対策による民間金融の量的な補完を行うこととする。

(2) 業務の合理化等

日本政策投資銀行は、特殊法人の整理合理化の趣旨を踏まえ、経済社会情勢の変化に応じて、業務の合理化・効率化に努めることとする。特に、出融資等の対象事業の新設又は拡充を行うときには、原則として、従前の対象事業の廃止又は縮小を行うこととする。

(3) 財務の健全性の保持

日本政策投資銀行の業務運営に当たっては、償還確実性の原則、収支相償原則の趣旨等を踏まえ、リスクの一層厳格な管理に努め、財務の健全性の保持に十分配慮することとする。

(4) ディスクローチャーの充実

日本政策投資銀行は、財務内容の透明性の一層の向上を図るため、ディスクローチャーの充実に取り組むこととする。

(5) 業務の円滑な引継ぎ等

日本政策投資銀行は、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、地域振興整備公団及び環境事業団の融資業務等を円滑に引き継ぐこととする。また、従来、これらの機関の対象であった分野への金融が十全に確保されるよう努めることとする。

平成13年3月
日本政策投資銀行
運営評議員会

【第2回以降】

報告を行う前提として、まず同行の業務実態を理解することが必要であることから、およそ2ヶ月に1回のペースで、同行の経営全体に関する総括的なトピックスと、同行が対象としている政策分野(自立型地域創造、豊かな生活創造、経済活力創造)に関する投融資の概要等を具体的な適用事例とともに説明を受け、その後に質疑・意見交換を行うという形式で検討を進めている。

これまで、地域の経済的自立支援、都市の再構築、エネルギーや情報通信機能の整備、産業技術開発等について業務概要の説明を受けた。

III. 中期政策方針記載事項の実施状況に係る検討状況

中期政策方針の記載事項に関する同行の実施状況について、現在までの検討経過をまとめると以下のとおりである。

1. 日本政策投資銀行が寄与すべき我が国の経済社会政策に関する事項

(1) 自立型地域創造

①自立型地域創造に係る投融資実績は、平成11年度1,365億円(平成11年10月1日～平成12年3月31日までの半期；以下同じ)で、同年度末残高は45,286億円である。

②運営評議員会の検討状況

- これまで、大都市と地方都市における都市開発政策、及び地域の面的振興と拠点型中核施設整備を中心とした地域政策関連業務(地域企画業務)に関して説明を受けた。
- 意見等
- 地域における各種の事業については、例えば地方圏で行われる産業振興事業や都市開発事業は人口や所得の点で需要規模が小さく、また首都圏等で行われる都市の再構築事業は投資規模が巨大であり、いずれも投下資金の回収には長期を要することが多いため、長期・低利融資が必要な分野と認められる。
- 各地域で行政が主導的に進めるプロジェクトについては、地域課題や地域特性の分析から、地域の振興計画策定や具体的事業スキームの検討段階での提言、起業化段階での事業採算性の確保策や事業開始後の運営に関する提案等、局面に応じた具体的な取組みが同行に求められており、先進事例の研究や分析の紹介、審査手法を活用した事業計画の評価等を通じた知的支援を引き続き期待する。
- プロジェクト・ファイナンスやPFI(Private Finance Initiative)については、今後の社会資本整備の有力な手法の一つとして普及・定着を図るため、同行の蓄積してきたノウハウが活かされることを期待する。
- 公共性の高いプロジェクトについては、官民の役割と責任の明確化が重要である点を十分認識し、苫東・むつ小川原開発の反省を今後の同行の業務運営に活かしていくことが重要である。

I. 経過説明の趣旨

1. 運営評議員会の検討結果の報告時期と構成

中期政策方針に基づく日本政策投資銀行の業務の実施状況に関して、運営評議員会が行う検討の結果を総裁に報告する時期は、現行の中期政策方針が終了する平成13年度末を想定している。なお、当該報告は総裁から主務大臣に報告され、公表されることとなる。

報告は、中期政策方針に基づく投融資状況の概要説明、同行が試行中の政策金融評価の結果、評議員の意見等により構成することを想定している。

(注)中期政策方針は、日本政策投資銀行法(以下「法」という。)第22条によれば同行の3年間の業務の方針を規定するものであるが、現行のそれは法附則第13条により、平成11年10月1日から2年6月間とされている。

2. 検討経過説明の趣旨

運営評議員会は、年に5回程度の頻度で開催することとしているが、その検討状況について適時外部に公表することは、国民に対する説明責任を果たす意味から重要であり、運営評議員会の開催毎に、その議題と説明資料を同行ホームページにおいて公開してきた。

法第24条に基づく報告(以下「報告」という。)の作成公表は上記のとおり平成13年度末を想定するとしても、現行の中期政策方針に基づく業務の実施が現時点で約1年半を経過したことに鑑み、これまでの運営評議員会の検討状況を、評議員から表明された意見も含めて整理し、ホームページを通じて公表することが、同行の情報公開を一層推進する上で重要なこととの認識から、今般経過説明を取りまとめるものである。

II. これまでの開催状況の概要

現在までに、6回の運営評議員会を開催した。議事の進め方は以下のとおりである(議題等はP63を参照)。

【第1回】

現行の中期政策方針の期限である平成13年度末まで運営評議員会を開催していくに当たって、同行の概要、第2回以降の運営評議委員会の進め方及び政策金融評価の考え方の説明を受けた。

政策金融評価は、投融資を実施する部店が個々の案件に対して行う調査を基礎とした投融資プログラムの分析、及び政策金融評価部が行う特徴的なプロジェクトの分析を通じ、同行の投融資の政策性や有効性等を評価するものである。当該評価は、運営評議委員会がその妥当性を確認した上で、同行の中期政策方針の実施状況の検討において参照し、また毎年度の投融資指針や、次期の中期政策方針の見直しに反映させていくことが企図されている。

当該政策金融評価は同行において12年度から試行を開始し、中期政策方針の終了時期までにその結果をとりまとめ、報告に反映させるべく準備を進めている。

(2) 豊かな生活創造

①豊かな生活創造に係る投融資実績は、平成11年度5,347億円で、同年度末投融資残高は113,109億円である。

②運営評議員会の検討状況

■これまで、核燃料サイクル事業を中心とする環境調和型エネルギー政策、都市圏鉄道を主体とする公共交通政策及びケーブルテレビを事例として情報通信政策関連の業務に関して説明を受けた。

■意見等

●エネルギー供給については、

ア)核燃料サイクルのような国家的事業は、工事期間が長期に亘り投資規模が大きな事業となることから、長期・低利の資金供給が不可欠となっている。

イ)新エネルギー開発は、事業採算性の確保が課題である。工場やゴミ処理施設の廃熱利用は比較的事業性が高いことから、同行の長期・低利の資金供給が契機となり、当該プロジェクト事業化の動きが活発化することを期待する。一方、風力発電等自然エネルギーの利用に注目が集まっているが、現時点では事業採算性の確保に大きな課題を有することから、事業計画策定段階から同行のプロジェクト事業化ノウハウを活かし、関係者の役割分担や資金調達工夫等を図る必要がある。

●環境対策については、これ自身を政策目的とする融資制度を同行が適切に運用していくことに加え、個々の企業の環境配慮状況を同行の与信判断の一般的なチェック項目とすべきか、項目とする場合にどのように評価し、その結果をどう取り扱うか等について今後検討が必要である。

●環境対策や新エネルギー開発については、リスクが高く民間が手を出しにくい投資が存在するため、他の公的助成措置と同行の投融資との組み合わせにより民間の資金を補完・奨励することが必要である。

●国家的要請の高いプロジェクトについても、償還を確実なものとするため、融資の際に十分な審査を行うことが必要であることはいうまでもない。

●公共交通網整備については、低収益を余儀なくされるという事業の元々の性格上、元々投資回収に長期を要するが、近時は連続立体交差やバリアフリー化のような収益に寄与しない投資が課題となっており、長期・低利の資金的支援の意義がある。

●情報通信については、ケーブルテレビ事業のように、情報インフラとして重要な役割を担うものの低収益で投資の回収に長期を要する分野がある。同行は、ケーブルテレビ事業への融資に積極的に取り組んでおり、地域情報化の観点から所要の要件を満たすプロジェクトについては、無利子融資等による強力な支援も行っている。こうした融資は、同行の有するコンサルティング機能ともあいまって、このような事業に対する民間投資を誘発する呼び水効果を有しているものと認められる。ケーブルテレビ事業は、今後もブロードバンド化等巨額の投資を必要としており、引き続き同行による資金的支援が必要である。

但し、情報通信分野は技術の変化が早く代替機能の登場等も考えられることから、同分野への投融資に関しては事業環境の変化に対する的確な見直しを持つことが特に重要である。

(3) 経済活力創造

①経済活力創造に係る投融資実績は、平成11年度1,545億円で、同年度末投融資残高は23,249億円である。

②運営評議員会の検討状況

■これまで、事業再構築と規制緩和投資促進、阪神・淡路大震災の復興支援を中心として経済構造改革政策関連の業務に関して説明を受けた。

■意見等

- 企業の経営基盤の強化、事業の多角化、経営資源の有効利用といった事業再構築投資や、規制緩和分野への新規参入者の立ち上がり投資については、同行がこれらの事業を支援することによって、経済構造の速やかな変革の契機となり、我が国経済の活性化が実現されるよう期待する。
- 阪神・淡路大震災の復興や、貸し渋り対策といった緊急的政策要請に対し同行の果たした役割は大きいと認められる。

2.業務に関する重要事項

- (1)民間金融の補完・奨励、(2)業務の合理化等、(3)財務の健全性の保持、(4)デスクロージャーの充実、(5)業務の円滑な引継ぎ等については、第2回以降の運営評議員会において同行経営全般に係る総括的報告事項として説明を受けている。これらの事項については各事業年度毎の予算と実績に関わる部分が大きいため、報告書の検討時にまとめて評価することとする。

IV.課題等

●現在、第1回から第6回まで説明を受けた段階であるが、中期政策方針にしたがって同行の業務運営がなされ、また旧機関の融合と業務の引継ぎは円滑に進んでいると思われる。現行の中期政策方針の後半期においても、同行が着実にその責務を果たしていくことが重要である。

●同行が試行的に開始した政策金融評価の結果を、然るべき時期に運営評議員会に説明し、運営評議員会は評価の妥当性をチェックした上で、中期政策方針の実施状況に係る検討報告に反映することを想定しており、同行の当該評価分析の進捗を図る必要がある。

●公共性の高いプロジェクトについては、初期の計画検討段階から同行が参画し、実施主体や資金調達方法が適切かどうか、特に官民の役割分担を十分検討することが必要である。また仮に同行の融資が織り込まれた事業計画となる場合には、同行は例えば事業の枠組みの構築について提案を行うなどにより、事業採算性・資金の償還を確実なものとするよう同行の培ってきた知的支援機能を発揮することが重要である。同行は、不断にこのような機能の高度化を図っていくべきであろう。

●企業が資産・負債の圧縮を喫緊の課題としている現下の状況に対して、同行がどのような支援ができるか検討する必要がある。

●現在、財投改革の一環として財投機関債による調達求められるが、市場からの資金調達と、低収益・高リスクの事業への政策的対応を両立させることについて、難しい面が存在すると思料されるが、市場からのチェックを受ける意味では改革の趣旨を踏まえた対応も必要であると考える。

●同行が民間金融機関と同様の基準による不良債権のディスクロージャーを実施していることを評価する。今後とも適切な債権管理と財務の健全性に十分配慮した業務運営が行われることが必要である。

運営評議員会の開催実績概要

回数	年月日	議題		主な説明内容（制度・事例等）
		①総括事項	②政策投融資制度の概要	
第1回	平成11年12月15日	①日本政策投資銀行概要	①運営評議員会の今後の進め方 ①政策金融評価の考え方	略
第2回	平成12年2月10日	①平成12年度投融資計画	②経済活力創造への取組み	略 事業再構築支援 新技術開発 規制緩和分野投資促進 事業革新事業 独立系発電事業
第3回	平成12年4月28日	①最近の状況	②豊かな生活創造を支える環境調和型エネルギー政策	平成12年度設備投資計画調査 北海道有珠山噴火被災対策 環境対策 エネルギーセキュリティ対策 規制緩和分野投資促進 我が国エネルギー政策の課題 使用済み核燃料再処理施設整備事業 風力発電事業
第4回	平成12年7月3日	①平成11年度決算概況	②自立型地域創造と豊かな生活創造に向けた都市開発の取組み	略 本行重点3分野と都市開発業務の関係 政策課題と投融資業務の変遷 横浜みなとみらい21地区開発 西鹿兒島駅東口再開発 阪神・淡路大震災復旧・復興 都市開発事業と本行の役割 今後の都市開発の課題と新しい金融手法
第5回	平成12年9月12日	①平成13年度予算概算要求	②情報通信分野における日本政策投資銀行の取組み	略 情報通信関連投融資の実績 政策推移と業界動向 多様な通信・放送メディアの誕生と発展 情報通信ネットワークの概要と本行の対応 ケーブルテレビ発展の歴史、事業の現況
第6回	平成13年2月15日	①平成13年度投融資計画	②自立型地域創造に向けた日本政策投資銀行の取組み	略 地域政策の課題と政策銀行の取組み 今後の地域課題とプロジェクトの役割・効果 石川県七尾市の例 岩手県盛岡市の例 地域企画業務

平成13年3月30日
日本政策投資銀行
総裁 小村 武

日本政策投資銀行は、日本政策投資銀行法第23条第1項に基づき、平成13年度(自平成13年4月1日至平成14年3月31日)における投融資指針を以下のとおり定める。

【第1】 総則

1. 貸付け等の基本方針

本行の貸付け、債務の保証、社債の取得、債権の譲受け又は出資(以下「貸付け等」という)は、民間金融の補完・奨励の趣旨及び償還確実性の原則を踏まえつつ、中期政策方針及びこの投融資指針に従って行う。

2. 記載の原則

日本政策投資銀行法施行令第2条に定める投融資指針の記載事項については、この総則に定めるもののほか、貸付け等の項目毎にこれを定める。

3. 貸付け等の利率等

貸付け等(出資を除く)に適用する利率等は、本行の収入が支出を償うに足りるように、かつ、一般の金融機関の貸付け若しくは債務の保証の通常条件又は金融市場の動向を勘案して、次の区分に従い、本行がこれを定める。

(1) 貸付け

貸付けに適用する利率は、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた各利率区分に対応して定めるものとする。

(2) 債務の保証

債務の保証に適用する保証の料率は、一般の金融情勢等に応じ、民間銀行の保証料率等を勘案して定めるものとする。

(3) 社債の取得

社債の取得にかかる利回りは、私募債の全額応募の場合は貸付けの利率と同様とし、一部応募の場合は他の投資家と同一とし、公募債(普通社債に限る)の場合は市場における利回りとする。

4. 貸付け等の比率

対象事業の事業費に対する本行の貸付け等(出資を除く)の比率については、次の通りとする。

(1) 貸付け及び社債の取得

原則として、貸付け等の項目における対象事業毎に定めた比率の範囲内とする。公募債の応募につ

いては、対象事業費の50%又は発行額の50%のいずれか低い額を上限とする。

また、旧北海道東北開発公庫に係る融資制度、地域振興整備公団及び環境事業団の旧貸付業務に係る融資制度の貸付けの比率については、民間金融機関が行う協調融資に支障が生じる場合には、民業補完の基本的位置づけを踏まえつつ、弾力的な対応を行うものとする。

なお、長期資金の調達力の特に高い企業(社債格付けがトリプルAの上場企業)に対する貸付け等の比率の上限は、原則として30%以内とする。

(2) 債務の保証

債務の保証の限度額は、貸付け等と併せて、原則として、対象事業費の80%とする。なお、保証の範囲については、原則として、対象事業に係る被保証人の債務の80%以内とする。

5. 出資

(1) 出資の対象事業

- ① 政策性、公共性の高い事業を対象とし、具体的には「第2 貸付け等の項目別内容」に記載する。
- ② 政策的観点から望ましいものの、初期段階のリスク性あるいは低収益性等により速やかに採算に乗り難く、民間のみでは対応が困難な事業を対象とする。
- ③ 民間企業から相当程度の出資が見込まれるものを対象とする。なお、収益性及びリスク性の観点から、民間のみで十分対応できるものは対象としない。
- ④ 当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限る。

(2) 出資の比率

原則として、出資を受ける者の資本の額の50%以内とする。

【第2】 貸付け等の項目別内容

投融資対象項目一覧 (*:出資対象項目(括弧内は対象事業の限定があるもの))

大項目	中項目	小項目	細項目
自立型地域創造	地域社会基盤整備	地域街づくり	①市街地再開発*(市街地再開発事業) ②市街地高度利用・公共スペース創出*(特定街区内建築物整備等、特定民間都市基盤施設整備) ③豊かな住環境・建築景観整備 ④中心市街地活性化* ⑤大規模遊休地等有効利用促進*(新都市拠点整備、都市活性化地区総合整備、日本鉄道建設公団特例業務用地処分活用促進)
		地域社会資本	①民活法特定施設関連* ②民間資金活用型社会資本整備* ③港湾機能総合整備*(港湾機能の高度化に資する中核的施設整備) ④駐車場等 ⑤地域交通基盤整備*(地方空港ターミナル施設整備、鉄軌道整備促進) ⑥地域冷暖房* ⑦地域ガス事業基盤整備 ⑧地域情報化*(CATV広域デジタル化事業)
	地域活力創造	地域活力創造	①地域産業立地促進等 ②地域産業集積活性化等 ③地域振興施設整備*(総合保養地域特定民間施設整備) ④大規模基地活性化 ⑤寒冷地産業活動活性化
豊かな生活創造	環境・エネルギー・防災・福祉対策	環境対策	①新エネルギー・自然エネルギー開発 ②国際環境マネジメントシステム構築推進等 ③省エネルギー対策推進 ④廃棄物・リサイクル対策*(共同リサイクルセンター) ⑤公害防止・オゾン層保護 ⑥環境負荷低減型エネルギー供給 ⑦環境建物
		エネルギー・セキュリティ対策	①エネルギー安定供給 ②原子力開発
		防災対策	①都市防災対策 ②被災市街地復興整備
		福祉・高齢化対策	①福祉・高齢化対策
	交通・物流ネットワーク	交通ネットワーク	①大都市圏・基幹交通整備*(鉄軌道整備促進) ②航空輸送体制整備
		物流ネットワーク	①貿易物資安定供給 ②流通効率化*(物流近代化ターミナル) ③生活関連物資自主流通施設 ④食品安定供給対策等
	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	①電気通信網整備・安全・高度化促進* ②高度情報化促進*(電子商取引環境整備促進、情報提供サービス、システムインテグレーション育成) ③放送利用高度化促進
経済活力創造	経済構造改革	規制緩和・事業革新等	①規制緩和分野投資促進 ②事業再構築支援
		輸入・対内投資促進	①対日アクセス促進
	知的基盤整備	新技術開発 新規事業育成	①新技術開発*(船舶新技術開発促進、建設新技術開発促進、放射光利用共同施設整備) ①新規事業育成*(新規事業の実施に必要な資金の出資等を行う事業)

(その他) 地域活性化低利融資
社会資本整備促進融資
災害復旧融資



副総裁 梶田 邦孝 総 裁 小村 武 副総裁 松川 隆志



理 事 寺澤 則忠



理 事 楠木 行雄



理 事 野川 晃一



理 事 松野 信也



理 事 大川 澄人



理 事 稲川 泰弘



理 事 金子 孝文



理 事 一色 浩三



理 事 藤原 民雄



理 事 乾 文男



理 事 貝塚 啓明



理 事 北村 歳治



監 事 安藤 隆



監 事 高橋 良規

総 裁

小村 武 (こむら たけし)

(昭和14年9月2日生)
昭和38年4月 大蔵省入省／平成9年7月 大蔵事務次官／10年2月 大蔵省財政金融研究所(12年7月 財務総合政策研究所に名称変更)顧問／13年1月 当行総裁(現職)

副総裁

梶田 邦孝 (かじた くにたか)

(昭和16年1月22日生)
昭和38年4月 日本開発銀行入行／62年3月 秘書役／平成元年6月 企画部長／3年6月 総務部長／4年6月 設備投資研究所長／6年5月 理事／10年6月 (財)日本経済研究所理事長／11年10月 当行副総裁(現職)

副総裁

松川 隆志 (まつかわ たかし)

(昭和18年6月7日生)
昭和41年4月 大蔵省入省／平成9年7月 北海道開発事務次官／12年6月 当行副総裁(現職)

理 事

寺澤 則忠 (てらさわ のりただ)

(昭和18年11月22日生)
昭和42年4月 日本開発銀行入行／平成3年6月 秘書役／6年5月 都市開発部長／7年6月 総務部長／10年5月 理事／11年10月 当行理事(現職)

理 事

楠木 行雄 (くすき ゆきお)

(昭和20年8月6日生)
昭和43年4月 運輸省入省／平成10年7月 海上保安庁長官／11年7月 日本開発銀行理事／10月 当行理事(現職)

理 事

野川 晃一 (のがわ こういち)

(昭和19年1月22日生)
昭和41年4月 北海道東北開発公庫入庫／平成7年4月 営業部長／9年4月 北海道支店長／11年10月 当行理事(現職)

理 事

松野 信也 (まつの しんや)

(昭和20年2月15日生)
昭和43年4月 日本開発銀行入行／平成4年4月 企画部長／5年3月 調査部長／7年6月 都市開発部長／10年5月 大阪支店長／11年10月 当行理事(現職)

理 事

大川 澄人 (おおかわ すみひと)

(昭和22年1月27日生)
昭和44年7月 日本開発銀行入行／平成6年7月 営業第五部長／8年4月 流通部長／9年4月 人事部長／10年5月 総務部長／11年10月 当行総務部長／12年3月 理事(現職)

理 事

稲川 泰弘(いながわ やすひろ)

(昭和19年1月1日生)
昭和42年4月 通商産業省入省／平成9年7月 資源エネルギー庁長官／12年4月 当行理事(現職)

理 事

金子 孝文 (かねこ たかふみ)

(昭和19年11月2日生)
昭和43年4月 経済企画庁入行／平成10年6月 国民生活局長／12年7月 当行理事(現職)

理 事

一色 浩三(いっしき こうぞう)

(昭和21年1月28日生)
昭和44年7月 日本開発銀行入行／平成5年4月 庶務部長／6年5月 秘書役／8年6月 産業・技術部長／10年5月 人事部長／11年10月 当行人事部長／13年6月 理事(現職)

理 事

藤原 民雄 (ふじわら たみお)

(昭和21年5月7日生)
昭和45年4月 北海道東北開発公庫入庫／平成9年4月 開発企画部長兼産業基地業務室長／11年6月 開発企画部長／11年10月 当行検査部長／13年6月 理事(現職)

理 事

乾 文男 (いぬい ふみお)

(昭和22年10月7日生)
昭和45年4月 大蔵省入省／平成13年1月 金融庁総務企画局長／13年7月 当行理事(現職)

理 事

貝塚 啓明 (かいづか けいめい)

(昭和9年2月16日生)
昭和37年 東京大学大学院博士課程修了／51年 東京大学経済学部教授／平成6年 同名誉教授／同年 中央大学法学部教授(現職)／同年 大蔵省財政金融研究所名誉所長(現職)／11年10月 当行理事(現職)

理 事

北村 歳治 (きたむら としはる)

(昭和18年10月17日生)
昭和44年7月 大蔵省入省／平成8年7月 財政金融研究所次長／11年10月 早稲田大学国際情報通信研究センター教授(現職)／同年 当行理事(現職)

監 事

安藤 隆 (あんどう たかし)

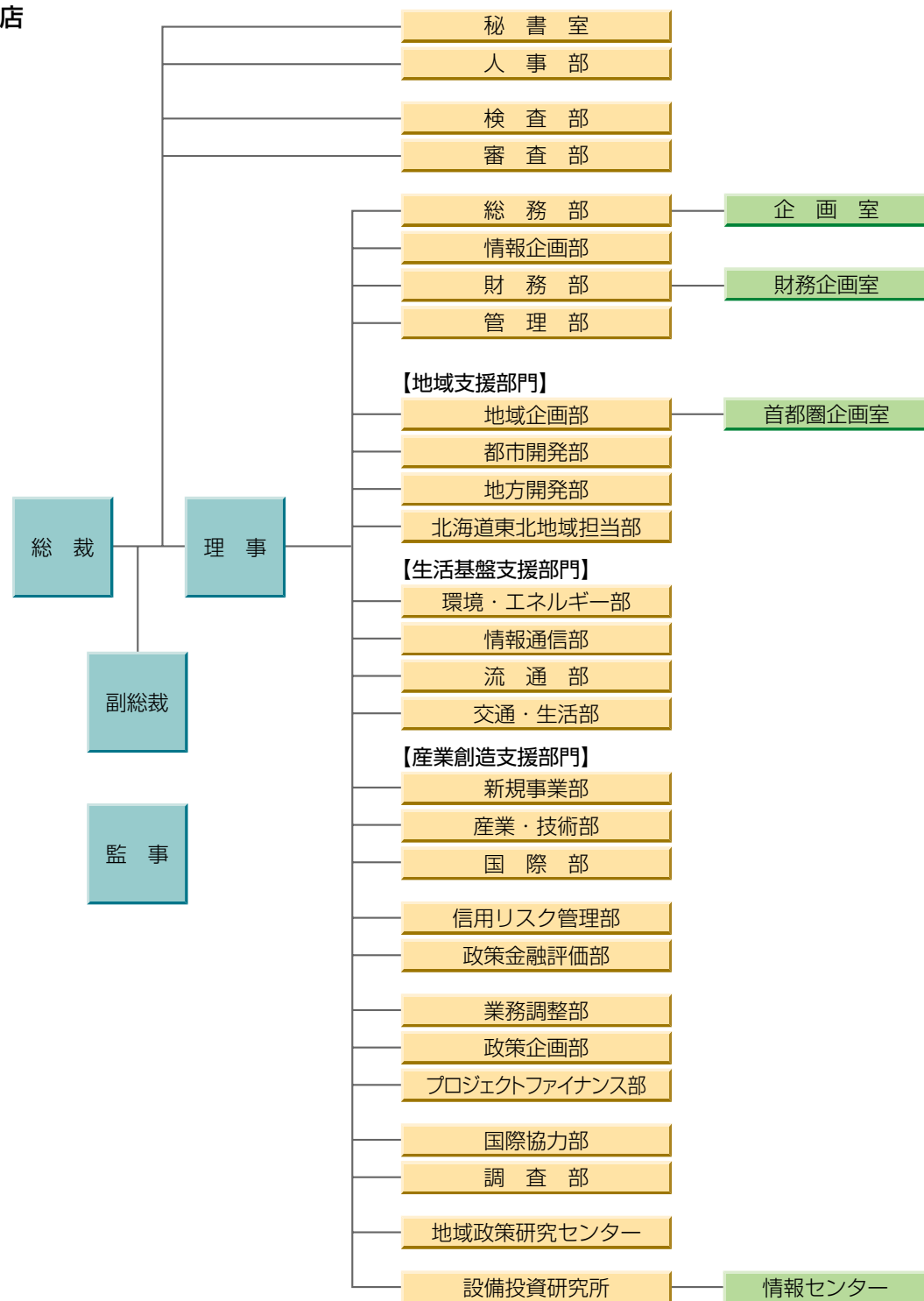
(昭和23年2月3日生)
昭和45年4月 日本開発銀行入行／平成8年6月 名古屋支店長／10年5月 都市開発部長／11年10月 当行関西支店長／13年3月 監事(現職)

監 事

高橋 良規 (たかはし よしり)

(昭和22年2月12日生)
昭和44年4月 北海道東北開発公庫入庫／平成8年4月 秘書役／10年4月 東北支店長／11年10月 当行東北支店長／12年6月 監事(現職)

■ 本店



■ 支店 (10支店・8事務所)

支店：北海道、東北、新潟、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、南九州
事務所：函館、釧路、青森、富山、松江、岡山、松山、大分

参考 1 日本政策投資銀行の業績推移

(1) 年度別投融资等金額

(単位：百万円)

項目	年度	11(下期)	12
自立型地域創造		136,471	296,295
地域社会基盤整備		69,848	138,247
地域活力創造		18,450	39,713
地域連携・地域自立支援		48,173	118,335
豊かな生活創造		534,694	590,480
環境・エネルギー・防災・福祉対策		228,557	354,548
交通・物流ネットワーク		182,902	183,042
情報通信ネットワーク		123,235	52,890
経済活力創造		154,549	259,517
経済構造改革		144,539	233,312
知的基盤整備		10,010	26,205
小計		825,714	1,146,292
社会資本整備促進		43,640	53,260
合計		869,354	1,199,552

(注) 11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融资等残高

(単位：百万円)

項目	年度	11(12/3末)	12
自立型地域創造		4,528,578	4,352,395
地域社会基盤整備		2,680,861	2,643,827
地域活力創造		438,842	364,012
地域連携・地域自立支援		1,408,875	1,344,557
豊かな生活創造		11,310,922	10,676,294
環境・エネルギー・防災・福祉対策		5,912,236	5,570,677
交通・物流ネットワーク		4,211,908	4,033,122
情報通信ネットワーク		1,186,778	1,072,495
経済活力創造		2,324,933	2,230,260
経済構造改革		1,900,587	1,855,795
知的基盤整備		424,345	374,465
小計		18,164,433	17,258,949
社会資本整備促進		758,812	735,821
合計		18,923,245	17,994,770

(3) 連続貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	11(12/3末)	12
<資産の部>			
貸付金		18,754,468	17,786,489
(貸付金)		(18,604,467)	(17,639,440)
(外貨貸付金)		(150,001)	(147,049)
出資金		131,209	176,948
有価証券		351,508	357,695
現金預け金		92,165	29,946
未収収益		103,039	96,450
雑勘定		1,296	1,340
動産不動産		41,502	40,423
債券発行差金		1,946	1,966
支払承諾見返		104,089	104,574
貸倒引当金		—	△ 53,359
資産合計		19,581,221	18,542,471
<負債及び資本の部>			
借入金		16,076,810	14,916,888
寄託金		37,752	34,400
債券		1,206,012	1,329,198
未払費用		127,922	108,951
雑勘定		44,191	71,340
支払承諾		104,089	104,574
貸倒引当金		56,263	—
(負債合計)		(17,653,040)	(16,565,350)
資本金		976,286	1,039,386
準備金		928,935	951,895
当年度損益金		22,960	△ 14,160
(資本合計)		(1,928,181)	(1,977,121)
合計		19,581,221	18,542,471

(注) 貸倒引当金については、平成12年度より資産の部からの控除項目に記載方法を変更している。

(4) 連続損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	11(下期)	12
<利益>			
経常収益		403,900	728,041
貸付金利息		346,053	667,470
保証料		92	252
有価証券利息		515	1,681
受取配当金		—	210
預け金利息		—	38
受入雑利息		9	18
受入手数料		702	641
有価証券益		14	271
償却債権取立益		—	283
雑益		89	915
貸倒引当金戻入		56,425	56,263
特別利益		—	1,237
当年度損失金		—	14,160
合計		403,900	743,439
<損失>			
経常費用		380,940	743,439
借入金利息		277,079	530,604
寄託金利息		486	888
債券利息		27,684	51,658
短期借入金利息		—	1
支払雑利息		—	4
事務費		14,586	28,494
動産不動産減価償却費		663	1,304
支払手数料		30	49
外国為替損		—	0
貸付金償却		299	68,601
出資金償却		—	2,000
債券発行差金償却		320	596
債券発行費償却		3,231	1,722
雑損		298	4,158
貸倒引当金繰入		56,263	53,359
当年度利益金		22,960	—
合計		403,900	743,439

(注) 11年度は、平成11年10月1日から平成12年3月31日までの6ヶ月間である。

参考 2 日本開発銀行の業績推移

(1) 年度別投融资等金額

(単位:百万円)

項目	年度	8	9	10	11(上期)
自立型地域創造		418,693	378,663	354,197	98,510
地域社会基盤整備		347,145	288,903	216,832	62,037
地域活力創造		7,910	24,305	59,910	11,435
地域連携・地域自立支援		63,638	65,455	77,455	25,038
豊かな生活創造		1,163,077	1,191,429	1,094,305	286,397
環境・エネルギー・防災・福祉対策		627,960	548,610	397,040	124,486
交通・物流ネットワーク		400,789	458,389	418,077	100,641
情報通信ネットワーク		134,328	184,430	279,188	61,270
経済活力創造		48,269	223,220	1,125,958	201,659
経済構造改革		28,103	179,500	1,075,727	192,533
知的基盤整備		20,166	43,720	50,231	9,126
小計		1,630,039	1,793,312	2,574,461	586,565
社会資本整備促進		108,660	107,161	68,812	5,960
合計		1,738,699	1,900,473	2,643,273	592,525

(注) 11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

(2) 年度別投融资等残高

(単位:百万円)

項目	年度	8	9	10	11(11/9末)
自立型地域創造		3,057,698	3,142,940	3,274,557	3,256,402
地域社会基盤整備		2,313,438	2,431,989	2,524,596	2,517,421
地域活力創造		225,423	206,529	234,205	229,321
地域連携・地域自立支援		518,837	504,423	515,756	509,659
豊かな生活創造		11,243,228	11,417,113	11,530,898	11,329,614
環境・エネルギー・防災・福祉対策		6,327,357	6,302,358	6,147,146	6,003,944
交通・物流ネットワーク		3,899,206	4,079,380	4,225,715	4,184,378
情報通信ネットワーク		1,016,664	1,035,374	1,158,038	1,141,293
経済活力創造		941,794	1,010,775	1,987,434	2,105,289
経済構造改革		440,520	529,516	1,525,717	1,666,878
知的基盤整備		501,274	481,259	461,717	438,411
小計		15,242,720	15,570,828	16,792,889	16,691,305
社会資本整備促進		647,774	713,063	728,846	704,677
合計		15,890,494	16,283,891	17,521,735	17,395,982

(3) 連続貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	8	9	10	11(11/9末)
<資産の部>					
貸付金		15,833,698	16,226,709	17,425,150	17,267,773
(貸付金)		(15,769,353)	(16,125,012)	(17,288,126)	(17,121,659)
(外貨貸付金)		(64,345)	(101,697)	(137,024)	(146,114)
出資金		56,797	57,182	82,185	82,329
有価証券		157,721	163,949	252,459	113,177
現金預け金		7,958	2,904	3,191	4,472
未収収益		92,917	94,301	95,050	96,681
雑勘定		1,261	1,425	1,201	107,111
動産不動産		33,483	33,942	33,303	33,714
債券発行差金		1,919	1,633	1,053	763
拠出金繰延勘定		100	—	—	—
支払承諾見返		206	1,588	57,706	80,399
合計		16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417
<負債及び資本の部>					
借入金		14,093,051	14,467,249	15,369,122	15,150,716
寄託金		42,122	39,526	36,701	35,209
債券		623,356	589,425	614,425	614,425
貸付受入金		500	—	—	—
未払費用		143,226	141,410	131,230	129,054
雑勘定		8,436	15,358	20,940	21,780
貸倒引当金		47,500	48,680	52,275	51,803
支払承諾		206	1,588	57,706	80,397
(負債合計)		(14,958,398)	(15,303,236)	(16,282,399)	(16,083,384)
資本金		332,275	341,775	689,625	699,125
準備金		848,477	895,387	938,622	979,274
当年度利益金		46,910	43,235	40,652	24,634
(資本合計)		(1,227,662)	(1,280,397)	(1,668,899)	(1,703,033)
合計		16,186,060	16,583,633	17,951,298	17,786,417

(4) 連続損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	8	9	10	11(上期)
<利益>					
経常収益		794,345	764,028	727,984	385,880
貸付金利息		746,290	715,246	678,108	332,523
保証料		0	1	14	68
有価証券利息		343	344	483	479
受取配当金		1	—	—	37
受入雑利息		19	18	18	9
受入手数料		706	652	479	415
外国為替益		118	58	—	—
有価証券益		80	52	53	6
雑益		226	157	149	68
貸倒引当金戻入		46,563	47,500	48,680	52,275
合計		794,345	764,028	727,984	385,880
<損失>					
経常費用		747,435	720,793	687,332	361,246
借入金利息		640,931	615,333	580,047	279,301
寄託金利息		1,082	1,025	952	447
債券利息		34,114	31,403	28,763	14,277
事務費		21,826	22,438	22,848	11,605
動産不動産減価償却費		1,135	1,132	1,291	661
支払手数料		—	—	5	24
貸付金償却		111	—	89	2,265
債券発行差金償却		575	600	580	290
拠出金繰延勘定償却		125	100	—	—
雑損		36	82	482	573
貸倒引当金繰入		47,500	48,680	52,275	51,803
当年度利益金		46,910	43,235	40,652	24,634
合計		794,345	764,028	727,984	385,880

(注) 11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

参考 3 北海道東北開発公庫の業績推移

(1) 年度別投融资等金額

(単位:百万円)

項目	年度	8	9	10	11(上期)
一般		184,622	222,459	292,362	92,274
社会資本整備促進		5,275	4,549	6,090	995
合計		189,897	227,008	298,452	93,269

(2) 年度別投融资等残高

(単位:百万円)

項目	年度	8	9	10	11(11/9末)
一般		1,434,606	1,469,430	1,611,067	1,527,522
社会資本整備促進		46,979	48,017	50,347	47,738
合計		1,481,585	1,517,447	1,661,414	1,575,260

(3) 連続貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	8	9	10	11(11/9末)
<資産の部>					
貸付金		1,468,076	1,503,649	1,647,615	1,540,716
出資金		13,509	13,799	13,799	45,775
有価証券		8,494	27,598	22,776	—
現金預け金		20	69	147	16,683
未収収益		5,747	8,226	8,991	9,102
雑勘定		29	129	467	404
業務用固定資産		6,348	7,052	7,397	7,546
債券発行差金		1,365	1,202	1,180	1,041
債券発行費		3,729	3,912	3,356	2,952
拠出金繰延勘定		15	—	—	—
保証債務見返		—	—	40	36
合計		1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256
<負債及び資本の部>					
借入金		610,867	657,871	760,289	762,715
債券		791,950	795,804	782,314	743,514
寄託金		6,309	5,501	5,153	4,970
貸付受入金		2,860	8,960	1,480	—
未払費用		18,350	17,318	16,253	15,252
雑勘定		1,659	692	1,612	1,859
貸倒引当金		4,277	4,429	4,565	4,622
保証債務		—	—	40	36
(負債合計)		(1,436,271)	(1,490,575)	(1,571,706)	(1,532,969)
産業投資出資金		71,061	75,061	134,061	166,261
当期損失金		—	—	—	△ 74,974
(資本合計)		(71,061)	(75,061)	(134,061)	(91,287)
合計		1,507,332	1,565,636	1,705,767	1,624,256

(4) 連続損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	8	9	10	11(上期)
<利益>					
経常収益		79,288	75,616	75,701	28,867
貸付金利息		70,340	64,493	54,047	23,910
保証料		—	—	—	0
受取配当金		210	202	221	186
一般会計より受入		—	5,285	16,533	—
電源開発促進対策特別会計より受入		360	282	267	146
石炭並びに石油及びエネルギー需給構造 高度化対策特別会計より受入		28	35	40	22
有価証券益		77	82	57	4
雑収入		297	961	107	34
貸倒引当金戻入		7,976	4,277	4,429	4,565
特別利益		23	236	—	—
固定資産売却益		23	236	—	—
当年度損失金		—	—	—	74,974
合計		79,312	75,853	75,701	103,841
<損失>					
経常費用		79,288	75,824	75,700	103,811
借入金利息		27,970	25,183	23,425	11,376
債券利息		39,368	39,483	37,605	17,792
寄託金利息		175	156	141	67
事務費		5,097	5,264	5,135	2,697
貸付金償却		1,238	72	290	65,012
固定資産減価償却費		171	185	219	117
債券発行差金償却		319	318	295	138
債券発行費償却		647	718	824	404
拠出金繰延勘定償却		25	15	—	—
貸倒引当金繰入		4,277	4,429	4,565	4,622
雑損		—	—	3,201	1,587
特別損失		24	29	2	29
固定資産除却損		24	29	2	29
合計		79,312	75,853	75,701	103,841

(注) 11年度は、平成11年4月1日から平成11年9月30日までの6ヶ月間である。

本店 東京
〒100-0004
東京都千代田区大手町1丁目9番1号
☎ 03-3244-1900(総務部)



青森事務所 青森
〒030-0822
青森市中央1丁目22番8号
(青森第一生命ビル)
☎ 017-773-0911(代表)



富山事務所 富山
〒930-0005
富山市新桜町6番24号
(東京生命・日本興亜富山ビル)
☎ 076-442-4711(代表)



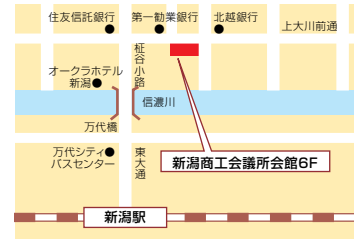
北海道支店 札幌
〒060-0003
札幌市中央区北3条西4丁目1番地
(日本生命札幌ビル)
☎ 011-241-4111(代表)



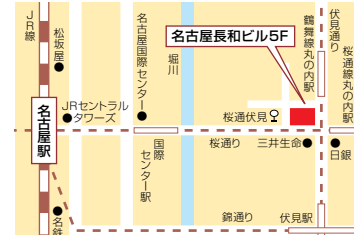
函館事務所 函館
〒040-0063
函館市若松町14番10号
(函館ツインタワー)
☎ 0138-26-4511(代表)



新潟支店 新潟
〒951-8068
新潟市上大川前通7番町1243番地
(新潟商工会議所会館)
☎ 025-229-0711(代表)



東海支店 名古屋
〒460-0002
名古屋市中区丸の内1丁目17番19号
(名古屋長和ビル)
☎ 052-231-7561(代表)



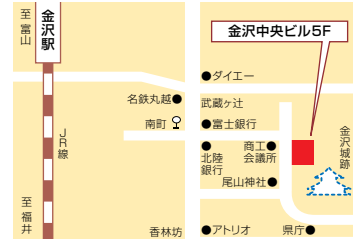
釧路事務所 釧路
〒085-0847
釧路市大町1丁目1番1号
(道東経済センタービル)
☎ 0154-42-3789(代表)



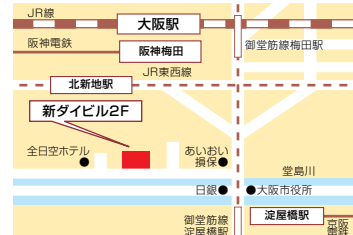
東北支店 仙台
〒980-0811
仙台市青葉区一番町2丁目1番2号
(仙台長和ビル)
☎ 022-227-8181(代表)



北陸支店 金沢
〒920-0937
金沢市丸の内4番12号
(金沢中央ビル)
☎ 076-221-3211(代表)



関西支店 大阪
〒530-0004
大阪市北区堂島浜1丁目2番6号
(新ダイビル)
☎ 06-6345-6531(代表)



中国支店 広島
〒730-0031
広島市中区紙屋町2丁目1番22号
(広島興銀ビル)
☎ 082-247-4311(代表)



四国支店 高松
〒760-0050
高松市亀井町5番地の1
(百十四ビル)
☎ 087-861-6677(代表)



大分事務所 大分
〒870-0021
大分市府内町3丁目4番20号
(明治生命大分恒和ビル)
☎ 097-535-1411(代表)

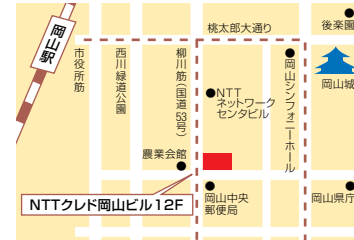


相談センター

- 東北
秋田市 018-866-7676
盛岡市 019-624-5880
山形市 023-622-4666
- 関東・甲信
水戸市 029-300-4601
長野市 026-266-7021
- 東海・北陸
静岡市 054-221-7255
福井市 0776-36-5459
津市 059-246-8181
- 近畿
京都市 075-257-2332
神戸市 078-302-9377
- 中国・四国
鳥取市 0857-26-6666
徳島市 088-635-2222
高知市 088-871-6066
- 九州
長崎市 095-823-1256
熊本市 096-319-1775
宮崎市 0985-22-1130

(各相談センター・相談室の相談日等については電話にてご確認ください。)

岡山事務所 岡山
〒700-0821
岡山市中山下1丁目8番45号
(NTTクレド岡山ビル)
☎ 086-227-4311(代表)



松山事務所 松山
〒790-0003
松山市三番町7丁目1番21号
(協栄生命松山ビル)
☎ 089-921-8211(代表)



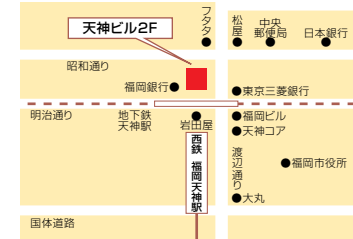
南九州支店 鹿児島
〒892-0842
鹿児島市東千石町1番38号
(鹿児島商工会議所ビル)
☎ 099-226-2666(代表)



松江事務所 松江
〒690-0887
松江市殿町111番地
(松江センチュリービル)
☎ 0852-31-3211(代表)

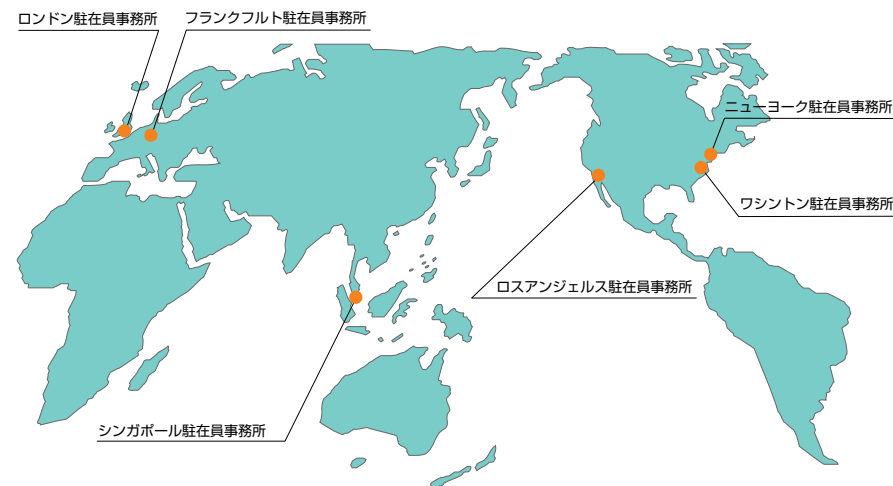
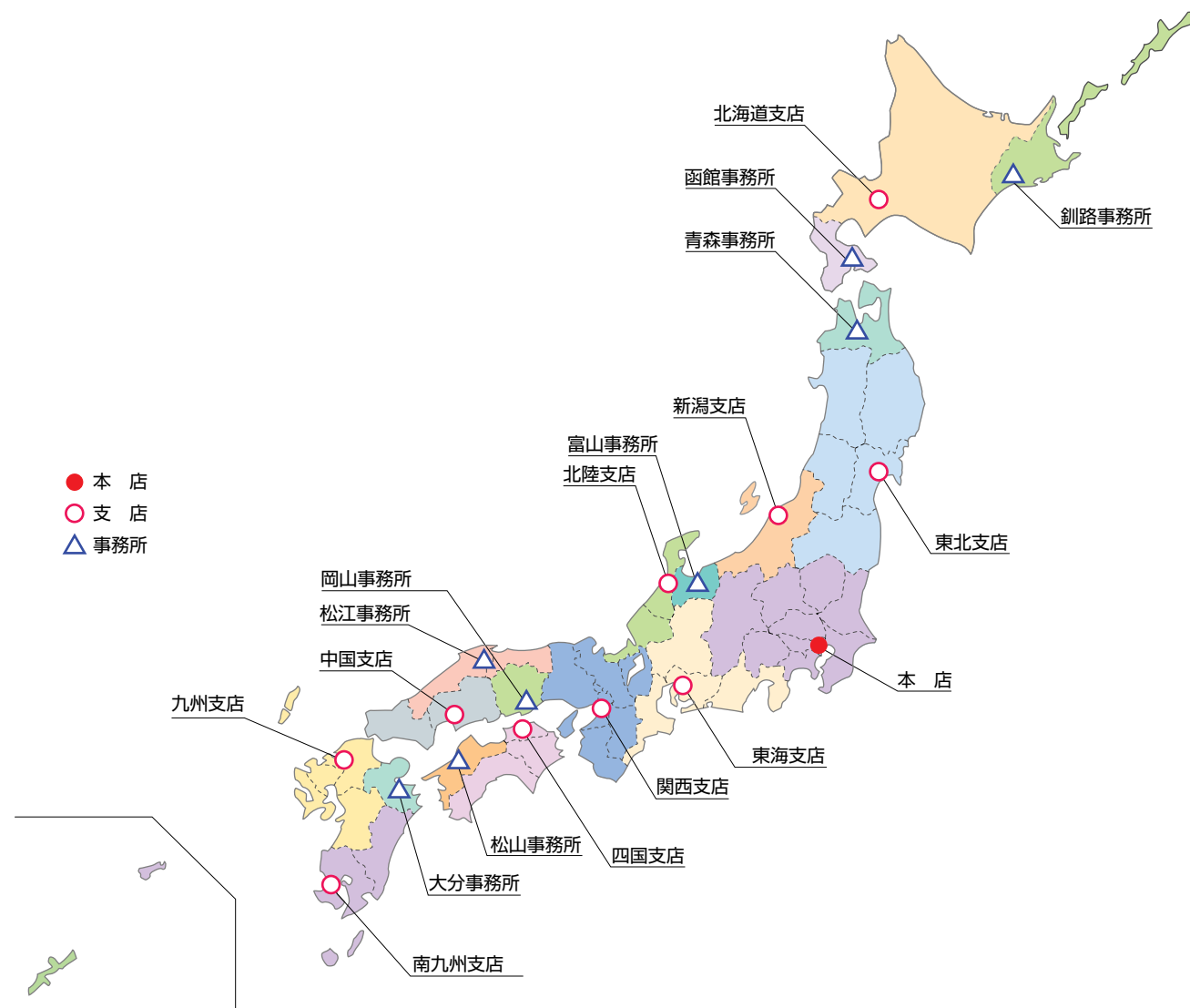


九州支店 福岡
〒810-0001
福岡市中央区天神2丁目12番1号
(天神ビル)
☎ 092-741-7734(代表)



海外

- ワシントン駐在員事務所
1101-17th Street, N.W., Suite 1001,
Washington, D.C.20036, U.S.A.
☎ 1-202-331-8696
- ニューヨーク駐在員事務所
1251 Avenue of the Americas, Suite
830, New York, NY 10020, U.S.A.
☎ 1-212-221-0708
- ロスアンゼルス駐在員事務所
601 South Figueroa Street, Suite 2190,
Los Angeles, CA 90017-5748, U.S.A.
☎ 1-213-362-2980
- ロンドン駐在員事務所
Level 12, City Tower, 40 Basinghall
Street, London, EC2V 5DE,
United Kingdom
☎ 44-20-7638-6210
- フランクフルト駐在員事務所
Frankfurter Buero Center, Mainzer
Landstrasse 46, 60325 Frankfurt am
Main, Federal Republic of Germany
☎ 49-69-7191760
- シンガポール駐在員事務所
36 Robinson Road, #07-04 City House,
Singapore 068877
☎ 65-2211779



平成13年7月

発行 日本政策投資銀行 総務部
(ディスクロージャー担当部署)

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目9番1号

TEL: 03 (3244) 1900

ホームページアドレス: <http://www.dbj.go.jp/>

本誌は100%再生紙を使用しています。

本誌に掲載してある数字は、端数処理のため、各項目の和、累計または合計が一致しないことがあります。